

平成 30 年

第 1 1 回 東峰村議会定例会会議録

開会：平成 30 年 12 月 11 日

閉会：平成 30 年 12 月 13 日

福岡県東峰村議会

平成30年 第11回東峰村議会定例会

招集年月日 平成30年12月11日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成30年12月11日 9時30分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 平成30年12月13日 12時14分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	○
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

12月11日 9名	12日・13日 10名
-----------	-------------

欠席議員

12月11日 7番 長澤貞義 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため

会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	高橋英治
教育長	佐々木孝		
総務課長	眞田秀樹	企画政策課長	小林純一
住民税務課長	岩橋一成	農林観光課長	梶原浩二
保健福祉課長	室井英信	建設水道課長	大塚健司
教育課長	室井慶久	災害対策室長	野寄和秀

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	日野正		

村長提出議案の題目

議案第43号	東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第44号	東峰村ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号	東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第46号	平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について
議案第47号	平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について
議案第48号	平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について

議員提出議案の題目

意見書第 1 号	国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出について
発議第 4 号	J R 日田彦山線の早期全面復旧と長期的な運行の確保を求める決議について
発議第 5 号	地方創生検証特別委員会の設置に関する決議案の提出について
発議第 6 号	高倉寛視議員に対する議員辞職勧告決議について
発議第 7 号	佐々木紀嘉議長に対する問責決議案について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 2 1 条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則 1 2 5 条)

8 番 大蔵久徳 議員 9 番 伊藤均 議員

第 1 1 回 東峰村議会定例会会議録

平成 3 0 年 1 2 月 1 1 日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成30年 第11回東峰村議会定例会議事日程

平成30年12月11日開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 東峰村ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第45号 | 東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について |
| 日程第10 | 議案第47号 | 平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について |
| 日程第11 | 議案第48号 | 平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について |
| 日程第12 | 意見書第1号 | 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出について |
| 日程第13 | 発議第 4号 | JR日田彦山線の早期全面復旧と長期的な運行の確保を求める決議について |
| 日程第14 | 発議第 5号 | 地方創生検証特別委員会の設置に関する決議案の提出について |

開 会	
議 長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、平成30年第11回東峰村議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お配りをしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 長澤貞義議員、8番 大蔵久徳議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員長に、会議等議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>議会運営委員会の報告をいたします。</p> <p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る平成30年第11回東峰村議会定例会の運営につきまして、12月3日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例改正等議案が3件、補正予算が3件、発議が2件、意見書が1件、予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日11日から18日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に一般質問を予定しております。</p> <p>12日には、引き続き一般質問を行い、13日には議案の審議、質疑、討論、採決を予定しております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたします。報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日11日から18日までの8日間といたしたいと思いま</p>

	<p>す。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、12月11日から18日までの8日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p> <p>(事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、平成30年第11回東峰村議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにたいへんお忙しい中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>さて、早いもので今年も残すところ20日となりました。師走に入りますと、人の動きや車の動きなど、日に日に慌しさを感じる今日この頃ですが、このような中、車の事故や飲酒運転などが発生しやすくなりますので、私たちもコンプライアンスを重視していかなければならないと思っております。</p> <p>また、本年も政治、経済、自然災害など、世界中で大きな出来事がありました。自然災害を振り返りますと、7月5日の日、私たちは、昨年九州北部豪雨の追悼式を行っている最中、午後からの雨により6日にかけて、昨年と同じような時期に甚大な西日本豪雨災害が発生をいたしました。この豪雨災害により、230名以上もの尊い命が失われ、多くの方が被災をされました。</p> <p>師走を迎え、未だに避難生活を余儀なくされている方々に対し、衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、くる年が良い年でありますよう祈念をする次第であります。</p> <p>また、私たちの東峰村におきましても、昨年7月の豪雨災害から1年と5カ月が過ぎました。県並びに各自治体からの派遣職員の皆さんなどの協力により、一步一步災害復旧が進んでおりますけれども、村民の皆さん、職員の皆さんのさらなるご尽力、そういったものを心から感謝を申し上げます。</p> <p>福岡県で一番小さな村、高齢化率も一番の本村ですが、持続可能な村として、また、村民の皆さんが元気で今後とも生き生きとした良い村づくりに、私も邁進していく所存でございますので、引き続き議員各位の皆さんのご理解とご協力</p>

を、今後ともお願いをする次第であります。

それでは、本定例会に執行部から提案をしております各議案について、ご説明を申し上げます。

本定例会には、条例の制定について3件、補正予算について3件、合計6件の議案を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

議案第43号、東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、平成29年7月の九州北部豪雨災害復旧に際し、工事にて発生する土砂を処分する受入地の造成整備を進める中、処分場として今後適切に管理運営を図るために、必要となる条例を制定するものです。

議案第44号、東峰村ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東峰村ケーブルテレビを視聴するために必要な光ケーブル引き込み工事の費用を、事業所加入者については、村負担から自己負担へと変更するため、条例の一部を改正するものです。

議案第45号、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものです。

議案第46号、平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億664万3千円を追加し、歳入歳出の総額を59億9,106万9千円とするものです。

歳出の主なものとして、一般管理費として、人事院勧告等による人件費など1,043万円、財産管理費として、庁舎等修繕費など470万9千円、光地域情報通信費として、光ケーブル移設費811万1千円、税務総務費として、ふるさと納税返礼品など127万円、国民健康保険事業特別会計への操出金422万8千円、特別養護老人ホーム管理費として、空調更新やボイラー防音工事で1,064万9千円、農地中間管理事業費として、機構集積協力金185万8千円、林道施設費として、付替林道(江川・水浦線)の災害対策工事に係る用地購入・補償費781万6千円、商工振興費として、復興支援プレミアム付き商品券事業361万2千円、学校管理費として、東峰学園の各教室への空調設置4,730万円などを計上しております。

歳入としては、国庫支出金、寄附金、基金繰入金、村債などを計上しております。

議案第47号、平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ460万7千円を追加し、歳入歳出総額を1億9,839万7千円とするものです。

主な歳出として、各浄水場系統の漏水修理に係る経費を計上しております。

歳入としては、簡易水道基金を充てることとしております。

	<p>議案第48号、平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,252万2千円を追加し、歳入歳出総額を3億4,286万9千円とするものです。</p> <p>主な歳出として、保険事業に係る給付金829万4千円、国県等精算返還金413万9千円などを計上しております。</p> <p>歳入としては、保険給付費等交付金、一般会計繰入金を計上しております。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれにしても今後の村政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第11までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第43号「東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>3ページ目をご覧ください。</p> <p>議案第43号「東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成30年12月11日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、平成29年7月九州北部豪雨災害復旧に際し、工事にて発生する多量の土砂を処分する受入地の造成整備を進めている中、処分場として、今後適切に管理営を図るために必要となる条例を制定することについて、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>4ページ目をご覧ください。</p> <p>平成30年東峰村条例</p> <p>東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の制定について</p> <p>東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例を次のように定める。</p> <p>東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例</p> <p>目的、第1条、この条例は、村内の公共事業等で発生する土砂等の処理及び再利用を適正にできるよう東峰村残土処理場（以下「処理場」という。）を設置し、当該処理場を適正かつ円滑に運営することを目的とする。</p> <p>用語の定義、第2条、この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

(1) 土砂等 処理場に処理される公共事業等により発生する土砂、岩石等で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

(2) 処理場 東峰村が運営管理し、村長があらかじめ指定した土砂等を搬入して埋立て、造成する場所をいう。

(3) 使用 処理場に土砂等を処理することをいう。

(4) 使用者 処理場を使用する者をいう。

名称及び位置、第3条、処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 中尾残土処理場

位置 東峰村大字宝珠山3387番地

5ページ目をご覧ください。

使用の許可、第4条、使用者は、あらかじめ村長に申請し、処理場の使用許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。

2、村長は、前項の規定により許可する場合は、環境保全及び処理場の管理上必要な条件を付することができる。

3、村長は、許可する使用者に残土処理場使用許可証及び残土処理場使用票を交付する。

使用の不許可、第5条、村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、処理場の使用を許可しない、もしくは使用の制限、中止を行うことができる。

(1) 処理場の許容量や日当たりの運搬台数など、管理運営上支障が生じると判断したとき。

(2) 処理場を使用させることが適当でないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げられる場合のほか、村長が特に必要と認めるとき。

変更の承認、第6条、第4条第1項の規定により使用許可を受けた使用者が、その内容を変更するときは、事前に村長の承認を受けなければならない。

使用許可の有効期間、第7条、第4条第1項の規定による使用許可の有効期間は、1年とする。ただし、村長が特に必要と認めた場合は、期間を更新することができる。

使用許可の取り消し、第8条、村長は、使用許可を受けた使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は処理場の許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が不正に第4条第1項の使用許可及び第6条の承認を受けたとき。

(2) 使用者が第4条第2項の規定により付した条件に従わないとき。

(3) 前2号に掲げられる場合のほか、村長が特に必要と認めるとき。

権利の譲渡、第9条、第4条第1項の規定による使用許可の権利は譲渡することができない。

ただし、相続人及び合併設立法人等についてはこの限りではない。

使用料、第10条、村長は、第4条第1項の規定により使用許可をした使用者

	<p>から、別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2、使用者は、使用料を村長が発行する納入通知書により、指定期日までに納入しなければならない。</p> <p>使用料の減免、第11条、村長は、特別な理由があると認めるときは、前条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>委任、第12条、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表、第10条関係。</p> <p>区分 土砂等、処理場名 中尾残土処理場、使用料 1,200円でございます。</p> <p>別途補足としてですね、A3資料を補足説明書でお配りしているところがございます。</p> <p>A3、1枚目が位置図を示しておりまして、丸印をしておりますけれども、大字宝珠山字中尾ということで、金剛野橋を渡って日田市のほうに向かう途中でございます。</p> <p>1枚お開きください。左側のページでございます。</p> <p>造成計画平面図を図示しております。</p> <p>赤い範囲が開発区域でありまして、緑の範囲が盛り土となっております。</p> <p>左下のほうに総括表を付けておりますけれども、約19万㎡を処分できる造成所となっております。</p> <p>右側のほうをご覧ください。</p> <p>センターラインの縦断図を付けておりまして、一番最下段のほうに、一番左側のほうに赤色で示しているところ、こちらが堰堤施設を設けます。</p> <p>それから、緑色で着色しておりますけれども、そちらのほうは順次埋め立てしていくところございまして、こちらのほうが約19万㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 議案第44号「東峰村ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>7ページでございます。</p> <p>議案第44号「東峰村ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成30年12月11日提出、東峰村長名です。</p> <p>提案理由、東峰村ケーブルテレビを視聴するために必要なケーブルテレビの引</p>

	<p>き込み工事費用を、事業所加入者については村負担から自己負担へと変更するため、改正するものである。</p> <p>なぜ、事業所加入者の方に引き込み工事の負担を求めるかにつきましてはですね、近年工事に係る現場事務所の設置において、このケーブルテレビの引き込み工事の申請が出されるようになってきているところでございます。</p> <p>現場事務所につきましてはですね、既設の電柱からかなり離れているケースが多く見られまして、多額の引き込み工事が発生する状況にあります。</p> <p>しかもですね、工事が終われば事務所も撤去ということになりますので、村としては、事業所に応分の負担を求めたいと考えて、改正をするものでございます。</p> <p>8ページのほうに、改正の案が示されておりますけれども、現行では、引き込み工事は村が負担することとなっておりますが、これを改正いたしまして、引き込み工事を一般加入者と事業者加入者に分けまして、一般加入者につきましては、これまでどおり村が負担することとして、事業所加入者の引き込み工事については、自己負担とするものです。</p> <p>ただし、一般加入者でございまして100mを超える引き込み工事につきましては、これまでどおり自己負担をしていただくというものでございます。以上です。</p>
<p>日程第8</p>	
<p>議長</p>	<p>日程第8 議案第45号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第45号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成30年12月11日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>これにつきましては、人事院勧告に準じてですね、国の法律のほうは11月の30日に公布されました。これを受けて、村の条例を改正するものでございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>この条例は4条立てになっております。</p> <p>まず第1条として、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。</p>

これは、適用が30年の4月1日にさかのぼって適用される部分でございます。

第17条として、宿日直手当、宿日直手当が4,200円から4,400円に改正されるものです。

第20条、勤勉手当がですね、11ページのほうになりますが、人事院勧告といたしまして、月例給について、初任給で1,500円から400円程度の月例給が上がるという部分と、期末勤勉手当が0.05月。現在、期末手当2.6月、勤勉手当1.8月の4.4月の支給でございますが、これに0.05勤勉手当を追加いたしまして、勤勉手当がですね、1.85月になるものです。

これについて、11ページの19条の中段でですね、その0.05月を本年30年度の支給については、12月に支払うという部分の改正の条文になっているものでございます。

その下、別表第1につきましては、行政職給料の給料表でございます。それぞれに応じて1,500円から400円ですね、金額となっているところでございます。

あと16ページですね、16ページからが別表第2医療職の給料表になっております。これも新旧対照表でご覧いただきたいと思っております。

続いて、20ページをお願いいたします。

20ページが、第2条の一般職の職員の給与の一部改正条例でございます。

これは、平成31年4月1日以降に施行されます改正の条例になっております。

これについては、期末手当と勤勉手当、特に期末手当が、これまで6月と12月ですね、支給の月数が変わっておりました。これを同率にするということで、内容としては期末手当をですね、6月、12月それぞれに100分の130、1.3月分ですね、掛けるの2で2.6月ということで、期末手当の総額は変わりませんが、これまで12月に多かった分が2回に分けてですね、均等に期末手当を支給するという割合になっているものです。

あと続いて、20条の勤勉手当、勤勉手当につきましては、先ほど0.05月の支給増になった分をですね、6月と12月に0.025ずつ振り分けまして、100分の92.5月をですね、支給するという改正条文でございます。

特定幹部職員にあつては、ちょっと割合は変わりますが、期末手当、勤勉手当の割合は変わりますが、総額の支給割合の4.45月分というのは変わっておりません。

続いて、第3条、東峰村一般職の任期付職員の採用に関する条例の改正でございます。

これについては、第7条が第2条第1項、これについては、特定任期付職員ということで、当村で5名採用しております任期付職員については、第3条に基づ

	<p>く雇用でございますので、直接うちで今雇用している職員はございませんが、第7条についての給与月額の改正でございます。</p> <p>あと4項ですね、4項については、特定任期付職員については期末手当とですね、その分の支給の割合の変更でございます、これについては、ちょっとうちとしては該当の職員はいないということで申し添えておきます。</p> <p>次のページ、23ページ、第8条でございます。</p> <p>第8条が、第3条で採用された職員ということで、うちで5名採用している職員の部分で、給料月額がですね、それぞれ400円ずつ上がるということで、給与表の改定を行うものでございます。</p> <p>第3条につきましては、平成30年4月1日にさかのぼって適用ということになります。</p> <p>第4条については、任期付職員の条例でございますが、平成31年の4月1日から施行という形になっております。これも先ほどの3条の条文の中でありました7条の第4項のですね、期末手当支給割合について、割合をですね、変更するものでございます。</p> <p>附則、施行期日等。</p> <p>1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2、第1条の規定による改正後の東峰村一般職の職員の給与に関する条例の規定、及び第3条の規定による改正後の東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>3、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、附則第3項の規定に基づいて支給された給与を含む。）又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 議案第46号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>25ページをお願いいたします。</p> <p>議案第46号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）」</p> <p>平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。</p>

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億664万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,106万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。

平成30年12月11日提出、東峰村長名でございます。

26ページが、第1表の歳入歳出予算補正の歳入の部分でございます。

国庫支出金、寄附金、繰入金、諸収入、村債で1億664万3千円の補正となっております。

明細につきましては、事項別明細の中でご説明申し上げます。

27ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正の第1表の歳出分でございます。

総務費、民生費、農林水産費、商工費、教育費、諸支出金の、合せて1億664万3千円の補正でございます。

28ページをお願いします。

第2表、地方債の補正、変更分についてご説明申し上げます。

臨時財政対策債4,911万5千円が5,099万1千円になっております。これは、同意額がですね、正式に固まったことによりまして、補正で金額を計上するものでございます。

次の過疎対策事業債、これは、商工債がですね、真ん中辺りになりますが、商工債が440万円から740万円に上がっております。これについては、復興支援のプレミアム付き商品券に係る部分の起債の増額でございます。

次の、一般補助施設整備等事業債、これが総務債として1,680万円が出ております。これについては、地方創生の関係の事業で、岩屋キャンプ場の改修について、創生の交付金の残余の金額について財源の協議を行っておりまして、起債のほうがですね、借り入れるということになりましたので、今回、補正で計上するものでございます。

この起債につきましては、交付税措置が概ね3割程度ということでございます。たぶん過疎債等に比べて低い割合ではございますが、一般財源を使うよりはですね、起債のほうを借り入れるという形で選択をしておりますので、この形で補正を計上させていただいているものです。

次に29ページ、学校教育施設等整備事業債、教育債として2,290万円を補正計上させていただいております。これは、歳出の中で、東峰学園の空調設備の設置工事の財源として記載を起こすものです。

国庫補助の残額と、基準額に対する国庫補助の残額の全額が起債に充てられるということで、2, 290万円の起債を行うものです。これについては、交付税措置として60%、6割の交付税措置があるということで聞いております。

それでは、32ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。

11款2項4目教育費国庫補助金1, 147万6千円、これは、冷房設備対応臨時特例交付金ということで、学園の空調設置についての国庫補助金でございます。

5目農林水産費国庫補助金185万8千円、これは、機構集積協力金、農地中間事業に基づくもので、歳出のほうで担当課が説明すると思います。

11款3項2目民生費国庫委託金、国民年金事務費として27万円、14款1項1目寄附金、ふるさと納税として300万円、15款2項1目財政調整基金繰入金950万6千円、12目施設改修等基金繰入金2, 814万3千円。

施設改修等の繰入金については、庁舎等の修繕と小石原庁舎の電話の更新、宝珠の郷の空調等の交換と学校関係のですね、先ほどの教室等の空調の設置について、基準を超える部分について、基金から繰り入れることとしております。

17款4項1目雑入、水資源機構より781万4千円、これは、林道施設費にてですね、支出をする、付替林道の関係の工事についてですね、雑入として受け入れるものでございます。

18款1項1目総務債1, 867万6千円、臨時財政対策債として187万6千円と一般補助施設整備等事業債として1, 680万円、これについては、先ほど説明したとおりでございます。

次、33ページをお願いいたします。

商工債300万円、これは、プレミアム付きの地域商品券事業についての起債でございます。

教育債2, 290万円、学校教育施設整備等事業でございます。これについても先ほどご説明したとおりでございます。

34ページからの歳出につきましては、総務課の部分を説明申し上げたいと思います。

まず、2款1項1目一般管理費として、給与、職員手当、共済費をそれぞれ総額計上しております。これについては、先ほどありました人事院勧告に準ずる給与改定が主なものでございますが、あとは当初予算で計算ができておりませんでした通勤手当等をですね、任期付職員等の関係もございしますが、この関係で通勤手当がですね、当初予算よりも必要になっているということで、増額等を行っているものでございます。

需用費のコピー用紙等については、事務費についてですね、増額の計上をしているものです。

	<p>2目文書広報費、郵便等通信費については、郵便と通信費について100万円ですね。これについては、やはり災害の関係で、非常にそういった通信、郵便等が多いということで、不足と見込まれる金額をですね、計上するものでございます。</p> <p>5目財産管理費として需用費、設備修繕料、これについては、小石原の浄化槽の関係、また小石原関係で、何か配管の工事が、老朽化しているとかですね、そういった感じで、ちょっと庁舎関係で老朽化の修繕が必要な部分がございます。これについてですね、320万9千円の計上をしております。</p> <p>15節として工事請負費150万円、これは、小石原庁舎の電話設備の更新工事でございます。これは、小石原庁舎の電話がもう20年近く、10何年かなりあります。これで、途中で切れるとかですね、そういった状態が起きておまして、電話と主装置を更新をするものでございます。</p> <p>35ページの下のほうになります、3款4項1目災害救助費で災害救助費繰替支弁金の返還金で231万3千円を計上させていただいております。</p> <p>これは、29年度に概算交付として支弁金を受け入れた部分で、精算する中で、特に主なものとして、応急修理の関係で対象とならなかった部分、非該当となった部分がございます、その分の精算としてですね、この金額を国県のほうに返還という形でお返りする金額を計上しているものでございます。</p> <p>総務課の関連につきましては、以上です。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画課の所管するところを説明させていただきます。</p> <p>34ページ、2款1項22目光地域情報通信費811万1千円の補正をお願いしたいと思っております。</p> <p>内容につきましては、光ケーブルの移設費ということで、災害復旧の工事が本格化する中で、電柱の復旧と言いますか、どんどん電柱のほうが復旧しておまして、ケーブルテレビ、そちらのほうに架設しておりますので、合せて移設工事を行うというものでございます。10カ所分ほど入っております。</p> <p>当初予算ではですね、なかなかどのタイミングで移設が必要になるかということが、なかなか想定できませんので、今後もこの移設費については、補正の中で対応をお願いしていただきたいと思っております。</p> <p>それから、その下の28目まち・ひと・しごと創生事業費につきましては、先ほど総務のほうから歳入についてのご説明はございましたけれども、財源の振り替えでございます。以上です。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>保健福祉課の所管するところの説明をいたします。</p> <p>35ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項3目国民健康保険基盤安定費、28節繰出金の422万8千円の補正</p>

	<p>ですが、詳しく国民健康保険特別会計のところでご説明をしたいと思いますが、職員給与の操出金12万円は、職員給与の条例改正に伴う補正でございます。</p> <p>その他操出金としまして、410万8千円につきましては、平成29年度の補助金の精算に伴う補助金の返還が生じたので、補正を行うものでございます。</p> <p>7目障害者福祉費、20節の100万円の補助ですが、補装具、障害者自立支援費給付費の不足が見込まれますので、それぞれ50万円ずつの補正を行うものでございます。</p> <p>8目保健福祉センター管理費、11節光熱水費186万5千円の補正ですが、電気・ガス代の単価の高騰によりまして、予算の不足が見込まれますので補正を行うものです。</p> <p>3款2項1目児童福祉費、23節ですが、1万2千円です。これは、平成29年度の一時預かり事業分の国庫補助金精算に伴う返還金が生じたので、補正を行うものでございます。</p> <p>3款3項9目特別養護老人ホーム管理費、15節ですが、宝珠の郷防音工事費の152万3千円ですが、宝珠の郷の温水ボイラーの夜間の湯を沸かす燃焼音が響くとの苦情がありましたので、その防音対策としまして、排気筒の一部、吸気連動に交換するものでございます。</p> <p>それと19節の宝珠の郷空調機更新負担金の912万6千円につきましては、宝珠の郷の空調、1・2階分の共有の部分で効率蓄熱方式により運用されておりましたが、故障してですね、18年を経過したため部品もなく修理もできないということからですね、宝珠の郷と協議を行いまして、空調の更新工事を宝珠の郷が主体となり行い、工事につきましても宝珠の郷と折半で行うということから、村の負担の分のですね、補正を行うものでございます。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>住民税務課長</p>
<p>住民税務課長</p>	<p>34ページをお願いいたします。</p> <p>2款2項1目税務総務費で11節需用費80万円、これはですね、ふるさと納税の返礼品に伴うものでございます。</p> <p>12節役務費20万円、こちらにつきましては、ふるさと納税の送料になります。</p> <p>13節委託料27万円、こちらにつきましては、ふるさと納税の業務委託料ということになっております。総額127万円の補正をさせていただきたいと思っておりますが、先ほど歳入のところでは300万円のふるさと納税の歳入、寄附金ということで、300万円の歳入を見込んでおります。</p> <p>この127万円と申しますのは、いずれも返礼品3割とかですね、送料何%とかございますが、現時点での予算残額を考慮いたしまして、あくまで寄附金です</p>

	<p>ので、いただける額が、これはもうあくまで見込みしかございませんが300万。それから、現時点での予算額に対する、予算額を見越しまして、補正をさせていただく額が、127万円という形で補正をさせていただいておりますので、その辺りをご理解をいただきたいと思います。以上です。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>35ページをお願いしたいと思います。</p> <p>一番下段の6款1項16目農地中間管理事業費でございますが、185万8千円。これにつきましては、一定地域の農地の2割以上を集積し、中間管理機構に貸し付けることにより、国の補助金でございます経営転換協力金と地域集積協力金の合計、合せて185万8千円を交付を受けるものでございます。</p> <p>これは、一定地域と今申し上げましたが、大字小石原地域約33haを一区切りとして、7haを集積し、中間管理機構に預けております。</p> <p>その中には5件ほど、農業をリタイアされる方、また経営規模を縮小される方、こういった方がいらっしゃいますので、そういった方に経営転換協力金というものが行くわけでございます。</p> <p>また、地域集積協力金のほうは、農地を集積された、その農地を受託される地域に協力金として行くこととなります。いずれも国庫補助金で全額賄われるものでございます。</p> <p>36ページ、7款1項1目商工振興費ですが、これは、昨年に引き続き福岡県の支援を得ることができましたので、復興支援プレミアム付き地域商品券発行を行うものでございます。発行総額は3,600万、600万円がプレミアム分でございます。</p> <p>そのプレミアムの600万の内、10%を県が負担いたします。残りの300万を村が負担することとなります。</p> <p>また、これに係る事務費が発生しますので、61万2千円を計上しておりますが、この額は昨年と同額でございます。以上でございます。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>36ページ目をご覧ください。</p> <p>36ページの上段です。6款農林水産費、5目林道施設費でございます。</p> <p>こちらにつきましては、先ほど総務課長のほうからも説明がありましたけれども、現在小石原川ダム建設に際しまして、補償工事として林道整備を水資源機構にて進めているところでございますけれども、その中で北部豪雨によって災害が発生し、土砂崩落等が発生した個所のですね、林道整備費として行うものでございます。</p> <p>内訳としましては、12節役務費、収入印紙6千円、17節公有財産購入費、こちらは用地購入費でございます。659万9千円。</p> <p>22節補償補填及び賠償金、こちらについては補償費でして、立木の補償とな</p>

	<p>っております。124万1千円でございませう。実質的には歳入にありませうように、水資源機構によって負担されるものでございませう。</p> <p>36ページの最下段、13款諸支出金でございませう。</p> <p>1目操出金でございませうけれども、こちらにつきましては17万円、職員給与等に関するものでございませう。以上でございませう。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>同じく36ページです。</p> <p>10款2項1目学校管理費、4,730万円の補正です。東峰学園の空調の設置工事の部分でございませう。</p> <p>普通教室が10教室、特別教室が5教室、特別教室の準備室が3教室、計18教室の空調設備を考えております。</p> <p>13節委託料としまして430万円、15節工事費として4,300万円。</p> <p>財源内訳としまして、国庫補助が1,147万6千円、学校教育施設等整備事業債が2,290万円、施設改修等基金が1,287万円、あと一般財源の5万4千円でございませう。以上でございませう。</p>
日程第10	
議 長	<p>日程第10 議案第47号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めませう。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>37ページ目をご覧ください。</p> <p>議案第47号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）」でございませう。</p> <p>平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ467万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,839万7千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成30年12月11日提出、東峰村長名でございませう。</p> <p>38ページ目をご覧ください。</p> <p>歳入でございませう。</p> <p>5繰入金としまして、補正467万円を計上しております。</p> <p>39ページ目をご覧ください。</p> <p>歳出でございませう。</p> <p>1総務費、総務管理費として467万円を補正として計上いたしております。</p>

	<p>説明として、42ページ目をご覧ください。</p> <p>2歳入、5款繰入金、繰入金としましては、一般会計繰入金としまして17万円、水道基金繰入金としまして450万円、合せて467万円となっております。</p> <p>43ページ目をご覧ください。</p> <p>歳出、1款総務費、1目一般管理費でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど説明しましたように、職員の給与等で17万円計上いたしております。</p> <p>4目鼓浄水場系統管理としまして、こちらにつきましては、先ほど村長のほうからも説明がありましたけれども、漏水箇所等の修繕費用等ですね、11節需用費として100万円計上しております。</p> <p>7目千代丸浄水場系統管理費、こちらにつきましても、漏水等修理としまして250万円。</p> <p>8目竹浄水場系統管理費としまして、需用費、こちらも漏水等修理としまして、100万円計上いたしております、トータル467万円となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
日程第11	
議 長	<p>日程第11 議案第48号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保 健 福 祉 課 長	<p>44ページをお願いいたします。</p> <p>議案第48号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）」</p> <p>平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,252万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,286万9千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成30年12月11日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>45ページをお願いいたします。</p> <p>詳細につきましては、事項別明細書のほうで説明をしたいと思います。</p> <p>歳入です。</p> <p>県支出金、繰入金、補正額が1,252万2千円。</p> <p>歳出、総務費、保険給付費、国民健康保険事業納付金、諸支出金で1,252万2千円でございます。</p>

	<p>49ページをお願いいたします。</p> <p>歳入ですが、6款1項1目保険給付費交付金ですが、1節の普通交付税の829万4千円でございます。これは、交付金ですね、確定により補正を行うものでございます。</p> <p>10款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与繰入金の12万円につきましては、職員給与の条例の改正に伴い補正を行うものです。</p> <p>8、その他一般会計繰入金410万8千円につきましては、平成29年度ですね、補助金の精算に伴い、補助金の返還が生じたため行うものでございます。</p> <p>50ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、1款1項1目一般管理費の12万円につきましては、職員給与の条例の改正に伴い補正を行うものでございます。</p> <p>2款2項1目一般被保険者高額療養費、19節で829万4千円ですが、高額療養費の不足が見込まれますので、補正を行うものでございます。</p> <p>3款1項1目一般被保険者医療給付費分で、19節の負担金で53万7千円と、2目の退職被保険者等医療給付費分で19節の負担金の5万9千円につきましては、納付金ですね、確定により補正を行うものでございます。</p> <p>3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分で、19節の負担金で、マイナスの8万7千円と、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分で負担金1万1千円、これも納付金の確定により補正を行うものでございます。</p> <p>51ページをお願いいたします。</p> <p>3款3項1目介護納付金、19節の負担金で、マイナスの55万1千円の減額です。これも納付金の確定によりまして補正を行うものでございます。</p> <p>9款1項7目療養給付費負担金償還金、23節で395万3千円ですが、平成29年度の療養給付費補助金の精算に伴いまして返還金が生じますので、補正を行うものでございます。</p> <p>9目特定健康診査等負担金償還金の23節の7万8千円ですね、平成29年度の特健診の補助金の精算によりまして返還金が生じたので、補正を行うものでございます。</p> <p>10目その他償還金、23節ですが、10万8千円ですが、平成29年度の共同事業負担金の精算に伴いまして返還金が生じたので、補正を行うものでございます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	以上で、補足説明を終了します。
休憩	
議長	10時45分まで休憩いたします。
再開	(10時37分)

議 長	<p>休息前に引き続き、再開をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(1 0 時 4 5 分)</p>
日程第 5	
議 長	<p>日程第 5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は、7 名の議員より提出されております。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は 6 0 分以内となっております。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>1 番 梶原伯夫議員の質問を認めます。</p> <p>1 番 梶原伯夫議員</p>
1 番	<p>まず最初に、災害復旧工事の着手時にはですね、地権者への説明は分かりやすくしてもらわないと、なかなか分かりづらいと思うんですが、どのように説明はやっていますか。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>公共災や農災の工事着工時に、関係する地権者へ工事スケジュールや仮設計画等について、工事担当者及び施工業者から説明をさせていただいているところであります。</p>
議 長	<p>1 番 梶原伯夫議員</p>
1 番	<p>施工業者と地権者とですね、話し合いと言いますか、説明の中で、そういうところで分からないところがあるんじゃないかと、私が思ってお聞きするんですが。</p> <p>災害復旧は、原状復帰が基本だと言われておりますが、原状復帰のとり方もですね、ちょっと違うんじゃないかと。</p> <p>石垣とかやってですね、上のほうの天端のほうなんか 7 0 cm コンクリをしないとだめという説明は、自分たちになかったわけですね。そういうところがちょっと違うからですね、何と言いますか、地権者の方が現場において、そこはこうじゃない、こうって説明しないと分からない場面が多々あると思うんですよ。</p> <p>だから、そののところがですね、もうちょっと丁寧に説明してもらいたいなと思うんですけど、そののところが、図面とかですね、自分のところの、何と言いますか、畦はですね、6 0 数 m あるんですが、ちょうど大体真ん中ぐらいのところ、1 0 cm 高さが違うごとなつとるわけですね。だけど、その説明は全然聞いてないわけですよ。</p> <p>それを 2 m ぐらいでねぶり付けようとね、ねぶり付けると言うたら分かるんですかね、自然と段々と下ろしてくるような、最初感じにしていたから、それでは困ると言って、1 0 cm 上げてもらうようにはしているんですけど、まだその工事</p>

	<p>は終わってないんですけど、そういうふうなことがですね、よそもあるように多々聞くんですよ。</p> <p>「私方こげんしてもろて、なんか妙なふうになつとる」とかですね、言われるから、そこの何と言いますか、説明はもうちょっと分かりやすくですね、丁寧にやっていただけないかなと思うんですが、いかがですか。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>ただ今、議員のご指摘の件でございますが、やはり公共災、河川の原形復旧というようなことで、背面側というか、農地側にかかる分については、仕上がりの境界確認が必要となりますので、必ず立ち合いはさせていただいております。集落ごとの説明会ということはございませんが、ここには境界の復元というか、境界の確認の必要がありますので、ブロック積みの天端コンクリート、70cmの背面が、これが官民境界となりますというようなことを説明させていただいております。</p> <p>ただ、この70cmが幅が大きいとか、あと高さの関係の提示なり説明が足りなかったというようなところがございます。</p> <p>こちらにつきましても、図面それから丁張をかけた段階でですね、そのような形になるという説明は担当者からも聞いておりますので、その辺りは異論のないようにですね、させていただいているところであります。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そういうふうに、もうちょっと分かりやすくやっていただきたいなと思います。</p> <p>言ったように、「俺は聞いとらん」、「私は説明した」じゃですね、なかなか工事が進まないと思うんで、そこのところをよろしくお願いします。</p> <p>次にですね、またそういう工事のところ、査定にかからないようなところがあるんですよね。石垣があつたりとかして、石が1個抜けたとか緩んでるところ、そこの工事はどうなるんですかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>査定にかからない軽微な破損箇所につきましてはですね、今の議員の質問を聞きますと、やはりそこはやつとかなないと、また今後ですね、また壊れていくというようなことも考えられます。</p> <p>したがいまして、その辺りについては随時ですね、随時と言いますか、担当課あたりとですね、連絡を取り合ってやっていただいたほうがいいと思いますので、ぜひともまたその辺りご面倒でしょうが、担当課のほうと意見調整等を図っていただきたいと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そういうふうになかなかですね、できないと思いますけど、自分たちはですね、言えいいんでしょうけど、なかなか言えない人もいるんじゃないかと思うか</p>

	<p>ら、自分たちからでも言っときたいと思います。</p> <p>次にですね、今現在行われている工事はですね、種類がいろいろあると思うんですけど、業者の選定について、ちょっとお伺いしたいんですが。</p> <p>業者がですね、何と言いますか、土木工事の協会に入らなとか、法面工事協会に入らないかんとか、なんかそういう選定の場合、そういう規定があるんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>工事業者の選定につきましては、副村長を委員長とします東峰村競争入札参加者選定委員会におきまして、厳正かつ公平、適切に選定をしているところであります。</p> <p>今、議員質問の協会に入っておこなきゃいかんとかですね、そういったところにつきましては、やはり業者さんも上から下からと言いますかね、力を持った方から全く力を持たれてない方もいます。</p> <p>そういった中で、いい仕事をやってもらうためにはですね、そういう協会等に属している業者とか、そういったところをちゃんと適正な判断をさせていただいてですね、業者等は決めさせていただいていると思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そういうところ大体分かるんですが、これまでがですね、不落じゃなくて不調になる工事現場が多々あると思うんです。</p> <p>どの工事でもですね、何と言いますか、土木業者が法面工事はやったことがあるとかいう業者だったら、そういうふうに参加させてもいいんじゃないかと、私は思うんですが、そういうところはどういうふうに考えていますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>法面の話なんでしょうか。</p> <p>(1 番議員「はい。」の声あり)</p> <p>一般土木業者もですね、法面をするためにはとび工の資格を持っておかないとですね、法面のほうには参加できないように、これは建設業法上決まっているかと思っております。</p> <p>そういった中で、一般の土木工事におきましてもですね、議員ご承知のように、この事態が続出をしているところでありまして、法面は法面の専門業者がおられますので、そういったところに発注したほうが、よりの確に施工ができるかと思って、法面は法面業者、専門の業者という形で選定をさせていただいているところだと聞いています。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そういういろんな免許のことはですね、あるからなかなかできないとは思いますが、逆に法面業者が土木工事のほうをやるとかですね、そういう方法もあるのかなとは思いますが。</p> <p>でないと、言ったように、村内業者がいなくて、次に朝倉に行く、浮羽に行く、</p>

	<p>大刀洗に行く、段々広げていけばいいとは思いますがですね、できるだけ近いところの業者のほうがいろんな経費もかからなくて、できるんじゃないかと思うんですね。</p> <p>だから今言ったように、土木業者がとび工とか、要するに法面工事をできる免許者がおれば、協会に入ってなくてもできるとか、そういうふうなのはできるんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど申しましたように、建設業法上からいけばですね、とびの工種を申請しているところは、一般の業者であってもですね、法面の工事はできるということです。</p> <p>ただし、先ほど申しましたように、村発注の土木工事すらですね、現在請けられないような仕事量を抱えているというような状況の中で、専門業者に頼んだほうが、現在のところスムーズに行っておりますので、この考え方は間違っていないのかなと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>大体分かりました。</p> <p>でも、今言ったように、できるだけですね、近いところの業者をですね、いろんな言ったように、仕事があるからできないと思うんですが、近くの業者を使っていたらいいかなと思います。</p> <p>それからですね、全然関係ないことはないんですが、去年の災害のときに山が移ってますよね。ちょうど山というよりも谷のところ、倒木が結構多いと思うんですが、ああいうところですね、ちょうど谷が境になっているところであってですね、片っ方の人は片付けると、片っ方の人が片付けないという場合に、補助金とかなんか、どげんと言いますか、どげんかと言うよりも出るのは出るんでしょうけれども、分け方とかのまた問題があるんじゃないかなと思うんですが、そういうところの指導はどうなっているんでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今、議員質問の、谷とかにですね、残された倒木等の処理につきましては、当初から言われているわけでございますけれども、まだ、今災害により流出をいたしました1万7千トンと言われておりますけれども、その約2倍ほどはまだ眠っているだろうと言われております。</p> <p>そういった関係で、今年の西日本豪雨においてもですね、その流木等が土石流となって流れ出したところが、宝ヶ谷で1カ所ございます。</p> <p>いずれにいたしましても、月日が経つにしたがって流木等につきましても腐っていきますので、そういった意味では非常に今後の対応等に、どうしたものかと、行政としても思案をしているところであります。</p> <p>朝倉市辺りの場合はですね、聞くところによりますと、義援金を使った形で、</p>

	<p>上限はあるんですけども、そういった金額で流木等の処理を、倒木ですか、倒木等の処理をやるということはお聞きしておりますけれども、果たして、その義援金でやるのが妥当かどうかというのは、ちょっと疑問が残るところであります。</p> <p>当初におきましては、村の単独事業でですね、里山保全事業とか小規模治山事業等の制度を設けておりますので、できればその制度を使っていただいでですね、処理等をしていただければありがたいなと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、担当課のほうと話を詰めていただいで、対応をお願いしたいと思っております。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	今のところは大体分かったんですが、この谷のところが言ったように、何と言いますか、境で、片っ方がして片っ方がしないとかいうところの説明を、ちょっとお願いします。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>特に集落等について、公共災の立場から発言させていただきますと、今年度に入りまして、11カ所の河川、大肥川、久毛から宝珠山、栗林、松ヶ平から140tの流木を掘り出してと言いますか、それをチップ化するなどの処理を既に行っております。</p> <p>ただ、ご指摘の部分と言いますのは、さらに上流部分にあたるのか、私有林と言いますか、民有林同士の谷あいにある、こちらの谷の所有者は片付けて、こちらは何らかの理由で放置されてあるということに対しましては、公共災害復旧、森林保全という立場もございまして、今現在で発言できますのは集落についてでございます。</p> <p>ただ、福岡県とされましても、何らかの新しい制度を創立させるようなお話は伺っておりますが、何にせよ新年度予算なり新制度でございまして、詳しい情報はつかみかねているところではありますが、そうした事業で対応できていければというふうには思っておるところであります。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>また、そういう利用できるですね、あれができたなら説明のほうをまたよろしくお願いします。</p> <p>次に、ちょっと変わりますが、文化財の保管、整理、管理について、伺います。</p> <p>文化財というものはですね、いろいろ東峰村にあると思うんですが、どこにですね、どのようなものがどれぐらい、どのような形で保管されているんでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	ご質問の件ですが、前任者の方から、これまで長年培ってきたもの、これについての整理しているものについては資料としていただいでおります。

	<p>それで、小石原庁舎等々の保管庫に、それぞれ整理して入れておるところですが、現在、文化財担当が古城原の埋没樹木、それから中原の団地造成に伴う発掘調査にかかっておりますので、十分その有効活用と言いますか、整理等ができていないのが現状です。</p> <p>前任者が示してくれているところ、これはこういう形です、いただいておりますので、こちらのほうでは、何がどこにあるかは一応把握はしております。</p> <p>ただ、1つ1つの発掘されたものの図面を取ったりとか、そういったことがまだできておりませんし、そういったものをどのように展示するかというような整理等々については、まだできておりません。</p> <p>また、まだこれまで出て来ていないものの資料等々を調査する必要もあろうかと思っております。</p> <p>それからですね、今一応整理はしていると言ったものの、きちっとした収納場所が十分ありませんので、現在いくつかの倉庫に分けて保管しているのが現状です、9月の議会のときにも申し上げましたように、村民の方たちの協力もいただきながら、やらないといけないかなと思っております。</p> <p>具体的に言いますと、現在、文化財専門委員さんたちを中心に、東峰村の郷土史愛好会を立ち上げようと今計画しております。来年度以降、その方たちの協力も得ながら調査研究、そして整理をしていきたいというふうに考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>1 番 梶原伯夫議員</p>
<p>1 番</p>	<p>私がいろいろ、前も同じようなことを聞いて悪いんですが、どうしてもですね、何と言いますか、文化財を観光に使いたいなと思っているから何回も言うんですが。</p> <p>いぶき館なり伝産館なりですね、観光客の方にこういうのがあるとか、見せてやりたいなと思うし、伝産館にしてもあんまり入れ替わっていないように見えるんですね。だから、そのいぶき館にしたってずっと高倉健展をやっているから、その場所を取られているから、他のいろんな、他のができないと思うところはありますが。</p> <p>だから、観光客にですね、見せられるとかいうようなのを選び出していきたいんですね。</p> <p>言ったように、文化財保護の、いろんな村民の方に協力を仰ぐと言ってるならですね、その人たちがいつでも行って、どこに行ってもその人たちがスッと入って、整理ができるというような状況にしてもらいたいんですね。</p> <p>言ったように、観光に使えるようなのが、大体自分は数を知りたいんですが。そういうのを今から整理していつてもらいたいんですが、今言ったように、見せるところですね、展示場所がまだあんまりないから、いろいろあるとは思いますが、そのような考えはおありですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>教育長</p>

<p>教育長</p>	<p>梶原議員おっしゃるとおり、私もその方向で考えていきたいと思っております。</p> <p>ただ、伝産館にしろいぶき館にしろ教育委員会管轄ではございませんので、何とも言えませんけれども、その他にも展示場所については、考えればどこかあるんじゃないかというふうに思いますし、先ほども申し上げましたように、何を展示するのが観光に結び付くのか、そういったところも十分検討する必要があると思います。今後その辺りも含めて考えていきたいと思っておりますので、梶原議員も含めて村民の方たちに協力をいただきたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>1番 梶原伯夫議員</p>
<p>1番</p>	<p>できるだけ観光に多く、東峰村がこういうところというのが分かるようにですね、そういう文化財とかを展示できるような場所を、早くつくっていただきたいなと思っております。よろしくお願ひしときます。</p> <p>次と言いますか、もう最後の質問になるんですが、今までですね、去年から今年にかけてもですが、災害があつて、いろいろ職員の方もですね、違う仕事とかいろいろ増えたと思うんですよ。</p> <p>だから職員や協力隊の人も含めてですけど、役場関係者、職員の方の何と言いますか、体のケアまたメンタル面ですね、心のケアのほう、どのようにしているのかというのが、ちょっとこっちが心配になるんですよ。</p> <p>なんか長期に休んだりすれば、今少ない人数でやっているこの東峰村ですからですね、他の人にも仕事の割合がまた増えて大変だろうと思うわけです。</p> <p>だから、休まなくてもちょいちょい今度はそういうふうな理由で休んだりとか、いう人がおつたら非常に困るんですよ。だから、ストレスも溜まると思いますし、いろいろあると思うんですが、それはもう上司の方も一緒だと思います。下の職員の方がいろいろ悩んでいるというのは、なかなか見抜けなかったりするとは思いますが。でも、こういうときだからこそですね、上に立っている上司の方はですね、職員の方の何と言いますか、心にしても体にしても気遣つてやるのが上司だと私は思っています。</p> <p>だから、そういう今言ったように、休んだりとかされると非常に困ると思うからですね、そういうところも併せてですね、健康面にしろメンタル面にしろ、どういうふうに行っているかですね、上司の方で、どなたでも結構です。執行部の方がですね、見解があれば教えていただきたいと思ひます。</p> <p>私は別にそれをどうのこうのというのはありませんので、どういうふうに行っているかということ、最後にお聞きして、私の質問は終わらせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>村長</p>
<p>村長</p>	<p>議員質問のとおり、やはり昨年の7月の豪雨災害後ですね、災害対応とか災害復旧工事等におきましてですね、査定の段階では朝の5時半辺りまでやっていた</p>

	<p>というようなことも聞いておりますし、職員の健康管理というのはいは、十分注意をしているところではあります。</p> <p>そういった中で、毎月の朝礼におきましても、職員の方々には私のほうから、直接そのような健康管理等につきましてはお願いをしているところでもありますし、また庁議それから、庁議は月の初めにあります。それと中間的にプレスト会議というまた会議があるんですけども、その中でも度々ですね、職員の健康管理、それはやはり管理職たる人たちが、ちゃんと課員の健康状態等把握し、そして明るい職場づくりをつくってほしいということはいは、お願いをしているところでもあります。</p> <p>そういった中で、その職員等がですね、そういった中でもストレス等を感じている。これは現在のところ、本当にですね、災害復旧が主になっておりますけれども、他の業務等もやっていかなければなりませんので、頑張っていたきたいところではありますけれども、職員の方々のメンタルヘルスにつきましては、当然行政のほうでも執行部のほうでも職員に対して行っておりますので、その状況等についてはですね、担当課であります総務課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>人事のほうを担当しておりますので、全体的な部分について、まずご説明を申し上げます。</p> <p>昨年7月の災害以降ですね、やはりメンタル面、職員の体調については、非常に心配されるという助言をいただきまして、特に朝倉保健福祉環境事務所の担当者の方等とですね、被災直後から打ち合わせ等を行っております。</p> <p>その中でメンタルケアということで、昨年になります、昨年は10月にですね、第1回の心と体の健康相談、今年になります、2月にですね、第2回心と体の健康相談を実施しております。</p> <p>これについては、第1回目については、役場の一般職員、正職員になります、正職員全員対象にですね、保健福祉環境事務所の相談員さんによる面接を行いました。</p> <p>まず、事前にアンケートを行いまして、そのアンケート結果に基づいて、それぞれ全職員ですね、個別の面談を行って、その結果をもとに面談を行って、その後ですね、経過を確認するという意味合いをもって、2月に2度目の相談を行っているところです。</p> <p>2度目については、1回目のときに要フォローというか、ちょっと気になる職員さんをピックアップした形で相談事業を行っているところでございます。</p> <p>また、昨年については、2月の22日になります、メンタルヘルス対策支援専門員という、東京都、中央でやられている制度がございまして、その制度を活用いたしまして、管理職とですね、係長以下それぞれ立場が違いますので、そ</p>

	<p>の対象者に分けて2回ですね、これについては心の健康セミナーという形でセミナーを行わせていただきました。</p> <p>これは、ちょっと非常に2月、年度末も近いたいへん忙しいということもあって、参加については半分くらいだったんですけど、これについても参加された方についてはですね、やはりそれなりというか、きちんと得るものがあったのではないかなというふうに思っております。</p> <p>また、今年はですね、毎年今、村のほうでもストレスチェックというのをしております。これについて、本年については、大体12月という話なんですけど、今年については10月に行いました。これについて、ストレスチェックを行いまして、それについて、評点と言いますか、点数の比較的高い職員についてですね、それについて産業医、診療所の先生になりますが、産業医の方と、今回については2名、直接面談を行わせていただいております。</p> <p>この結果と言いますかですね、そういった中で、それぞれ職員の健康面、メンタル面、またそういった部分をですね、総務課としては人事として把握をさせていただいているところでございます。</p> <p>また、質問の中にもございましたが、上司としてですね、所属長として、こういった職員ですね、把握等をされているかという部分については、これについては私見というか、自分の意見にはなるんですけど、自分としては正直言って、今、災害の関係で、災害対策等が重点施策になっておりますので、はっきり申し上げて、各課本当に1名はですね、減っている体制の中で、それぞれみんな仕事の補完をしながら業務に携わっているところでございます。</p> <p>その場合についても、やはり経常的にちょっと2時間、3時間仕事を引きずっているところがございますが、体調面については、常に声かけをしたり、また来客等の対応で、自分としては、それぞれ職員がですね、電話対応等を行う部分のやり取りの中で、仕事上の悩みがないとか、引っかかっているところがないとかですね、そういった部分を把握していきながら、助言とかサポートをですね、行っていくというのを、常に気を付けているところでございます。</p> <p>ちょっと代表的な部分ですけど、自分としては主にそういったところでめくばり、気配りしているということでご理解いただければというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、3番 黒川隆康議員の質問を認めます。</p> <p>3番 黒川隆康議員</p>
3 番	<p>私は、風倒木の処理、それと学校教育のタブレットを活用した授業についてですね、2つについて行っていききたいと思います。</p> <p>倒木の処理については、先ほど梶原伯夫議員がですね、いたしまして、だぶるところが、結構重なるところはあると思いますけれども、よろしく願いいたします。</p>

	<p>まずですね、再確認をしたいと思います。</p> <p>この倒木の処理についてですね、村として今まで検討したというようなことはあるんでしょうか。お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど梶原伯夫議員の質問等で述べましたように、朝倉市のほうがですね、災害の義援金において、一定程度の金額にて処理をするというような情報もありましたので、その件につきましては、村としてもどうするかという議論はさせていただいております。</p> <p>そういった中で、先ほども言いましたように、村としては村単独のですね、山里保全事業とか小規模治山事業等がありますので、そういったところで対応をしていただきたいと思いますところでもあります。</p> <p>しかしながら、やはり村といたしましても、配布物とかそういったもので、住民の皆さん等には周知をしているつもりではございますけれども、なかなかやはり村民の方、みんながそれを理解しているのかと言うと、難しいところがあるかと思っております。</p> <p>それで今後におきましても再度ですね、東峰テレビとか、そういったものも活用しながら周知を図っていきたいと思っておりますし、また、議員の皆さん方におかれましてもですね、そういう相談等を受けた場合には、村としてのこういう事業があるよと、いうようなご紹介等も併せてお願いをできれば、また、住民の方の周知も図れるのではないかと思っております。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>今、里山保全事業とか小規模治山事業、そういったものがあるということなんですけれども、これ規模的にですね、大きくやっばり中に、山の中に入って行きますと、大きく壊れているところ、崩れて倒木がすごく倒れているところというのが結構あるんですよ。</p> <p>だから金額的に、それでじゃあ足りるのかと考えるときにですね、これが個人負担がたくさんかかると思うんですよ。</p> <p>先日でしたかね、テレビを見ていましたら、北海道地震によって山がすごく崩れています。それを復興というか、山を元に戻すためにはですね、すごいお金がかかるんだと、個人で。</p> <p>個人の被災された費用というのは何百万かも分からないんですけども、それをじゃあ元に戻すためには何千万かかるということは言っていました。ですから北海道の各自治体は、じゃあ支援をしようというようなことを今協議しているんですよ。</p> <p>うちのほうも災害復旧等が今進められて、たいへんなときではありますけれども、ただ、このまま倒木をですね、放っておくと、先ほど村長の答弁の中にもありましたけれども、やっぱり大雨等によってですね、流出する可能性があり、そ</p>

	<p>の流出した流木によって災害がまた発生する可能性があるわけですね。ですから私は、このままこの倒木を放っておくわけにはいかないと思うわけですね。</p> <p>この倒木を、じゃあどうしたらいいのかとなると、これは民有地ですから、やっぱり基本的には個人で処理しないといけないのでしょうか、でも個人となると、先ほど申したように、個人で片づけてくださいと言うと、倒木、たぶんこのままの状態が終わる可能性が高いと思うんです。</p> <p>ですから、再度また確認しますけれども、この倒木の処理に対して、公的な補助とか支援というのは、はっきりした支援ですね、そういうものはあるんでしょうか、ないんでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	現在のところその件につきましては、補助等はありません。
議 長	3 番 黒川隆康議員
3 番	<p>今ですね、はっきりしたところでは、今の現状では公的な支援はできないということですが。</p> <p>ただ、この多くの倒木がこのままやっぱり放置されると、先ほども言いましたように、災害が発生する恐れがある。</p> <p>それでは、この災害を起こさせないためにですね、村としてやっぱり何か力を入れていかなければいけない。そのためには、じゃあどうするかと言ったら、やっぱり単費を使う、単費でやっぱり補助ということを考える必要もあるかも分かりませんが、なかなか難しい面もある。</p> <p>そうなれば、やっぱり国とかですね、県のほうに要望していくことが必要じゃないかと思うんですね。できるだけ多くの補助なり支援をいただけるように、国とか県に要望するお気持ちは、お考えはございませんか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど災害対策室長が申されましたように、私ども機会あるごとにですね、福岡県並びに県議会議員等を通じてですね、実情等は訴えをしております。</p> <p>そういった中で福岡県のほうもですね、まだ未確定ではございますけれども、荒廃林再生事業等の形で、何らかの支援をしていかなければというような段階になっているのではないかと、今、私は推測をしております。</p>
議 長	3 番 黒川隆康議員
3 番	<p>どうなるのかははっきり分からないというところが、村長の気持ちなんだろうけども。ただ、やっぱり努力するという気持ちが、僕は必要だと思いますね。</p> <p>個人にすべてを押し付けるだけではですね、安心して暮らせる村づくりというのはなかなか難しいのかなと思いますので、できる限りですね、そうした支援をしていく方法を考えていただきたいと思います。</p> <p>今は災害復旧のことで頭がいっぱいだと思うんですけども、やっぱりほったらかしにされている倒木というのが、これから大きな問題ができてくる恐れがあ</p>

	りますので、ぜひともですね、このことはしっかりと考えていきたいというふうに思います。
議 長	村長
村 長	<p>これは倒木に限らずですね、現在の山の状況をどうしていくかということにも、根本的にはかかわってくるのだと思っております。</p> <p>やはり木材価格の低迷、それから木材の使用形態のですね、変更によりまして、木材の需要というのが以前と比べてですね、相当環境的には悪くなっているというのが実態であろうかと思っております。</p> <p>そのために山の手入れはしない。したがって、そういった中で今回の、今年の7月の豪雨でも同じですけども、一旦土石流等が起きると、それがたやすく流木となって流出をするというようなことが考えられます。</p> <p>そのことにつきましては、林野庁を含め林野庁長官にも直接お話をさせていただいておりますけれども、山をやっぴり変えていかなければ、この災害というのは収まりませんよということには言わせていただいております。</p> <p>しかし、その変えていく方法をどうするのかということになりますと、どうしても予算面の問題等が、国におきましても村におきましてもあります。</p> <p>村の単費でどうかと言いますけれども、実際どのくらいかかるのか、相当な金額を覚悟しなければならないじゃないかと。そういった段階におきましては、やはりもう少し住民の皆様方の近くの工事を最優先にまずはやっていって、それから山に入るのが妥当かなということも思われるところであります。</p> <p>いずれにいたしましても、来年度から国による森林環境税、これが発効、実施ということになります。しかしながら、その金額が当初考えているよりもずっと少ないんですよ。そういったこともありますし、なんとかこの山を守るといふか、山の手入れをしていただけるような人材の育成とか、そういったものを今後真剣にやっぴり考えていく、そういった中で村の単費も使っていく、そういった手法をとる。</p> <p>それともう1点は、やはりその民有地が相当の量、この東峰村の86%が山林であり、その20%が国有林ということであれば、残りはすべて民有林でありますので、民有林をお持ちの方々が手入れができるようなですね、山づくりを今後変えていかないと、せつかくの自然があるわけですから、やはり循環型社会を今後は考えていき、そして山の価値も上がるような政策等は当然考えていかなければならないかと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、実際どのくらいの金額が必要かというのは算出もしておりませんし、感じ的には相当な金額がかかるのではないかと思っておりますので、単費等につきましては、なかなか単独ではやっていけないというのが、今の考えであります。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員

<p>3 番</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>私もですね、今、村長言うように、総合的にやっぱりいろいろ考えながら取り組む必要があると、これからですね。</p> <p>今は民家の近くからしていつているわけですが、ただそれをじゃあ奥だから、上のほうだから今は考えなくていいんじゃないかと、今からやっぱりそのことも考えていく必要があるというふうな提案をしておきたいというふうに思います。</p> <p>この件については、以上で質問は終わりました、次に移りたいと思います。</p> <p>東峰学園におけるですね、タブレットの活用について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>私はですね、10月31日にうきは市の千年小学校の研究発表会に、学校運営委員会の教育推進部会の委員としてですね、ここにいらっしゃいます高橋議員、それから井上教育委員さん、それから学校からも何名かみえました。</p> <p>特に私たちは6学年のですね、授業を見させていただいたのでありますが、そのときにですね、ICTを活用した授業でですね、モーターカーを前後に動かしてですね、決められた位置に停止し、そして後進の際、バックする際にモーターカーの赤いライトが光るようにプログラミングする授業でありました。</p> <p>本当に子どもたちはですね、楽しく興味をもって取り組んでおりましたし、見ている私たちもですね、本当に興味を惹かれる授業でありました。</p> <p>こうした授業というのはですね、児童生徒に意欲を持たせることができると思いますし、またこれからの社会ではICTの活用は必要不可欠であります。子どもたちにとってですね、ICT活用の基本的な知識の習得に必要なものであるというふうに思っております。</p> <p>こうしたICTを活用した授業に取り組んでいる学校は全国に多々広がっております。多くですね。そしてまた、文科省においても2020年にはプログラミング授業に取り組むことが示されております。</p> <p>東峰学園でもタブレットを購入して、本格的に取り組んでいこうとしておりますが、まだまだ活用までには至っておりません。できる限り早期にですね、取り組むべきだろうというふうに思っておりますが、教育委員会として今後どのように、このことを進めていこうとしているのか、お伺いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>教育長</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、議員おっしゃったプログラミング教育については、2020年度からということでもありますけれども、それに向けて、まず整備すべきこともございます。</p> <p>文科省のほうでは、ICT化に向けた環境整備5カ年計画を2018年度から2022年度までに、これだけは準備しなさいというようなものが示されておりますので、まずそこからスタートかなというところも考えております。</p> <p>まず、具体的にはですね、7点あるんですけども、学習者用コンピュータを</p>

	<p>3クラスに1クラス分程度、それから指導者用コンピュータ、授業を担当する教師1人1台、大型提示装置が100%、実物投影機、各普通教室1台、特別教室用として6台、超高速インターネット及び無線LAN100%、統合型校務支援システム100%、ICT支援員4校に1人配置というようなことを、整備していきなさいというような指導がなされているんですが、このことについて今取り組んでいるところを紹介したいと思います。</p> <p>まず、学習者用コンピュータですが、コンピュータ室にはそれぞれ、これまで用意していただいた分がございますが、今おっしゃったタブレット、これは昨年と本年度で23台購入していただいております。これで当分の間は何とかなるのではないかと考えています。</p> <p>それから、指導者用コンピュータは授業用のタブレットということで、来年度購入したいと考えております。</p> <p>大型提示装置については、これは大型テレビのことだと思いますので、全学級揃えております。</p> <p>実物投影機は、今後検討していきたいというふうに思っております。</p> <p>インターネット及び無線LANについては、昨年度一部設置していただいておりますけれども、まだ要領とか、あるいは使い勝手の悪さ等もありますので、来年度中には完備させていきたいというふうに考えております。</p> <p>それから、統合型校務支援システムについては、既にもう入れているものもありますけれども、これから学校側と検討しながら準備を進めていきたいというふうに考えております。</p> <p>ICT支援員については、ICTを活用した授業づくりについては、詳しい方を講師に招いて、本年度より学校のほうで研修という形で職員研修等々も進めておるところです。来年度も年間を通して来ていただく中で、職員のICT活用事業を推進していきたいと考えております。</p> <p>また、将来的にはICTの支援だけでなく学校運営協議会のコーディネーターなど、地域とともにある学校づくりに向けて取り組みができる人材を学校に常駐できたらいいなというふうに考えておりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	3 番 黒川隆康議員
3 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>ICTと言いますと、私たち高齢者になると何のことか分からないというようなところもあるんですが。</p> <p>ICTとは、インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジーの頭文字を取ってですね、インフォメーションのIとコミュニケーションのCとテクノロジーのTを取ってICTと言っているそうでございます。</p> <p>ただこれは、情報通信技術のことで、それをいかに活用するかということであ</p>

	<p>りますので、ただですね、このICTを活用する授業を進めようとする中には、課題がたくさんあると思うんですね。</p> <p>今、教育長、教育委員会としてですね、どんな課題があるかをつかまれているから教えていただきたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>将来的に考えられる課題も含めて5点、今のところつかめているところであり ます。</p> <p>まず初めが、先ほど述べました学習環境をきちっと整えるということ、児童用と教師用のタブレットを整えて、どの教室でも使えるWi-Fi環境をまず整えたいというのが1つあります。</p> <p>2点目が、今もちょっと言いましたけど、授業者がうまくこのICT機器を使いこなすということが大事ですね。ICTを使うことが目的ではありませんので、あくまでもこれは、授業が分かりやすい授業づくりをするということのツールの1つとして使えるようになるということです、支援員になる講師の先生方の研修ですね、先生方が使いこなせるようにすること。</p> <p>3点目が、セキュリティの問題です。</p> <p>今でもそうですけど、インターネットを自由に使うようになると、いろんな情報が漏れるということ、それから子どもたちが知らない間に犯罪に巻き込まれる可能性もあるということで、この辺りのセキュリティをしっかりやる必要があります。</p> <p>4点目は、ICTなどの機器が便利になると簡単に何でも手に入れることができる。</p> <p>今年もですね、先生方がいろいろな、多忙なために、なかなか子どもたちに付けないとか、教材研究をする時間が足りないとかいうような現実もありましたのでですね、インターネットで調べたら、授業の指導案とかもすぐ出てくるような状況です。</p> <p>それを安易に使うことで、先生たちの技量が、授業力を含めて落ちることがないようにしないといけないということが4つ目です。</p> <p>それから、5点目が教育の一本化と言いましょか、資料がインターネットでいっぱいあるようだけでも、それをみんなが使うと一本化になってしまう可能性があるというようなところで、やっぱり読み物、資料とかですね、いろんなものを使うというところで、インターネットにあんまり頼り過ぎないようにするというようなことも、課題の1つとして考えております。</p> <p>以上のようなことを今後の課題として、学校のほうと連携を取ながら進めていきたいと思っております。</p>
議 長	3 番 黒川隆康議員
3 番	課題と今からの取り組むべきことですね、はっきり、しっかりとお答えいただ

	<p>きました。</p> <p>まずですね、このICTに取り組むためには、まず、はじめにすることは、全教室で使えるようにする。千年小学校はですね、体育館でも運動場でもどこでも使えるような設備をしていました。先生たちが勉強するためには、やっぱりどこでも使えるような環境を作っていく必要があると思いますね。だから、廊下でもですね、千年小学校の場合、いくつか付けていましたよね。</p> <p>だから、そういうふうなことをしっかりと作っていくことが大事じゃないかなと。</p> <p>それから、セキュリティのことに、今先ほど、お話がありましたけれども、これはやっぱり子どもたちに、パソコンを使うとこういう危険性があるんですよということを、やっぱりしっかり知らせる必要があると思うんですよ。</p> <p>基本的なことを教えていくいい機会ではないかなというふうに思いますので、そういうところもしっかりですね、取り組んでいただければというふうに思います。</p> <p>一番大きな問題は、やっぱり教える先生ですよ。技量がそれだけないと教えていくことはなかなか難しいと思いますので、この職員の研修について、今どういふふうな取り組みをされようとされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>講師が、浮羽でも頑張っておられる先生ですが、この方にまず来ていただいてですね、実際に今の環境で、こういう授業中に、パソコンはこういうふうに使ったら、より子どもたちが興味を引きますよとかいふような具体的ところを、職員研修で行っているのが今の現状です。</p> <p>今後はそれに加えて、逆に先生たちが使うときに、この単元、この勉強で、こういうふうに使いたいんだけどというような、具体的なものを逆に質問していくような形で研修を行えるようになるといいなと思っております。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	先生たちをどこか送り込むとか、研修のための、そういうことはされてないんですよ、考えてももらっちゃらない。
議 長	教育長
教 育 長	<p>先日、さっき議員さんおっしゃったように、他校の研修、研究発表会ですね、それには全員ではありませんが行ってもらっておりますし、これから講師を迎えていく中で、勉強会を重ねていきたいというふうに思いますし、先ほど申しましたように、ICT支援員的な方が学校に常駐できるようになるといいなと思っておりますので、その方向もちょっと学校のほうと協議をしていきたいと思っております。できたら常駐できるような方を準備したいと言いますか、選びたいと思います。</p>

議 長	3 番 黒川隆康議員
3 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>この事業を進めていく上ではですね、学校とのやっぱり連携が大事だと思うんですね。ただ学校だけに任すと言いますかね、すべてを、じゃあ機械はどうするのかとか、自分たちの取り組みだけをしっかりやれとかいうんじゃないんですね、教育委員会としてやっぱりリーダーシップをとって、こういうふうに行っているんじゃないかというような、引っ張っていくようなことを考えていただきたいと思うんですが、そのこのところの思いをちょっとお聞かせいただければと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	今ご指摘いただいたような形で進めていきたというふうに思います。ありがとうございます。
議 長	3 番 黒川隆康議員
3 番	ぜひですね、この事業をしっかりと取り組んでいただいて、将来を担う子どもたちをですね、健全育成のために努力していただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わりたいと思います。
休 憩	
議 長	<p>13時まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時47分)</p>
再 開	
議 長	<p>休息前に引き続き、再開をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(13時00分)</p>
議 長	<p>日程第1において、会議録署名議員の指名を行いました。長澤議員が本日欠席のため、9番 伊藤均議員を会議録署名議員として、追加指名をいたします。</p> <p>5番 高橋弘展議員の質問を認めます。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>今回3点の一般質問をさせていただきますが、まず、災害復旧関係について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>その中で、大きく農災、農業・農地・農業施設災害と公共災についてなんですけれども、まず農災のほうについて、お尋ねいたします。</p> <p>11月末にかけて各地域等でですね、農地・農業用施設災害復旧の事業説明会も行われて、だいぶこの農地の復旧に関しては、住民の方に周知ができてきている状況かと思う中で、その際、説明の中でも色分けをして、濃い赤色のところは国の補助災害、要は、国の査定が通った災害の復旧事業、そしてピンク色の部分に関しては村が行う事業ということで、ある程度説明があったんですが。</p> <p>その中で、赤色の事業に関しては、ある程度の目標であったり時期的なもの</p>

	<p>いうのは示されておりますが、ピンク色の部分、要は小災害であったり、その他付随の工事にかかって行われるような農地復旧に関して、少しあまりスケジュール等々分からない部分があったかなと思います。</p> <p>そういった部分、対応とスケジュールを説明をいただけますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ピンク色というのは小規模災害のことだと思っておりますけれども。</p> <p>まずは、今、公共災ですね、を中心に全力を挙げてやっているわけでございます。</p> <p>当然、農業災のほうも公共災との絡みがあるところは、もうご承知だと思っております。</p> <p>ただ、40万円以下、13万円以上の農地災害、それから、それ以下の農地災害等につきましては、村のほうの単費を使いまして、農地自力復旧事業補助金というのをですね、活用していただけたらと思っております。</p> <p>しかしながら、なかなかその補助金等を使ってやるにいたしましても、業者さんがいないとかですね、そういったところはお聞きしているところでありますけれども、前提につきましては、やはりそういった復旧事業の補助金を使ってほしいというのがあります。</p> <p>しかし、その補助金ではとてもやはり足りないというようなご意見等もいただいておりますので、またこれは、議員の皆さんとの協議等をさせていただきたいと思っておりますけれども、補助金等の金額のアップと言いますか、そういったことも考えている段階であります。</p> <p>いずれにいたしましても、やはり農地が早く復旧するということは、農家の皆さんにとりましては、非常に大事なことでありますので、何らかの形で村としても頑張っていきたいと思っておりますし、また、一般の土木業者と言いますか、の方々が、なかなかそこまで入れないような、仕事ができないように今、手一杯の段階であります。</p> <p>そういった中で、この公共災害等が、改修等が終わった後にということになりますと、これは相当また年数を費やすということになりかねませんので、これはぜひとも農家の皆さん方が自力で復旧をしてでもということであればですね、そのところには単費を使ってでも、村としては応えていきたいと思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、早期の農地復旧に向けて、村独自の部分もですね、進めていっていただきたいと思っております。</p> <p>1つ確認になりますが、その小災害と言われました13万以上40万未満の工事に関しては、おそらく今、もうリストアップというか地図上にも落とされて、住民の方も把握されているかと思えます。</p>

	それ以下の13万未満に当たる部分というのは、図面上、要は、住民への説明というのは、まず行われている状況であるかどうか、お尋ねします。
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>当初受け付けた段階でですね、13万以上が対象というようなことであろうと思いますので、そこは地図には表記がなされておられません。</p> <p>今年の4月に、今の現状若しくは見込みをですね、個々にですね、耕作者若しくは農地の所有者にですね、どういった事業で復旧しますという通知はさし上げておりますので、13万未満、自力復旧ですと10万以上ですが、受け付けの段階の、ちょっと私事情を把握しておりませんので、どういう状況で受け付けたか分かりませんが、4月の段階で個々の農家若しくは耕作者にはですね、対応を通知しているという状況であると思います。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ということは村の事業として、その部分はしていただけるということでよろしいんでしょうか。
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>今、現状でありますと、村長が申しましたように、13万以上というようなところで、それを3年間でですね、32年の3月までに完了するというふうを目指しておるところでございますが、それ以下につきましては、今現在では、参加いただいた方には分かると思いますが、航空写真で赤、ピンクと緑というような表示でされております。それ以外は、今のところ手立てがないというのが現状であります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ということは、この13万未満の方というのは、もう自力で復旧をお願いしますということで通知をされたということなんでしょうか。
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>はい、繰り返しになって申し訳ございませんが、受け付けの段階で13万未満若しくは10万未満の事業費となるだろうと思われるものを受け付けたかどうか、ちょっと私把握しておりませんので、申し訳ありませんが、小災害対象となるべきものは、そういうふうに通をさせていただいております。</p> <p>もとより対象とならないものに対して受け付けしたかどうかは、ちょっと調査の上回答をさせていただきたいと思います。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	おそらく申請された方というのは、たくさんの農地の地目というか地番とかを一斉に申請されているので、どれがどうなっているかというのは、たぶんあまり分からないのかなという部分もあるので、ちょっとその辺はよく精査をしていただきたいなと思います。

	<p>それで、やはり農家さんも通知がなければ、やはり申請が通っているものではないかなと思われている部分もありますので、もう少し噛み砕くと、先日もちょっと1点あったのが、申請しているんだけど、この農地はしてくれるのかな、どうなのかなと、一応申請は出したんだけどという事案もありました。</p> <p>それで、要は農地災害の復旧事業に当たらない、それは小災害でも当たらないという部分の通知というのは、しっかりと行われているのでしょうか。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>対象とならないものと言いますか、につきましては、通知が行ってないかと思われま。</p> <p>ただ、今回11月から12月にかけて、12カ所においてですね、説明会を開かせていただいたおりに、ここは色が塗ってないと。</p> <p>例えば取水口につきましても、水利組合のですね、代表者のほうが本来被害届を出すところですが、それを出さずに取水口に土砂が堆積して、色が付いてないというのが洗い出されたような事案もございました。</p> <p>ですので、そうした事案は適宜対応していきたいというか、改めて確認が取れたという状態でありますので、村の単独予算を使つてのですね、対応になるうかと思ひます。</p> <p>1つだけ補足させていただきますと、以前8月、9月にかけて農災の説明会を開きまして、次回は集落ごとに開かせていただくということで、説明会を行いました。</p> <p>次は筆ごとにですね、確認できるような対応をしていきたいということで、全体には告知できませんでしたが、ぜひ、筆ごとにですね、対応ができるようなことを図っていきたく思ひております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>やはり11月の説明会でも、思つた以上に参加できたところと参加できなかった場所もありますので、ぜひ、個別の対応というのをお願いしたいと思ひます。</p> <p>そこで、説明会の次第の中でも出て来ていた全件の件数で、ちょっと先ほどの小災害とかとの兼ね合いの件数がよく分からなくて、ちょっとお聞きしますが。</p> <p>国の事業として実施というところで、210カ所というのは前々から言われている国庫補助、国の補助を受けての補助災害だと思ひます。</p> <p>村等の事業として実施、受益者負担2.5%、これが小災害にあたるものと考えてよろしいでしょうか。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	はい。お見込のとおりでございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	あと、その他事業として実施の400件というものに関してが、少し説明を受

	<p>けたんですが、あまりよく理解がならなかったんですが、ここをもう一度説明していただいてもよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>災害対策室長</p>
災 害 対 策 室 長	<p>確かに細かくですね、もう少し分かるように例を表記して説明すべきだったと思います。</p> <p>村が行うべき事業は単災ということで13万から40万と。それから、その他と言いますのが、大肥川、宝珠山川、若しくは村が管理する公共土木施設の災害復旧事業に隣接するところで、その事業と併せて農地を復旧するというものでございますので、どれにも当てはまらないという形になります。</p> <p>これは、県が行う工事であれば、5年間かけて1級河川等ですね、復旧を進めていく中で、その護岸に隣接する農地の復旧、それから公共災も、村が行うものについては3年以内というのが原則でございます。その辺りがその他というふうになりまして、その折に復旧する個人の負担金、分担金につきましては、明記しにくいものでありましたので、分担金は空白というふうに表記しておりました。</p>
議 長	<p>5 番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>敢えて受益者負担がかけない部分というのはいろんな理由があるかと思いますが、概ねどういった割合でくるのでしょうか。</p> <p>この2.5%を上回る部分があったりするのかな、あるいはそれ以下で、大体目安として何%とか、そういった部分は今の時点で、確実な部分明言はできないですが、どのラインかはお伝えできないでしょうか。</p>
議 長	<p>災害対策室長</p>
災 害 対 策 室 長	<p>その他につきましては、受け付けができていないという、先ほどの13万未満ではないというところで色付けがされてありますので、2.5%を、明言はできませんので、ちょっと検討の1つの指標というか、糧としていただきたいと思いますが。</p> <p>隣接するものと一緒にすれば分担金がゼロになる可能性もありますし、2.5%からゼロの範囲ではないだろうかと思われるというふうに、回答させていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>5 番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>その分担金等はどのタイミングで分かるようになるのでしょうか。</p>
議 長	<p>災害対策室長</p>
災 害 対 策 室 長	<p>その隣接する別の災害復旧事業が完了若しくは進行中に、どういった対応になるというのが判明した段階で、農家にお話をさせていただきたいというふうに思います。</p>
議 長	<p>5 番 高橋弘展議員</p>

5 番	<p>まず、その説明をしっかりとしていただくのと、農家さんたちには、要は、村の事業として行う2.5%を超えることは、ほぼないかなということで、考えていただいてよろしいということでお知らせさせていただきます。はい。</p> <p>その中で、やはり村の事業として実施の部分というのが、本当にこの32年の3月、繰り越しも行うのも想定されているとは思いますが、やはり効率的に進めていくためには、次の質問に入っていくところですが、公共災と隣接する小災害の農地等ですね、その公共災害のほうであたられている施工業者さんとの連携というか、そういった部分がかかなりの率になっていけば、スムーズに行くのかなという部分、確かに公共災の施工業者さんも次々いっていただかないと、なかなかまた公共災も進まないという現状がありますが、村長常々おっしゃっている、面的な復旧という部分の一番根幹を握る部分かなと思います。</p> <p>そういった部分で、現状時点での取り組み、こういう公共災との連携の現状をお聞きしてもよろしいでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>村内の業者さん、それから朝倉市郡のですね、建設業組合長さん等は色々と話をさせていただいております。</p> <p>そういった中で河川ですね、例えば県管理の大肥川、宝珠山川の河川改修につきましては、その横の農地についても村からの発注等でやっていただきますよというのは話しておりますし、先般も朝倉市郡の建設業組合長さんとの話では、そこまでの話を再度させていただいております。たぶん間違いないだろうと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>他事業として実施の、さっきの400件の部分に関しては、おそらくもう公共災と一緒にその工事を行わないといけないという事業があったりするとは思いますが、少し離れた、10m、20m離れた部分というのは、直接的には公共災と関係ない形なので、もう実際に工事業者が先に行こうと思えば行ってしまう環境もあるかと思うんですね。</p> <p>そこで、やはり公共災と農地災害の連携というのがすごく密に必要なのかなと、その対策室としてですね。</p> <p>定期的な、要は、調整の会議等を行われているというのはお聞きしておりますが、実際のところ農家さんとしては、もう隣接する公共災がですね、河川工事や道路工事が行われていたら、もうそこはしてもらえるかなと思っていいるものなのか、隣接している工事が始まっているから、それはもう役場に行って、これは何とかしてもらえないかんといいのを、言いに行かないとしてももらえないのか、ちょっとその辺をはっきり回答をお願いいたします。</p>
議長	村長
村長	あくまでも公共災にですね、くっ付いたものと言いますか、表現の仕方、その

	<p>横にあるものでありまして、例えば、それがどこで切るのか、ちょっと判断がし かねるんですけども、10m離れてればオッケーなのか、50m離れてれば駄 目なのかというようなどころもあるかと思ます。</p> <p>ただ、一般的な考え方といたしましては、やはりできるだけその河川改修とか、 そういったところに近い範囲だということで、双方と言いますか、建設組合さん のほうも、それから村のほうもですね、私としてはそういう気持ちでいます。</p> <p>ただ、そこに行くまでの道路辺りが公共災にどうしても左右されますので、そ ういった関係におきましては、公共災の完了をもってそこのところに入るとい うような形で、どうしても遅れてくるのは歪めないことかなと思っておりますし、 もう1点だけ言わせていただきますと、とにかく農地災害のほうがですね、なか なか進まないというのは、積算上の問題もあるというようなこともありますけ ども。</p> <p>とにかくやはり何と言いましても、最大の原因は、業者さん手一杯というと ころが最大の原因であります。</p> <p>したがいまして、先ほど言いましたように、自力復旧をできるようなですね、 再度体制を組み直していきたいなと考えているところは、そういった面を含めた 形で、今後動いていきたいなと思っているところであります。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、その自力復旧も絡めた形でですね、考えていただきたいのと、あとの 小災害がなぜいこうかと言いますと、やはり業者が手一杯、もちろんそういうと ころなので、その公共災が入っているタイミングを逃してしまうと、おそらく農地 の小災害の普及個所というのはかなり後回しといこうかですね、入って来るタイ ミングを失ってしまうので、やはりそのタイミングを失わずにできることであ ればということで申し上げさせていただきました。</p> <p>なかなか心苦しい部分もちろん承知しているところなので、ぜひ、そういった 共有会議と言いますか、調整会議のほうをですね、しっかり行っていただいて、 農家さんがある程度の目安というのが分かる形でしていただくと、農作業のす ね、目安がはっきりしますので、ぜひ、その辺よろしくお願ひしたいと思ます。</p> <p>続きまして、公共災について、お聞きしたいと思ます。</p> <p>公共災についても、補助災害の部分に対してはだいぶ説明等を行われてきてお りますが、村が行う一般単独災害復旧事業であったり、小災害復旧事業等々につ いては、まだまだ状況がはっきりしてこない部分があるのですが、そういった災 害復旧事業にあたる部分の対応状況、スケジュールについてお伺ひいたします。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室 長	<p>公共災につきましては、今、50%を超える発注率ということで、小災害につ きましては、昨年の7月に発災をして、まずは公共災の国庫を受けるものとい うことで、実施設計等を組んでですね、昨年度末から発注させていただいておりま</p>

	<p>す。</p> <p>今現在の小災害の流れといたしましては、その小災害の実施設計が、今、大体組まれてきているという状況がありますので、それを個々が発注していくというようなこととなります。</p> <p>できるだけ近接したところなりエリアをまとめてということもあるんですが、なかなかエリアが広がってしまうと、発注者側としては、できるだけ一括して発注したいということがございますが、受注者側としては、やはり個々に受注したいというような思いもございますので、なかなか発注不調というような原因にもなりかねますので、その辺りの調整をしながらですね、進めていくというようなところでございます。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>この単災、小災害に関しましても、補助災害、国の査定を受けた者に関しては、復興計画等、住民協議会等でも説明は出てきているんですけども、なかなか単災、小災害で直していただける部分の個所というのが分からなくて、この個所は、じゃあどう復旧していただけるのでしょうか。特に小さな河川ですよね、集落内を通っている河川等々に関して、これはいつ、どう作業を受けるのか。</p> <p>よくよく調べてみると、上に砂防ができたり、そういった部分も絡んで、状況がよく分からないという部分も見受けられます。</p> <p>そういった県との工事が絡む部分、若しくは元々その補助災害を受けられないような、要は、単災でやらないといけない事業に関して、こういった要は、復旧個所が発生しているのかについて、お尋ねします。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>昨年発生しました小災害、単災につきましては、約60カ所前後のリストアップと県のヒアリングを受けまして、県及び財務支局のヒアリングを受けまして、その認可を受けているところでございます。当然被災の原因となったもの、それから被災の状況、復旧工事費というようなことを査定を受けておりますので、それは公表できるかと思えます。</p> <p>ただ、住民への周知なり告知については今のところ考えてはおりませんで、何らかの機会ですと、お知らせできればとは思っています。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>おそらくこの住民の方々が一番不安に思われる個所ではあるとは思っているので、早めのやはり周知がないと、ここは本当に工事をしていただけるのであろうかという部分、はっきりしない部分があるので、なかなか設計が固まらない時点で改修しようとは言い切れない部分もあるでしょうが、その辺の周知という方法をちょっと考えていただきたいなと思えます。</p> <p>あと、次の質問にもなるんですけども、やはり見ている中で、なかなか小さい河川等について、そのままの形で原形復旧をしたとしても、ある程度の雨が降り</p>

	<p>ば流量を確保できないというのが、見て分かってしまう。要は、暗渠部分に関しても、そこが結局入り込まなかったからオーバーフローしてという部分も見受けられて、もう住民の方々重々承知している中で、そういった個所については、そもそも改良を前提として話を進められるのか、あくまでも単災を利用して進められるのか、どういうふうな方向性でもって、その辺の改良を含めた形というのが検討されているのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まず基本から言いますと、壊れたところにつきましては、査定なり村の単災でやりますよと、いうところが大前提であります。</p> <p>先ほど砂防のお話をされましたけど、砂防等が入りますと、当然、その下の流路工というのは、砂防に絡めてやらなければいけないというところで、その整備はやっていきたいと思っております。</p> <p>それからもう1点、小さい小川と言いますかね、これにつきましては、やはり流量の断面を計算しますと、当然足りないところは多々にやはりあります。そういったところにつきましては、今のところまだそこまでいっておりません。</p> <p>理由はですね、やはり災害を受けた個所を先に、優先的に直すというのが大原則でありますので。</p> <p>ただ、今、議員言われるように、ヒューム管でも今回の流量は絶対足りておらないところは、ある程度はつかんでおります。そういったところを地域住民の方から吸い上げるような形は、やはり今後も取らざるを得ないと思っておりますし、そうでないと、また次の個所が災害に遭うというようなこともあるかと思えます。</p> <p>それから、もう1点、そういう中小の河川につきましても、どうしてもやっぱりこの形状はおかしいねというようなところについてはですね、やはり村としても単災を使ってまでも、そこは改修等は図っていきたいと思っておりますし、前回は申しましたと思いますが、河川のないところでもですね、これは、やはり河川を新たな放水路的なところをつくらないと、将来的にはやはり大きな問題になるというところにつきましては、現状では2カ所なんですけれども、それについては、現在、設計等もかけておりますので、私どもも皆さん方からの事情聴取とか、そういったところについてはやっていきたいと思っておりますので、ぜひ、住民の方からもですね、村のほうに相談等をしていただきたいと思いますと思っております。</p> <p>将来に禍根を残さないようなやり方というのはやりたい。しかしながら、どこまでやるのか、それには当然村のお金がかかってきますので、その辺りで判断をせざるを得ないということに、最終的にはなるかと思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	村長、先ほど言われた3カ所の、要は、改良というか放水路的な考えというの

	<p>は、小石原のえびす川であったり、蔵貫、あと山の神のほうで、今年予算で設計の部分、今進んでいるかと思うんですけども。その辺に関しては地域からの要望書というのを出されて進んでいった経緯もあると思います。</p> <p>どういうふうには、改良を要望していけばいいのか、そういう機会がまた与えられるのか、あるいはもう去年しっかりやってきた住民協議会で出た意見というのが、もうしっかりと、要は、改良個所に反映されていくのか、ちょっとそういった方向が見えないので、やっぱり住民としては1回言ったのにな、次のちょっと質問に書いている「九大のまち歩き」でも先生といろいろ話して、こうやったらいいなというのも言ったけども、どうかなという部分もあったりして、住民の人たちにとってはどういうふうには村に言っていけばいいのかというのが、やっぱり分からない部分というのがあるかと思っています。</p> <p>また、住民協議会というのが行われるケースがあるのか、それが特化して、やはり地域の防災面というのを考えて、そういう要望を特化して行うような場を作るのかどうか、そういった部分をぜひ検討していただきたいと思いますが、何か住民の方がどういうふうには要望をしていったらいいのかという方法を、ちょっとお考えいただきたいのですが。</p>
議長	村長
村長	<p>今の質問で2つあるなと思っております。</p> <p>1つは、役場のほうに来ていただいて、総合窓口辺りに何でも相談をしていただければと思うところです。</p> <p>それからもう1点は、地域の職員ですかね、地区担当職員ですね。</p> <p>地区担当職員というのは必ず大体3名程度配置しておりますので、そういった方々にも言っていただければ、それがまた役場のほうに伝わり、そして現場の現状を把握するとか、そういったところも出てくるかと思っています。</p> <p>何せ今、災害復旧でバタバタやっておりますし、その辺りは当然ご理解をお願いしたいと思っております。と、とにかく役場のほうに相談をしていただくというのが一番確実な方法かと思っていますし、もう1点は、その要望書等をですね、やっぱり出していただくとか、そういったところをぜひお願いしたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ぜひ、どういうふうには要望というかですね、地域の方の要望、たぶん住民の方々にまとめないといけないと思います。そういった、要は、流れというのが分かりやすいように、ぜひ、住民の方に広報等を通じてですね、周知をお願いしたいかと思っています。</p> <p>地区担当職員等については、この後同僚議員のほうから質問があつておりますので、そういった部分でお聞きしたいなと思います。</p> <p>次の質問にまいらせてもらいます。</p>

	<p>ふるさと納税の取り組みについて、お尋ねいたします。</p> <p>現在ふるさと納税、全国的にもだいぶ認知されるようになって、国の総額のこのふるさと納税額がだいぶここ数年に比べたら倍増以上の増え方をしているかと思えます。</p> <p>本村においても昨年の災害時にはふるさと納税、かなり多額ですね、ご寄附をいただきありがたい限りでございます。災害が落ち着いてきて、これからがふるさと納税の勝負の時期かと思えます。</p> <p>現在、村としては事務委託として、「さとふる」だったと思いますが、業務委託をして、そのサイトを活用してふるさと納税の周知等を行っているかと思えますが、その経緯と現在の状況、どれぐらいの寄附量、そういった部分に関して、まずお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今年度になりまして、福岡大学の木下教授が結構支援をさせていただいております。やはり特産品、そういったものを、ぜひともふるさと納税の返礼品を増やさないことにはなかなか、ちょっと魅力的なこともできないのではないかということで、以前から特産品であります焼物等につきましては、陶器組合等をお願いをいたしましてやってた段階でありますけれども、なかなか応じていただけないと、応じていただけないというか、末端まで知れ渡ってないというようなところもありました。</p> <p>そういった中で、もう個々にピックアップをいたしまして、それで今返礼品等もですね、相当焼物等につきましては増えているような状況であります。</p> <p>こういった形で、やはり魅力ある返礼品を増やしていく中でふるさと納税というのは、やはり成り立っていくのかなという考えは持っております。</p> <p>したがって、今後このようなところについては、また村としても木下先生等と一緒にですね、開拓をしていきたいと思っております。</p> <p>詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせます。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>若干前からのですね、経緯と言いますか、そういうことになるかと思えますが、申し上げさせていただきたいと思えます。</p> <p>まず、平成28年にですね、東峰村ふるさと納税推進委員会を立ち上げております。この第1回会議の中で今後の取り組みといたしまして、ポータルサイトへの登録についてご提案をさせていただいたというところでございました。</p> <p>その協議の結果ですね、サイトへの登録を進めていこうという方向になりまして、平成29年度の当初予算に計上をさせていただいたと、まずはこういう形でさせていただいております。</p> <p>「さとふる」との契約ということでございますけれども、何分初めての試みということでございましたので、ふるさと納税事業者の6社にプロポーザル方式で</p>

	<p>のプレゼンをお願いして、その中から1社選定を行い、業務委託を行うというふうに考えておりました。</p> <p>しかしながらですね、この6社中4社から辞退届の提出がありましたので、参加意向のありました2社にプレゼンをお願いいたしまして、その結果、審査の結果、株式会社さとふるに決定をさせていただき、契約を行う予定にしていたところでございました。</p> <p>ただ、その後ですね、直後に、昨年の7月に災害が発生してしまいました関係で、返礼品の調達等事務的な処理がですね、難しくなりましたことから、約6カ月間ほど中断をしておりました。が、今年の2月にですね、返礼品を再開すると同時に「さとふる」と正式な契約を行いまして、受け付けを開始したという次第でございます。</p> <p>現在の状況につきましては、「さとふる」を通じて今年2月から10月までのご寄附いただいた実績といたしましては131件、196万4千円のご寄附をいただいております。</p> <p>これとは別にですね、村への直接寄附ということいただいた件数が31件、100万2千円を村のほうにご寄附をいただいております。</p> <p>現状その「さとふる」に、今返礼品として掲載をさせていただいている、ご協力をいただいている事業者はですね、8事業者、件数にいたしまして28件を返礼品として「さとふる」のサイトのほうに掲載をさせていただいているという状況でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>5 番 高橋弘展議員</p>
<p>5 番</p>	<p>推進委員会のほうでいろいろ検討されて、そのポータルサイト、そして事業委託で、返礼品の品数もちょっとずつですね、増えてきて、なんとか選べるというところまできているのかと思います。</p> <p>その間に、やはりふるさと納税を取り巻く環境というのが大きく変わってきているのが現状で、やはりその最初6業者というところで、今もその業者数あまり変わりはないと思うんですが、そのシェア数と言いますか、要は、業者が取り持っている自治体数にかなり格差が出てきているのが現状かなと思います。</p> <p>その中で、あまり業者を言ってしまうとあれなんですが、シェア1位のところではもうほぼ全体の各自治体を網羅しそうなぐらいのですね、シェアも持っているところもあるかと思うので、納税者というかふるさと納税する側の事を考えると、やはり選べるようなサイトであったり、よく訪れやすいようなサイトのほうが寄附が集まりやすいという現状があるのかなと思っております。</p> <p>そういった部分を考えてポータルサイトというのになるのか、要は、事務委託の部分を増やすのか、そういった部分あるかと思いますが、取り扱うサイトというか、事業者を増やす考えはないのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>

<p>村 長</p>	<p>先ほど住民税務課長の答弁にもありましたように、当初、初めてのことなので1社という形です、ね、「さとふる」のほうと契約し、実行しているわけでございますけれども。</p> <p>その各社ですね、いろんな特典と言いますか、を持っておりまして、ポイントが付くとかですね、いろいろな特典を持っております。</p> <p>そういった中で、やはり目標は何かと言いますと、ふるさと納税をしていただく環境づくりというのが大事だと思っております。</p> <p>そういった中でポータルサイトとかですね、そういったものについても今後順次増やしていきたいなと思っております。その節はまたよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>5番 高橋弘展議員</p>
<p>5 番</p>	<p>ぜひ、やっぱり対外的な流れというのをよく読んで、この辺はさせていただきたいなど。</p> <p>ふるさと納税自体もやはりかなり過熱感が出てきておりますので、一応その3割という返礼率というのも定められておりますが、今後何年続くかというのも、やはり保証された部分でもないの、やはり流れに乗るといふ部分も考えながら、ぜひ事業者選定を行っていただきたいと思ひます。</p> <p>その次に、なかなかその「さとふる」と契約をしましたが、やはり返礼品のほうが増えていかないという現状があります。</p> <p>なぜかと言うと、やはりプロモーションを行う写真撮影であったり、商品の紹介を書いたり、そういった部分にやはり労力がかかってしまう。でもそこをしっかりとすれば、要は、納税していただきやすくなるという反面を持ってはありますが、そういった部分に対して、やはり二の足を踏まれている業者さんも多いのかなという部分もあるかと思ひます。</p> <p>それで、さっき村長が言われましたように、なかなか裾野に浸透していかないという部分がある中で、やはりそういったプロモーション自体への対策というのは、その担当課や推進会議等ではご検討はされているのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>住民税務課長</p>
<p>住民税務課長</p>	<p>そういったプロモーション部分につきましては、当然出品していただく方の中には、そういったものをクリアされている方というのもしらっしゃいます。</p> <p>その推進委員会の中で、そういったプロモーションも含めて今後やっていこうというか、今すぐでもやりたいという思ひはあるんですけども、ちょっとまだ一旦推進委員会がストップしたような状況もありましてですね、これは、あんまり災害のせいにはしたくないんですが、そういうこともございまして、改めてもう一度この推進委員会を早急にですね、開催しまして、先ほど村長がりましたが、大学の先生からもそういったご指導なり助言をいただいておりますので、そういうことを含めて、早急にその部分については、担当課としてはしたいなとい</p>

	うふうには思っております。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、前向きに検討していただきたいと思うのと、やはりその推進会議自体は、たぶんアイデア等を出せると思うんですが、なかなか事務的な部分というのが推進会議でできるかというところ、そうではない部分があると思いますので、そういったプロモーション部分に関するものを、例えば村内の商工会等を、そういった何か代わりに事務的な部分をしていただけるようなところに委託であったり、そういったプロモーションに係る部分というのを、うまくそのふるさと納税をしていただいた分を原資にしてですね、補助というか、出される部分で補助して、逆にふるさと納税が増えてくればいい形になるので、そういった部分でうまく、なかなか役場だけですべてできるというものではないと思うので、いろんなその力を活用しながらしていただきたいと思います。そういった部分も検討いただけますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど言いましたように、ふるさと納税をしていただくということは、もうそれが一番大事なことでありますので、そういった面も含めましてですね、事務の面、それから返礼品の面も含めまして、今後検討をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>大体最初に、村長、ふるさと納税を総括いただいているんですが、最後に、今現状としても、ちょっとここ数日ふるさと納税の偽サイトという話も出てきております。これからのふるさと納税の対策も含めた上で、現状の偽サイトへの対策というの、もし分かる範囲で状況が分かりましたら、ご回答いただけますでしょうか。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>すみません。最近のお話ですね、ちょっとそういった問題が出ているということで、新聞報道にも、これはもう新聞報道のまんまですけれども。</p> <p>福岡県の古賀市のほうですね、ポータルサイト楽天ふるさと納税の画像や返礼品名を不正にコピーし、正規金額の35%を割り引いた額で返礼品が貰えると表示していたということで、他にも嘉麻市で、こちらのほうで聞いたところでは、筑前町のほうでもそういった被害と申しますか、偽サイトが見つかったということでありました。</p> <p>うちのほうでは、実際に「さとふる」さんを通してとか、実際村にそういった被害に遭われたという通報とかですね、そういったのは今のところございませんが、村としては今、行けるのが、村のホームページから「さとふる」のホームページと、もう1つは直接「さとふる」のホームページからという2つの方法を取っております。</p>

	<p>それ以外は直接電話で、うちのほうで受け付けをして、寄附をいただくということで取っておりますので、そういうことが決してあってはいけませんので、その辺は重々注意をして、注意喚起なりをさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>5 番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>ぜひ、その辺の監視等もですね、含めて対策を練っていただきたいなと思います。</p> <p>最後の、空き家バンクの状況と移住者の関係について、という質問に移らせていただきたいと思います。</p> <p>1つちょっと、この前にあった事例と言いますか、を紹介させていただきたいなと思います。</p> <p>これに関して、誰かの責任を問うというものではなくて、やはりちょっと皆さんに、耳に入れて、一緒に考えていただければなと思うことで、ちょっと知らせていただくと。</p> <p>ある地域ということで、ちょっと地域名を言うといろいろあると思うので、伏せさせていただくと、今年の8月ぐらいから集落内にある空き家に、知らない人が出たり入ったりし始めた。そこの空き家というのが、もう大体5年ぐらい住まわれてないような形の家だったんですけれども。</p> <p>すると近所の方というか、同じ地区の方から、あそこは何か空き家バンクに出てるらしいぞという、後から聞くような話ですね、なってしまって。その家というのが川を渡らないといけないような家だったんですけれども、昨年の災害でその玄関に繋がる橋のほう落ちてしまって、もう1本ある家の裏に繋がっている橋しかないような状況でした。その橋自体は村の集落の方で共同で架けられた橋で、その橋を渡って、ある集落の方の畑を通らないと家に行けないような形でした。</p> <p>だったんですけれども、その畑の方には一切話もなく、「どういうこっちゃろうね」という話で。</p> <p>その家なんですけれども、元々駐車場というものがなくて、でも出入りされるときに集落の人たちが消防道路と思っている、使っている場所に車が止まっていたりして、実際これはどういった話になっているんだろうなと思っていた矢先に、そのお家を管理される親族の方が、その集落内の数軒に、新しい方に貸すことになりましたという報告があったというところで、もう集落内はどういう話になっているんだろうなということになってしまって、ちょっと混乱した経緯がありました。</p> <p>集落内の方に集まってもらったり、家主さんに集落の方に説明したり、あと入って来られる方も全く情報がなかったものなので、伝い聞きでうわさ程度で、ああいう人が入って来るよという話もあったので、集落内の方を集めて、新しく住</p>

	<p>む方に自己紹介というか、説明をしたりして事なきを得たんですけれども。</p> <p>やはり今話を聞いていただく中では、「うーん、不安だな」という形になってしまふのが現状かなと思います。</p> <p>元をたどると登録された方自体が親族、その持ち主さんの親族の方にはなるんですけれども、その家に住んだこともなくて、何十年か前に子どもの頃とか小さい頃に遊びに来たぐらいだったんですよ。</p> <p>なので、もちろんその駐車場の件も分からないし、橋も昔は木でつくった橋やったけど、何か今はきれいになっていましたというぐらいしか状況が分からなかったのが現状でした。</p> <p>極論的に言うと、やはり登録される前に地域の方への説明というか、あると全然違ったのかな、この話し方違うのかなという部分を感じて質問に入りたいと思うんですけれども。</p> <p>おそらくこういうふうに空き家バンクに登録されるお家というのは、もちろん村内に所有権というか管理をされている方が登録されるというケースもあるかと思えますけれども、もうやはり村から出られたという方がこれから多くなってくるのかなと思います。</p> <p>それで、そこで住まれた経験があるならまだしも、もう全く管理する方が違うというケースも往々にして出てくるのかなという部分で、ここを解決していきたいなど。</p> <p>この空き家バンクに登録する際に、住宅とか周辺の状況等はですね、どういうふうに家主さんも含め、今行政として確認を行っているのか。また、今までの話はいいとしてですね、今後どういうふうに行っていくべきなのか、ちょっとお尋ねいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>率直に言って、本当に誠に申し訳ないなという感であります。</p> <p>村といたしましても移住・定住を、片や言いながら、現実的にはそういう問題があったということは非常に残念でありますし、またその間、移住コーディネーターあたりも設置をしておりますし、役場のほうも企画政策課が窓口となっております。</p> <p>そういった状況の中で、やはり今後につきましては問題等が生じないようにしていきたいと思えますし、また空き家の、どういう空き家が登録されているかというのはホームページ等を見ればですね、ある程度は出ているんですけれども、それが一般の方はそういったことの情報としては、入手できないという面もあったかと思えます。</p> <p>今後の対策といたしましては、やはり区長さん等を通してですね、そういった話は集落の方にも周知を図っていただくようにしたいと思っておりますし、今後そのようなことがなく、そして、しかも移住して来られる方が、やっぱり気持ち</p>

	<p>よくですね、移住して来られるような環境づくりというのは、行政が責任をもってやりたいと思っております。</p> <p>詳細については、担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>今、村長が申し上げましたので、私のほうからはあまり特にはないんですけども。</p> <p>ちょっと言い訳めいたことを1点言えばですね、家の状態はですね、屋根から外壁、基礎の部分について、大工さんに一緒に行っていただきまして、住めるかどうかのチェックはさせていただいております。</p> <p>周辺につきましては、バンク登録をしていただくときに、一緒にですね、空き家バンク登録カードというのを記入していただくようになっております。</p> <p>今回の件、ちょっと調べさせていただきましたけれども、登録をされる方が駐車場ありのところにチェックが入っていたものですからですね。先ほど議員さんから指摘がありましたように、地元の方であれば分かるんでしょうけれども、何年も住んでらっしゃらない方が家の管理をした場合には、そういうところについては、不確かな内容もそのカードの中に記入される可能性があるというようなことが、今回分かったわけでございます。</p> <p>そういうことであればもうきちんと、バンク登録に書かれた内容が合っているのかどうかについての調査をきちんとしていきたいと思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>そういった空き家を取り巻く環境というのを、どういうふうに把握していくのかというのが結構大事なことだと思うんです。</p> <p>たぶんチェックシートに書いていくのはすごく簡単な話で、それはすごく登録者の主観的なものになってくると思うんですけども。</p> <p>でも、そのお家はたぶんご近所の関係がずっと何十年も続いてきているので、いろんなその、要は道の関係であったり、橋の関係とか、いろんな関係があるので、おそらくそれをたぶん登録で書かれる方というのは、そこまでご存じの方というのはなかなか少ないと思うので、解決策としましては、やはりそのチェックシートの中に「住民の方とお話されましたか」という項目を付けてですね、そこにチェックを入れてもらえるような仕組みというののもあっていいのかなど。その確認を得て、初めて空き家バンクになると、なぜこれがいいかという、やはりもう東峰村の人口が減っているというのはもう皆さん重々承知の話で、やはりどうやったら移住者の方が入って来るのかなという皆さんすごく真剣に考えられている中で、ようやく自分たちのところにもやはり新しい方を受け入れるという準備、第一段階に繋がるかと思えます。</p>

	<p>なので、そこを住民の方と一緒にするという作業を、ぜひ、加えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>企画政策課長</p>
企 画 政 策 課 長	<p>本当に住民の方を迎え入れるということを考えればですね、きちんとしたそういう登録内容というのは必要だと思いますので、そのような形で進めさせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>高橋議員、あと時間が3分になっておりますのでご注意ください。 5 番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>その前段の部分ができるのであればですね、1 番目、2 番目、3 番目の質問というのは特段必要なくなってくるかと思えます。</p> <p>そこで4 番目の質問をですね、移住コーディネーター、先ほど村長からもご発言ありましたけれども、移住コーディネーターと行政、だからこのタッグをうまく組んでいかないと、解決できない問題というのは多々出てくるかと思えます。</p> <p>やはり空き家バンクを進めるだけでもやはり住民との繋ぎ、それから移住者の方のフォローというのはなかなかできにくいかと思えます。</p> <p>この移住コーディネーター、行政と、あと地域住民と移住者、この4 者ですね、うまく結べるような仕組み、形というのをもう一度制度設計と言いますか、どういふふうに話を進めていったらいいかというフローチャート等をですね、しっかりと作っていただきたいと思いますが、最後の質問とさせていただきたいと思えます。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>先ほども申しましたように、移住・定住というのは、少子高齢化の本村におきましてもたいへん重要なことであります。今回このような事案が起きたということは、本当に反省すべき点は大きいかと思っております。</p> <p>何よりも移住して来られる方が、それからまた受け入れをする集落の方が、やはり気持ちよくですね、やっぱりできるというのが一番大事なことであると思えますので、今後については、今回の質問等を受けて、再度見直しを行いながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
休 憩	
議 長	<p>2 時 1 0 分まで休憩をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(1 3 時 5 9 分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(1 4 時 1 0 分)</p>
議 長	<p>9 番 伊藤均議員の質問を認めます。 9 番 伊藤均議員</p>

9 番	<p>質問に入ります前に、皆様方にお断りをしておきたいと思います。</p> <p>ちょっと喉の調子が悪くて咳き込む場合があります。その場合についてはですね、申し訳ないですが、ご容赦をお願いをしたいと、前もってお願いをしておきたいと思います。</p> <p>それではですね、通告書に従い質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、住民と行政の協働について、地区担当職員の配置と構想について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>まず初めにですね、現在の職員数について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>11月末現在でですね、一般職員とそれから任期付職員、それから臨時職員、それから応援職員等の職員数ですね、このことについてお願いをしたいと思います。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>職員の状況についてですね、詳細な数字をちょっとここに持ち合わせてはいないんですが、一般職員としては現状今54名でございます。あと任期付職員が5名でございます。あと災害関係で応援等来ていただいている職員がですね、概数ですが、民間からの方も含めて約30名弱になります。</p> <p>あと嘱託職員と臨時職員については、申し訳ございません。ちょっと手元に資料がございませんので、数字については、後ほどでよろしければお答えしたいと思います。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>臨時職員さんについてはですね、後でも構いません。</p> <p>その中でですね、これちょっと外れるわけなんですけど、任期付職員、契約では3年という形のものであったかと思います。</p> <p>それで、現在災害が起きて、その中で入札等いろいろ不調等あってですね、災害が進んでないという中で、この任期付職員並びに応援職員さんですね、この方たちについて、今後については契約予定期間がですね、終わった場合について、どのように今後については考えているのかということ、まずもってお教えいただきたいと思いますが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>応援職員等につきましては、県から来られている方、それから市役所、各自治体から来られている方、こういう言い方はたいへん失礼なんですけれども、ある程度の目途がつけばですね、当然県のほうも出す必要ないという考え方で引き上げるようなことになるかと思います。</p> <p>しかしながら、来年度につきましても村といたしましては、現在いる職員をぜひ、確保してくださいというお願いはしているところであります。</p> <p>また、他の民間あたりから来ていただいている職員等につきましても同じようなことが言えますが、発注をいたしましても、工事の施工監理といったようなこ</p>

	と、それから変更設計等もございますので、発注したとってすぐに減らそうとは考えておりません。
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>そうしますと、結局任期付職員が3年ですので、31年度で一応終わりという形になりますよね。今災害等からしますと32年、33年程度までかかるんではないかというような形のものがありますね。</p> <p>先ほど村長の答弁の中にもありましたとおり、ある程度のものが進んでいかなければ、そのものはなかなか応援職員さんにもまたお願いをせならんというようなこと言われてありますので、それについては、そうしますと、その一応任期付職員さんについては3年というのがありましたので、これについてはまだ更新でもやっていくというようなお考えなんですかね。</p>
議 長	村長
村 長	目的は、早期の災害復旧というところが目的でありますので、その手段がやはり目途がつくまでは、延長ということもですね、考え方を持っていきたいと思っております。
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>村長言われるとおりでですね、災害復旧がまず一番ということですので、そういうこともあり得るということで、認識をしておかなければならないということなのかなと思ったところです。</p> <p>その中でですね、地区別担当職員、この割振りですね、これについては、どの職員までを地区の地区担当職員としての割振りの対象とされてあるのか、現在このいろんなものを入れますと100名以上になりますからですね。でも、これ全員ということではないかと思えます。</p> <p>それで、今現在としてのですね、担当職員の割振りですね、このものについてはどのようにしておるのですかね。</p>
議 長	村長
村 長	<p>地区担当職員の割り当てにつきましては、ちょっとまた表現が悪いかと思えますけれども、従前から役場に勤務しておられる方、東峰村で雇っている、雇用している方と言ったほうが適切かなと思えますけれども、保育所、学校を含む職員52名で15行政区を担当をしております。</p> <p>リーダーといたしまして、係長も含みますけれども、管理職を割り当てておまして、各地区大体3名から4名の人員を配置しているというのが現状であります。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	管理職は外してあるとですかね。管理職からでしょう。管理職と一般職員と。
村 長	全部です。管理職も含めてです。

<p>9 番</p>	<p>それで、今先ほど52名と、なんか2名違うんですけど、先ほど課長が言ったのは、一般職員54名おるといってありまして、ちょっと2名違うんですが、その違う分は多少は結構です、もう。そのことについていろいろしゃべる予定ではありませんので。</p> <p>それです、この担当職員が、じゃあ地区の皆さんに周知ができていますのかと。なかなか地区座談会ときには他の職員も来ますよね。</p> <p>ちょっと世話しよるとが何人かおられますけど、その方たちが、じゃあ私が地区担当職員ですという、年度初めのときにもご説明はなかったです。「あんた担当職員ですか」と言ったら、「はい、私はそうです。」というぐらいの話なんですよね。</p> <p>それで、先ほど同僚議員からですね、災害の要望も担当職員に言ってもらえればということをおっしゃっていただきましたけども、実質誰が担当なのかも分からないのに、そういう要望は出ませんよね。この辺りのところはですね、非常に今のところ分からないと。</p> <p>それから、村長はこう言うばってん、実質村民の皆さんが分かっているかという話なんですからですね。ここがやっぱり一番の問題かなと。</p> <p>それとこの担当職員と地区とのかかわりですね、このことについても何か規定するものがあるのでしょうか。内規ないし何にしても、結局どういうところまでやりなさいとか、どういう形で何をしなさいとかいったようなことが、規定らしきものがあるんでしょうかね。</p>
<p>議長</p>	<p>村長</p>
<p>村長</p>	<p>まずですね、1番目の質問ですが、地区担当職員が分からないということなんですけれども、最初の区長会の際にはですね、地区担当職員は各地区こういう人ですよという文書等はですね、さし上げています。</p> <p>したがって、その後区長さんがどのようにするのかというのが、1つ問題があるかと思えますけれども、やはり区長さんは、地区担当職員は「今年はこういう人げな」というような話をまずしていただきたらと思っておりますし、広報等でもですね、新年度からは地区担当職員、これは載せていきたいと思えます。</p> <p>次に、地区担当職員として何をやらなきゃいかんのかということもありますけれども、まず地区担当職員を置いています目指すものですね、地区担当職員に対して目指すものにつきましては、住民と行政の協働体制の確立ということがあります。</p> <p>それから、住民の自主的な地域づくり、活動の助長、それと地区ごとの課題の把握とその解決、この3点を目指そうということで地区担当職員を設置をしているところです。</p> <p>具体的な活動といたしましては、地区の会合への出席、地区からの要望等への対応、地区行事等への参加、証明書の代理申請、それからその他といたしまして、</p>

	地区の人たちから提出文書の預かりとか地区と役場の連絡調整、相談、そういったものを地区担当職員を置く意味合いを定めているところであります。
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>村長のほうからそういう目的というか、規定というか、そういうもので会議とか要望とかいうようなことで、後でまた話をさせていただくような自助、共助、公助ですね、この関係にかかってくる問題なのかなという形で思っておるところなんですけれども、現在ですね、この担当職員さん、災害等でたいへんお忙しいということはあるかと思えます。</p> <p>しかしながら、また昔のように希薄な感じになってきているんじゃないかと。地域とですね、地区とのかかわりが、地元におられる方についてはですよ、それはいろいろなもの、会合等にも出てこないけませんので、あれなんです、地区外におられる方、また、あまり長く経験されてない方等、少し一緒にやらなきゃいけないということに関して、希薄になっているんじゃないかということ非常に感じるわけなんです。</p> <p>敢えて、ですからこういうことについて、私はお尋ねをさせていただいておりますし、このことについて将来ですね、もう今のままじゃちょっとね、困るかなという形で思っておりますので、これについて、今の私の意見を聞いてのお答えでも結構です。これから先どういうふうにやっていきたいというようなものをお聞かせいただきたいと思えますが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど言いましたように、地区担当職員をなぜ配置するのか。それは目的、それから活動ということ、村のほうでは定めているわけでございますので、議員と言われるように、確かに遠方から来ている職員等ですね、いろいろおられます。</p> <p>そういった中でもやっぱり行政マンとして、役場の職員として、きっちりとその辺りは地域と役場を結ぶ絆となれるようなところはやっていただかなければなりません。再度この点につきましては、周知徹底を図っていきたいと思っております。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>一生懸命やってある方はやってあるんですよ。ただ格差があるということがありますので、特にこのことについてはですね、お願いをしておかないかなのかなと。また、災害等もあったおりにですね、このことが一番大事なことになってきますので、村長言われましたとおりですね、ひとつ徹底してやっていただきたいなと思えます。</p> <p>それでは、次のですね、質問に移らせていただきたいと思えます。</p> <p>文化・スポーツ振興ということで、観光プロモーション事業といきいき基金事業ですね、この棲み分けについて、お尋ねをしていきたいと思えます。</p>

	<p>まず、この観光プロモーション事業ですけれども、これの基本的なですね、要旨についてご説明をお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>まずご質問の、観光プロモーション事業の目的と基本的な考え方について、答弁をさせていただきます。</p> <p>観光プロモーション活動に関する団体との共同事業補助金交付要領では、総合戦略に位置づけられている事業を実施するために、村の交流活性化や人口増を目的として、東峰村まち・ひと・しごと創生事業に要する経費について、補助金等を交付すると定めております。</p> <p>交付対象団体といたしましては、村の観光等による交流人口の増加を図るための村のPRや観光客の呼び込み活動を企画立案し、実施した団体、村内在住の構成員5人以上であるものに限ると定めております。</p> <p>端的に言えば、この観光プロモーション事業を使うことによって、入込客の増加を図る、そういったところをしていただくということでやっておるわけですが、今までの実績といたしまして、モニターのバスツアーや祭り、イベントなどに観光プロモーション事業が使われているというところであります。</p>
議 長	<p>9 番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>この中のですね、観光プロモーション事業の趣旨というのものが、地方創生総合戦略の中で高い位置のKPIに示されておると。</p> <p>その中で、そういう事業を行う団体等に村長が予算の範囲内ということになってあるかと思えます。</p> <p>それで、この総合戦略の中でですね、規定がされているんですが、あまりにも広いエリアと言いますか、捉え方ででき過ぎるのかなと。</p> <p>プロモーション事業はですね、補助金受付簿等を見せていただくと、不採択というのものもあるみたいです。まだ予定をしても実施を、今年度ですよ、実施をされてないというのものもあるみたいですよ。</p> <p>それで、実質中身を少し見させていただくと、先ほど村長が言われたことに少し合わない点が、観光プロモーション事業の中にも入っているような気がするわけですね。</p> <p>また、後でお尋ねしますが、いきいき基金との兼ね合いがですね、何かはつきりしない。プロモーションが駄目だったらいきいき基金だ、いきいき基金がダメだったらプロモーションだといったようなですね、感じを受けるのが、この頃また私委員になって感じるころなんですよ。</p> <p>この辺りの棲み分けをですね、じゃあ、どういうふうにはつきりするのかと。趣旨上は別々にそれは書いてあります。しかし中身を見てみますと、あまりはつきりしない分もですね、また同じようなものが何度もあるといったものもあるの</p>

	<p>かなと。</p> <p>ただ委員会の中でですね、これは継続的なものもやりますよというような説明は受けておりますが、なかなか少し首をひねるようなですね、案件もあるのかなと思っております。</p> <p>それで、もういきいき基金事業ですね、趣旨についてはもうお尋ねしませんが、このあたりの棲み分けはどんなふうに村としては考えてあるのか、いうところをご説明お願いしたいんですが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>観光プロモーションといきいき資金との関連でございますけれども、目的としては、観光プロモーションには先ほど言いましたように、その交流人口の増加を図る、そのための村のPRや観光客の呼び込み、そういった企画立案等が観光プロモーションでございます。</p> <p>いきいき資金といいますのは、これは、村の振興、活性化を図る人材を育成する、そういったところについて助成を行っているということでありますので、端的に言えば人材育成か交流人口かというようなことで言えるかと思えます。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>確かですね、27年頃私、これのことについて、いきいき基金について意見を申し上げたかと思えます。</p> <p>それで、何でもかんでもいきいき基金に上がってきとると。なかなか審査委員会のところですね、上がってきてしまえば、それを断るとするのは非常に難しいと。しっかりそれを受け付けるまでですね、断るなら断る、趣旨に合わないものは合わないという形でやってくださいという話を、もうそれこそ27年頃したかと思うんですよ。また今度久しぶりにやったら、またそれとあんまり変わらんと。</p> <p>ですから、観光プロモーションにしてもそう、いきいき基金にしてもそう、しっかりその趣旨のあるものにですね、合わないものは外していくと。横に流すとかいうようなことのないようにですね。</p> <p>1個か2個は、こっちが駄目やったからこっちというような、出ている分もありますし、疑義のある、私から言わせると疑義のある点のものもあつたりします。しっかりその辺りのところは、もう事務局サイドの中でですね、きちっとした線引きをしていただいて、補助金は出すということに心掛けていただきたいと思うんですが、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今年度におきまして、1つそういう案件があつたと伺っております。</p> <p>つまり申請者の方は観光プロモーションかいきいき資金かというのが、なかなか把握しきれないで観光プロモーションのほうで申請をしましたと。しかし、これについては観光プロモーションではないですよ。やはり人材育成の場面に当た</p>

	<p>るんで、いきいき資金事業のほうで申請をし直してくださいと言ったケースはありました。</p> <p>確かにこのいきいき資金につきましては、事業の選考委員会がありまして委員の方がおられます。今後につきましては、現在9名の委員がおられるわけでございますけれども、あまり判断に苦しまないような条件を整えたいと思っております。</p> <p>したがって、受け付けの段階でその辺りについては精査をし、各割り振っていくというような形を、今後取らせていただきたいと思いますと思っております。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>あまり何度もそういう話をしたくないんですけど、なかなかですね、頭を変えて中身は変わらんという件も見受けられますので、その辺りのところはもう少ししっかり精査してですね、やっていただきたいと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。</p> <p>次にですね、防災安全対策について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>九州大学三谷教授が一生懸命頑張っていただきまして、今回防災マップをですね、作成されました。</p> <p>それで、これは私のところの防災マップです。それで、これを個々に配られていますよね。このことについては非常にありがたいと思っております。</p> <p>しかしながら、これをあまり信用し過ぎてというか、こればかりに頼って、災害があったおりのですね、じゃあ、どの範囲はこれでやるんだというものについては、詳細な規定というものが何もないんですよ。</p> <p>協議会等いろいろ出ささせていただきました。いろんな話はして、こういうものができ上がったんですが、心配するのは、そのところをどこまでの範囲なのかという認識的なものはですね、全体としてはないのかなど。会議のおりに来られた方については、ある程度踏まえてあることはあると思えます。</p> <p>でも、これは村民全員が来てですね、やったわけでもありません。地区にやったときにも、じゃあ、全員が来たかと言えば、そういうことでもありませんよね。</p> <p>そうした場合に、これは非常に、心配するならこれ行きなさい、避難しなさいと、避難時はこうしなさいというものについては、非常にありがたいものではあるんですが、いざ災害が起きた場合に、どの程度までがどういう形でやるとかというようなものもちょっとお示しをしなければ、このもの自体が逆に災害を助長する形にもなると、全くは言えませんよね。</p> <p>その辺りのところを心配するのに、頼り過ぎても困るんですけど、大事なものだということはあるんですけども、この辺りのですね、まず見解をお尋ねしたいんですが。</p>
議 長	村長
村 長	やはり防災マップの目的は何だったのかということが、整理をしておかなけれ

	<p>ばならないと思います。</p> <p>この目的は、地域の危険度の把握でありまして、いざというときにどこに避難するのか。もう1つは、どうやって避難をするのか。端的に言えば、この2つであります。</p> <p>それを見える化したのが、その防災マップということで、先月の15日のですね、全戸配布のときに配らせていただいたということになっております。</p> <p>今、議員が心配されますように、これでもう大丈夫なのかということでもありますけれども、そうではありません。今後、まだ現在取り組んでおります防災システムの構築、G空間防災システムと今呼んでおりますけれども、そういったものやG空間の防災システムによって、そういうのをまた重ねていくことによって、やはり災害時にどこに逃げる、どうやって逃げる、それから、こちらのほうの防災無線を聞いていただいて、そして行動をとるといような、その行動をとらせるための状態の把握のために、このG空間システムとか、もっといろいろG空間はあるんですけれども、そういったところを今後整備をして、やはり今後の災害に対しまして、犠牲者が出ないような対応というのは取っていききたいと思うところであります。</p>
<p>議 長</p>	<p>9 番 伊藤均議員</p>
<p>9 番</p>	<p>それはですね、大事なことだろうと思います。</p> <p>ただ、私が言っておるのは、この防災マップがせっかくできて、じゃあ、今はこの準備でですね、避難するようなことをですね、意識を持ってくださいとかいうようなことでもね、何か放送等で利用する形を取らないと、ただ、これはあった。今度は避難警報を出したとかいうようなことでは、やはり村民の皆さんの認識がですね、いろいろ違うから、その辺りのところをしっかりと、やっぱり考えておく必要がありはしないかということ、強く申し上げているところです。</p> <p>それで一昨日ですよ、私、八女市黒木町に行ってきました。24年災害で、あそこも多大なる災害を受けておりました。</p> <p>それで災害については、今4年を経たけれども、まだ全部は終わってないと。そして災害について、まだあと1、2年かかるでしょうね、という話の中の説明がありました。</p> <p>それで、その中でやはりあったのが、4年経ったら、今の地域住民の意識は元に戻ってしまったと。なかなか雨が降るから危ないからですね、避難してくださいと言っても避難しないと。</p> <p>24年災害のときは、もう本当に危ないと思って、村民の皆さん、避難しないという人も無理やり連れて行って避難させた。でも、やっぱり1名の方が亡くなった。</p> <p>やはりずっとおられる年寄りやは、今まであったことがなかったからですね、そういう形になったろうと思います。</p>

	<p>今、東峰村の村民の皆さんも意識は非常に高いと思います。ただ、これが数年したらですね、黒木町のほうがなっているような意識になるのではないかと、この心配事も多いわけなんです。</p> <p>そのためにも今のマップ等でですね、例えば、前にこうしなさいよ、こうしなさいというようなものをですね、やはり周知する、また放送して行うというようなことを考えることは大事なことはないかと、私自身思っているんですけど、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やはり防災対応につきましては、まず真っ先に上げられますのが、自分の命はやはり自分で守るという自助の話だと思っております。</p> <p>今回の豪雨災害におきましても、村も避難準備情報、避難勧告は出したんですけども、それが結果的に、その情報を聞いて避難をされた方は20%以下でした。これは非常に行政、執行部としても、そんな数値なのというような形でありました。</p> <p>しかしながら、今回の、今年の防災訓練につきましては、やはり村の過半数の方が防災訓練等にも参加をしていただいているような状況であります。</p> <p>したがって、やはり月日が経つに従いまして、風化というのはどうしても避けられないというのは、これはやむを得ないことかなと思っております。そういった中で、今回九大の三谷先生のご協力も得まして、災害の伝承館等も開設をできた運びとなりました。</p> <p>そういったところのことを、いかに村民の方が忘れないでいてくれるのか、これが一番大事なことだと思っておりますし、そういったやはり強制等はですね、やっていかなければならないと思っております。</p> <p>昨年の豪雨災害についても、自分の家は大丈夫というところで、やっぱり逃げなかった人もいますし、やはりこれは通常と違うなと思って、避難をされた方もいます。</p> <p>最終的に、一番大きく何が原因で避難をしたかというのと、やっぱり自分の身の危機を感じたとか隣の人に誘われたとか、やっぱりそういった自分たちの判断で避難をされた方が多かったということでもあります。</p> <p>議員今言われますように、月日の経つことによって風化は避けられないと思っておりますけれども、やはり我々といたしましても、今までの教訓をいかに風化させないか、そしてやっぱり災害の教訓を伝承していくのか、そういったところに今後は重点等を置いてですね、今後の災害に備え、1人の犠牲者も出ないような取り組み方というのは、全力を尽くしてやっていかなければならないかと思っております。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	村長、今言われますとおりですね、しっかりそういうものに対しては取り組ん

	<p>で、継続的にですね、お願いをしておきたいと思います。</p> <p>それで、最後にですね、防災士ですね、防災士の養成について、ちょっとお尋ねしたいと思います。</p> <p>ご承知のとおり、防災士とは自助、共助、公助を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高めることが期待され、そのため十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを、日本防災士機構が認証したものの方を防災士と示すようになっておるかと思っています。</p> <p>それで今、全国や地方自治体、また大学等でですね、この研修の取り組みをなされているかと思っています。</p> <p>それで、近隣である日田市もですね、この取り組みを29年災害以降に今やっておると。防災士の講習会に各昔の町村、今では行政区だと思います。そういう中で3名程度を防災士の教育にやっておるといようなことを、今取り組んでいるそうです。</p> <p>それで、こういうことに関しては非常に大事なことかなと。ただし、費用の要る話がありますし、これは試験を通らんと防災士にはなれないといったような、ちょっと難しい点はあるかと思うんですけども、このようなものについてですね、村長として、この村で取り組むような考えがあるのか、伺いたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>やはりこの災害を克服するためには、先ほどから言っています自助が大事でありまして、次が共助かなと思っております。</p> <p>しかし、そういった中でも地域の防災力、つまり地域のコミュニケーションがいかに取りれているかによって、また大きくこの被害等も、人的被害等も変わってくるのかなと、私は考えております。</p> <p>現に、今回大きな災害ができた宝珠山地区におきましても、今までの地域力、つまり地域の人々のコミュニケーションが果たした役割というのは、非常にこれは評価される場所ではないかと思っております。</p> <p>そういった中で、その地域力の中に防災士がいれば、もっと成果的には上がっていくのではないかと考えております。村といたしましてもこの問題は、各地域に最低1人は防災士をとっております。</p> <p>現に日田市の話が出ましたけれども、日田市は今461名の防災士がいるということを聞いておりますし、この防災士の方々が、やはり地域の防災力のアップになれば、先ほど言われました、費用が大体1人6万かかると言われております。そして2日間の講習を受けなければならない。そして試験に通らなければならないというような制約はあるにいたしましても、地域の中からの防災士というのは、今後は整備を図りたいと思っているところでもあります。</p> <p>しかし、一番不安になりますのが、どの年代の人がなるのかというのが、ひとつ一番問題でありまして、できれば将来がまだあります中年の方あたりがなって</p>

	<p>いただけると、非常にありがたいなと思っておりますけれども、ともあれ防災士を希望する方は、各地区最低でも1名は配置するというような体制で、今後は取り組んでいきたいと思っておりますので、またご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>そういうことですね、いろんな公助、共助等ですね、取り組みながら地域を安全・安心する村づくりということが一番ですね、こういうことも今から村長も取り組んでいきたいということでございますので、しっかりその点お願ひをしまして、私の質問を終わりたいと思います。</p>
休 憩	
議 長	<p>3時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時50分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開をします。</p> <p style="text-align: right;">(15時00分)</p>
議 長	<p>先ほどの一般質問で、9番 伊藤均議員の質問に総務課長のほうから答弁があるそうですので、答弁を許可します。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>先ほど冒頭の伊藤議員の質問にございました職員数の件についてですね、自分のほうが、応援等でいただいた職員の数字に、村の職員と任期付職員の数字も入れてしまっていたということもございましたので、数字についてですね、改めて報告をさせていただきます。</p> <p>村の職員につきましては53名、その中で地区担当職員との1名の差については、医師職の方がですね、1名名前に入っていないということでございます。</p> <p>任期付職員については5名、県や他自治体から等の応援に来ていただいている職員が19名で、嘱託職員が30名で、臨時職員が13名、このような職員の構成になっております。ご報告と訂正をいたします。</p>
議 長	<p>2番 梶原光春議員の質問を認めます。</p> <p>2番 梶原光春議員</p>
2 番	<p>それではですね、私は復旧工事の進み具合について、お尋ねします。</p> <p>各地区の説明会のときに、まず8月頃までの発注状況、それから不落、不調、そういったものについてはお尋ねして分かっておりますが、9月、10月、11月までにですね、どのくらい発注されて、どのくらい受注されたのか、また、不調、不落はどのくらいあったのかをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	まず、発注件数が21カ所、事業費ベースで4億8,900万円となります。

	<p>9月時点で、発注件数ベースで、全体の発注件数ベースで言いますと41.2%、11月時点で44.8%、金額ベースで言いますと、9月が40.7%に対し、11月時点では53.1%ということになります。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>分かりました。</p> <p>この例でいきますと、このくらいの発注ペースでいけば、村長がいつも32年度までには発注は終わりたいと、工事も終わりたいと言っていますけど、その見通しはどんな具合でしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>あくまでも積算をし、入札にかけたのがすべて受注をしていただければ、31年度には発注できると見ておりました。</p> <p>しかしながら、先般の例を取りますと、14件発注をする中で4件しか請けていただけない状態であります。こういったところがどんどん残っていきますと、発注には非常に支障になってくると言わざるを得ないかと思っております。</p> <p>そのための対策等は、一応業者の範囲を広げようと、順次やっておりますが、随意契約でいけるようなところがあれば、まずは工事を取ってもらおうというのが大事でございますので、そういった手法も今後考えていきたいと考えております。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>それではですね、続きまして、林道災害等はですね、ほぼ発注されて、たぶん受注されていると思うんですけども、それはもう全部終わっておりますか、受注は。その辺伺い申し上げます。</p>
議長	村長
村長	<p>林道災害100%発注もしておりますし、完了も次々に上がってきております。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>その前提のもとに、今からお尋ねします。</p> <p>同僚議員の皆様方がですね、細かいところは全部質問していただきますので、私は別なことを質問いたします。</p> <p>そうしますと、林道が終わったということは、次になるのが、査定外の農道及び里道、それから林道に付随する作業道ですね、これ等の工事、そういったもの。例えば査定外のものもあろうと思います。これから出てくるだろうと思います。</p> <p>その辺のですね、対応をどういうふうになっていく考えか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>まずは査定をされている部分についての早期発注、早期完了を目指していきたいと考えております。</p>

	<p>それから、またいろいろとその横に付随しているところにつきましても、その査定の工事に絡めた形でやっていきたいということは、先ほど述べたとおりであります。</p> <p>いずれにいたしましても単災で、最終的にはまだまだいろんな工事箇所が残ってくるものと考えております。</p>
議 長	2 番 梶原光春議員
2 番	<p>そうしますとですね、当然間に合わなければ小規模農地は村がやるということですが、これは先になって、何年先か分からないという、先ほどからの村長の答弁でございましたけども。</p> <p>仮に自力復旧でですね、水路、例えば水のないところだと、どうしても林道の側溝とか、非常に道路を流れて来る水でさえ私たち竹地区は非常に水がなくて、それも非常に集水のためにですね、集めていくような知恵を使ってですね、やっております。ため池等に入れるのは。</p> <p>当然それしか水がないんで、川がないんですから、自力復旧のですね、その上で、前提条件で申し上げますと、自力復旧のですね、先ほど村長は考え直していきたいということでしたけども、自力復旧のですね、現在は10万以上40万までは50%ということですけども、この割合を見直す考えはないでしょうかということですね。</p> <p>と言いますのは、今ほとんどの方が自力復旧でやっている人たちは、全部先に自分が手出しをしているわけですね、50万かかろうと100万かかろうと。その後に自力復旧で認められた分だけが返ってくると。あと残りの半分は自分で手出しをせないかんというような状況なんですよ。</p> <p>当然何年か待てば、それは当然村がやってくれるんだけど、仮にそこまで待ったときに、農業の意欲がどんどん失われてしまうだろうと思うんですね。もうそこまではせんでいいと、3年も4年も経ったら、年が70代であつたら、もう75、6になると、もう辞める頃ですよ。</p> <p>ですからその辺のことを、1日でも早くやってくれたら、やっぱり村としてもありがたいし、地域としても活性するし、なんとか、じゃあ田んぼにまたやろうかという気持ちになると思うんですよ。</p> <p>ですから、それはよく聞く話なんですね、その辺の割合の見直しをですね、先ほど村長もしたいということでしたので、やるとすれば今年度からやっていたらどうか、その辺をお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やる方向で進めたいと思います。</p> <p>そして、今年度からじゃなくて、過去にやったところにつきましても、当然変更するんであればさかのぼって、その点は、金額等の補完はやらせていただきたいと考えておりますが、まずは議会の建設常任委員会、そういったところに説明</p>

	をさせていただいて、議員の皆さん方の採決をいただきたいと思っているところです。
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	<p>ぜひ、その方向でですね、1日も早い割合の見直しを行っていただければありがたいと思います。</p> <p>実際にやりたくてもそこまでお金がないと、例えば40万と言って、その内の20万は自分で手出しをせないかんわけですから、待ってればいいんですけども、やっぱりそこまでですね、年を取って改めてやろうかという人はなかなか少ないだろうと思います。ぜひですね、やっていただきたいと思います。</p> <p>その上で次に移りますが、これから大型工事が発注されます。スリットダウン、それから法面の、法面というか災害発生地点のですね、大型山腹吹付工事が始まりますが、現実には、特に岩屋駅から上はそうなんですけど、今、岩屋駅から上の屋椎地区に行くところの橋も今補強しよります。とてもじゃないけど、大型が通るだけの耐重性はありませんですね、やっておりますけども、非常に道幅が狭もございます。みなさんご存じのようにですね。一番遅れているところでございますけど、そこで、いつも上から下ってくる、若しくは下から下ってくる作業車とのですね、大型じゃなくても4t車ぐらいでも離合というか、離合という言葉は方言だそうですね、すれ違いのときができないと。どっちかが下がるとなると、やっぱり地区の人が下がらなきゃいかんとですよね。これは乗用車だったら軽トラでございますので。また、してもらっているというような引け目というわけじゃないけどですね、もう遠いところに来てしてもらっているというありがたさもあるんですね、どうしても下がるんですけど、やっぱりこれは解消せないかんと思います。これからまだ1年、2年では終わるとは思えませんのでですね。その辺の対策は、村としては考えておられますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>当然、梶原議員おっしゃるように、竹地区それから岩屋地区の道路については狭隘なところが多いです。したがいまして、これはもう既に県の県土事務所のほうとは再三話をさせていただいております。</p> <p>したがいまして、どういう方法かと言いますと、まずは岩屋地区から上に上っていくような状況になりますけれども、まずは52号線の、何と言いますか、整備、それを柵田の福祉館がありましたですね。あの辺りまでは早急にやってくれということで、現在工事をしているところでありまして、それから上につきまして、柵田交流館から上につきましては、砂防等いろいろ計画をされておりますけれども、道幅を単純に広げるということは、なかなか難しいということでありました。</p> <p>こちらのほうは仮設でもいいから離合できるような道路にしてくれとお願いをしていたんですが、なかなか災害でないんで、県の道路整備のほうの金を使っ</p>

	<p>てやるのでなかなか難しいと。</p> <p>じゃあ、そうであればどうするのですかというので、県の朝倉県土の所長のご提案では、各所に離合場所をですね、設置をしたいということでございましたので、現在のところその離合場所の設置というところで、竹地区については地元車優先の考え方をとっていくような形で、進めさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	2 番 梶原光春議員
2 番	<p>それではですね、それが間に合わない場合はですね、業者等にですね、受注された方たちに、やっぱりガードマンとは言わなくても信号等は設置するように要望していただきたいんですけども、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>地元車優先になるような対策というのは、当然打っていきたいと思っております。</p> <p>また、信号なのかガードマンか、できればガードマンのほうをですね、設置したほうが待つ時間が短いのではないかと思っておりますので、そういったところにつきましてもですね、今度県土事務所のほうと詰めさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	2 番 梶原光春議員
2 番	<p>それでは、次にまいります。</p> <p>一番村の中で、非常に県を巻き込んで、非常に新聞、マスコミ等を賑わせておりますけれども、J R 日田彦山線の復旧についてですが。</p> <p>10月にですね、J R の青柳社長との各首長さんと県知事さんとで、別府で会議が行われたと思います。</p> <p>その後ですね、それはそれで結構な話だったんですが、具体的な工事の中身及び協議はですね、事務レベルでも結構ですので、今日までになされましたでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まず、会議の回数でございますけれども、今、復旧会議ということで首長、県知事が入った会議が1つあります。これは先ほど議員言われるように10月の28日ですか、第2回目の復旧会議があったということです。その他に事務局レベルの会議、それから検討委員会という会議があります。</p> <p>10月28日以降、J R 九州、福岡県、大分県の事務局レベルの会議が5回行われております。</p> <p>それから、福岡県であります、福岡県内の福岡県、東峰村、添田町の会議が1回行ってありますし、また、今月の27日にもう1回行うような形となっております。</p> <p>結果を申しますと、青柳社長は、第2回目の大分でありました復旧会議の中で</p>

	<p>は、鉄道での復旧はやりますとっておりますけれども、継続的な運行がなければ工事をやらないということもっております。</p> <p>したがいまして、この継続的な運行、例えば今、JRのほうがっておりますのが、添田・夜明間が毎年2億6千万の赤字だということをっております。鉄道軌道法改正法案を使いましても、今、大体20億弱の金額になろうかと思っておりますが、それを小さな自治体であります東峰村が4分の1の負担等になるわけでございますけれども、それはちょっとなかなか難しい。</p> <p>今、問題視しておりますのが、今年の災害におきましても筑豊線ですね、筑豊線、それから日豊線も一部やられているんですけども、そういったところについては、継続的な運行なんて言ってないわけですよ。</p> <p>なんで日田彦山線だけにJR九州はそういうことを言うんですかということですね、議題として今後やっていきたいと考えているところです。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>分かりました。</p> <p>もちろんそういう不安のもとにですね、日田彦山線が本当に復旧できるかというのは、地元の人たちも半信半疑で不安な気持ちで今やっています。</p> <p>それでもやっぱりいつかは復旧するだろうということで、10月には岩屋地区の人たちがツツジの下草刈りをしております。それから、金剛野橋のところですね、懸念でありました橋のところの杉林も、水害が起きたからやったわけじゃないでしょうけれども、切っております。</p> <p>ですからそういったですね、地元住民の方たちですね、非常にこれは私どもだけじゃないと思います。添田もそうですし、日田もそうでしょうけども、非常に待ち望んでおりますので、まして4月までに、このときに明言されてますですね、青柳社長は。4月までにはっきりと道筋をつけると。</p> <p>9月のときにも長澤議員がですね、ある程度はお互いに、分けるところは分けるべきじゃないかというような質問をされておりました。</p> <p>その辺のことはですね、私たちも少し考えて、全面的にももちろんJRがしてくればいいんですけども、ある程度は、多少はですね、地元もやっぱりそれなりの努力をしなければいけないんじゃないかなと思っております。</p> <p>ですから、その辺は村長と多少意見の食い違いはありますけれども、ぜひですね、その辺の、地元住民の意向もくみ取ってですね、会議は1カ月に1回とか定期的なあれじゃなくても、しょっちゅうですね、今月の少し話は変わりますが、12月には議長をはじめJR本社に行かれるということですので、ぜひですね、その辺のことを踏まえてですね、協議に臨んでいただきたいと思っております。</p>
議長	村長
村長	このJR日田彦山線につきましては、JRの青柳社長の定例記者会見で、上下分離方式だのバスだの、いろんなことをっておりますので、これについては厳

	<p>重に福岡県、大分県も抗議をしました。</p> <p>10月28日の会議のときに、冒頭青柳社長は、その件につきましては陳謝をしたところであります。</p> <p>また、福岡県の9月の定例議会におきましても、自民党それから緑友会、共産党の議員の方々が、福岡県の小川知事の政治姿勢をかける気持ちでやれと。それで発言をきっちりせろというようなことで揉めた結果、小川知事もその終わった後早々にですね、国交省並びに各大臣のところとかを回りまして、要望書等を手渡したところであります。</p> <p>村といたしましても、同じ福岡県の添田町と色々話をする中で、今月の18日にはもう一度国のほうに上がって要請活動を、議長、副議長と一緒に行ってですね、要請活動をやろうということでやっておりますし、また20日の日には県議会の自民党の県議団会長、それから、福岡県自民党県連会長とも面会をするようにアポが取れておりますので、そういった段階で、何はともあれ金銭的な負担は、これは、村としては、私はできないという形で臨みたいと思っております。</p> <p>しかしながら、それではなかなかJRのほうも納得しませんでしょうから、その観光客を呼び込む、つまりJR日田彦山線の利用客が多くなるような形の施策というのは、これは村では将来的にわたってもできますので、そういったところも含めまして、JRのほうとは交渉をしていきたいし、また、県の交通指導課のほうにもそういうお話はさせていただいております。</p> <p>したがいまして、JRが継続的な運行をやらないと、復旧作業もやらないと言っていることにつきましては、あくまでも金銭ありきではありません。極端に言えば乗降客を増やせば、それは当然採算が取れるわけでございますので、そういった面について、村としても最大限の努力で取り組まなければならないと思っておりますし、1日も早い復旧を成し遂げるためにも、そういった村の基盤を整備をしていきたいと思っております。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>分かりました。</p> <p>ぜひ、その方向でですね、努力していただければと思います。</p> <p>それでは、最後の質問になります。</p> <p>復興住宅について、お尋ねします。</p> <p>現在、中原地区でですね、今造成工事が坂本組さんによって行われております。</p> <p>問題は、2年間という仮設住宅の期間がありますけども、これが仮に1年延ばせたとしても、3年延ばせれば何とか間に合うんじゃないかと思っておりますけれども、仮設住宅の終了するまでの期間で、その後復興住宅がすぐ住めるようになるのかどうか、それをお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	この埋蔵文化財、このことが非常に気になっていたところあります。

	<p>当然、今までの私の経験として文化財が、埋蔵文化財が出てきますと6カ月は最低でも遅れます。</p> <p>そういった中で、本当に良かったなと思っているのは、県の県営住宅課のほうにこれは委託をさせていただいております。そういった中で、県のほうも話を進めさせてもらっている中で、当初予定の、来年の7月の完成に向けてはぜひとも努力したいと言っておりますので、今のところ県のほうのそういった姿勢に対してよろしく願いますという形で、工期内には工事が終了するようなところをお願いしているというところであります。</p>
議 長	2 番 梶原光春議員
2 番	<p>分かりました。</p> <p>そういうことであれば私どもは安心して、そういう話し合いを進められると思います。</p> <p>これで私の質問を終わります。</p>
散 会	
議 長	<p>これをもちまして、本日の会議を終了いたします。</p> <p>明日12日は、午前9時30分から開会します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(15時27分)</p>

第 1 1 回 東峰村議会定例会会議録

平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

平成30年 第11回東峰村議会定例会議事日程

平成30年12月12日開議

日程第 1

一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>7番 長澤貞義議員の質問を認めます。</p> <p>7番 長澤貞義議員</p>
7 番	<p>私の質問はですね、観光の振興についてでございますが、質問事項としてはゲストハウスについて、それと高齢者の福祉に関する質疑をしたいと思っております。</p> <p>まず、1番のですね、ゲストハウスの入札が何回も行われたと思っておりますが、落札が今までにできてないという問題が起きておりますが、全協のときにも村からの説明いろいろございましたが、一番ですね、根本的にこういうふうに入札ができないということの原因ですね、これは村としてどう捉えているのか、お伺いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	一番の原因はですね、設計の業者と建設業者との積算額のかい離だと思っております。
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>そのかい離している原因というのですかね、普通入札にかける物件の金額とかは大体ある程度の見積もり金額を出すときにですね、普通一般の単価ですね、これを参考にして入札する金額なんかを、設計の金額なんか決まっていくなと思うんですが、これがかい離があるということはですね、そもそも設計の段階で金額的な、何というのですかね、間違いというのですか、入札にかかわった業者の方の話もちらほら聞きますと、ちょっと開きがあり過ぎるということ聞いておりますが、設計段階の金額の見積もりの仕方ですね、これは、村としてどう捉えておりますか。</p>
議 長	村長
村 長	村としてどう捉えているかじゃなくて、契約の中にですね、7千万以内ということですので、それを設計士としては、守ることは契約上当然のことだと思っております。

議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>7千万という上限がある中で設計の見積もりが出たと思うんですが、実際入札をしてみると、それ以上のお金がかかるから、入札にかかわった業者の方は落札ができないということになったんだと思いますが。</p> <p>ではですね、設計士の方がそういう金額、7千万で金額を出したものをつくれるのであれば、設計士の方に、これをつくってくださいとかいう、何と申すのですかね、話にはならないんですかね。あなたが見積もった金額でやれるのであれば、あなたが指定した業者とかでやれるような話にはならないんですかね、これ。</p>
議 長	村長
村 長	議員も契約がですね、どのように行われているかというのはご存じだと思います。そういったことはできません。
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>契約上そういう制約はあると思いますが、現在の状況であれば、もう来年の3月までには完成が難しいと。他にも設計を、見積もりを頼んだけど、辞退をされたとかいう話が出ておりますよね。</p> <p>3月までに完成期限が迫っておりますが、この中で補助金ですね、話になりますけれど、補助金が3月までに、この建物が完成できなければ、補助金等はどうなっていくのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>本事業はですね、事故繰越しをした拠点整備交付金を使おうとしたものでありまして、これは今年度内に完成をしなければ拠点整備は使えません。</p> <p>したがって、申請の取り下げを行うことになるかと思っております。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>とすると、最初はそういう拠点整備交付金使えるから、ゲストハウスを使って、地元でそういう観光客を呼び込もうという計画であったと思うんですが、この3月までにできなかつたら、最後の期限後に建設するという話も絡んでくるんですが、結局使わなければ、交付金は入ってこないで、そのまま消えるというのですかね、交付金は入ってきてもいないだろうし、そのままこの計画が消えるということになれば、交付金の返還とかいうこともないということでしょうかね。</p>
議 長	村長
村 長	補助金はですね、返還じゃなくて取り下げという形になります。
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	取り下げということになりますと、非常に村としてもせっかく計画したですね、こういうゲストハウスの物件がですね、なくなってしまうということ

	<p>に対して、村としてはどう考えますか。結局入札ができなかったために、この期限までにできないということですね。</p> <p>これを入札に携わった人たちのあれは、やっぱり今のままでは落札ができないということですので、結局責任と言いますかね、一番の、これはどういうふうになってきますかね、責任関係は。</p>
議 長	村長
村 長	反問権、よろしいですか。
議 長	質問に徹してください。
村 長	内容がちょっとよく分かりませんので、もう少し分かりやすく説明をお願いしたいと思います。
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>期限までに完成ということで計画されていたことですが、結局期限までには完成ができないということになりますと、この計画ができなかったための原因の責任ですね、これは設計士にあるのか、発注した村にあるのか、それから設計士に対する設計料ですね、こういうことの支払い等もどうなるのか、今後ですね、それをお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ゲストハウスの事業につきましては、地域の活性化のためにですね、重要な案件であります。</p> <p>当初、予定どおりにはですね、完成をしないということになりますけれども、この件につきましてはですね、継続事業として取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>それから責任問題なんですけれども、弁護士ともですね、設計事務所の関係についてはいろいろと相談をしておりますが、なかなか結構立証的な問題等は厳しいかなというところが現状であります。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>全協の中で説明されたときに、最初の設計の中身と金額とが相違があるということで、結局中身の作り方ですかね、それからいろいろ金額を下げるために設計士も努力をしたと思うんですが、一番最初にイメージされていた完成のモデルのケースを思いますと、なんかこうあの中で削減するしかないなということで、薪ストーブとかもなくすとかいう話を聞いておりますが、せっかくなのであれば、やっぱり当初の完成イメージのモデルですね、こういうものをつくらないと、何のためにつくるのかなということが思えるんですが。</p> <p>村長、どうですか、あの全協の中で下げるしかないということで、薪ストーブも削ろうという話になったんですが、完成、最初のモデルイメージとか</p>

	<p>け離れてくるような建物になってくるんですね。</p> <p>落札ができないから、そういう中身を下げるということになったら、やっぱり来られるお客さんはですね、やっぱりそこに来て、普通の生活とは違うイメージですね、そこを体験したいわけですね。そういう思いで来ると思うんですね。やっぱりこういう田舎に来て、田舎の良さを味わいたいと。</p> <p>だから、やっぱりある程度のレベルのものをつくらないと、もう民宿に近いようなものであれば、そんなに金かけなくてもいいんですけど、最初のモデルイメージとしてはですね、やっぱりそういう高級感を出して村にお客さんを呼び込もうという形であったんですが、その差異が出てきたんですね。村長どう思いますか、最初のモデルと、どんどん金額を下げて行って、中身を下げた行って、そういうものをつくらうという話になったんですが、私はやっぱりつくる以上はですね、ある程度のレベルのものをつくらないと駄目だと思うんですがね。そこはどうですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>設計上のコンセプトはですね、これにつきましては、やはりできるだけ壊さないようにということは、今、議員が言われるように、最初のコンセプトは何だったのかというようなことになるかと思えます。</p> <p>したがって、そういったコンセプトは大事にしながらですね、設計の方法等もまた見直しをしていく、そういったところに最終的にはなるんじゃないかと思っております。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>設計の見直しをやりたいんでしょうけれども、結局期限までにはもう完成は到底見込めないと思えますが。</p> <p>その段階でこの計画がですね、できてきたのは、そういう補助金を使えるということでスタートしたんだと思いますが、使えなければ、結局あとは自前でやるしかないという話になると思うんですね。</p> <p>あと何かこう、別な補助金が出るような形で計画できるんですか、この建物を。今の拠点整備交付金が駄目になったら、次に別な何かそういう補助金等は付けられて、そういう建物は完成できる見通しというのがあるんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この事業そのものは補助金ありきの事業ではないということは、先ほど申し上げたとおりであります。これは、その地域を含めた活性化のためにやることですので、その辺りはぜひともご了承をお願いしたいと思っております。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	私は、補助金が出るからこういう計画をしたのではなかったかと記憶はし

	<p>ておりますけれど。</p> <p>でない、昨年の大豪雨災害が出てですね、道路も寸断された状態で、まともに道路が通行できない状況でこの計画が始まっていったわけですが、やるならですね、もうちょっと災害の工事が落ち着いてから、やってもよかったのではないかという気持ちは持っていました。</p> <p>これを村長としては、じゃあ、補助金がなくてもやろうという気持ちがありますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この件につきましては、地域の活性化、そういった観点を考えますと、先ほどから申し上げておりますように、補助金と言いますか、それを目的にやったわけではないということをご承知をお願いしたいと思っております。</p> <p>あくまでもこれは村単独でも地域の活性化のためにはやらなきゃいかん。そのために拠点整備交付金を使えるということで、まずはやったわけでございますので、補助金ありきの事業ではないということは、ご承知をお願いしたいと思います。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>そうなるんですね、お金はほとんど村費を使ってやるということになりますよね。</p> <p>であれば、もうちょっとですね、何と言いますか、せつかく設計コンペまでして設計士を選んで計画を進めてきたものが、ちょっと言えば頓挫するわけですね。完成は未だに見通しが立たないもので。</p> <p>ほんと言え、私は地元の、この周辺の設計士の方に頼んでいけばですね、こんなことにはなってなかったのではないかと思うんですよね。地域の設計の方であれば周辺の事情も分かっていますし、材料の選定に対してもきちんとして、今現在の相場に合った見積もりが出てくると思うんですね。そのところがやっぱり何と言いますか、現在の設計の設計された段階で、そこが私は失敗だったのではないかと思うんですがね、村長はどうお考えですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村長はどう思われますかということでございますけれども、これはやはり地域の活性化をするためにこのゲストハウスをつくる。そのためにはやはり皆さんから、やはり喜ばれると言いますか、そういったものをつくらうということで、広くこれは公募したわけでございますので、そのこと自体が間違っていたと、手法が間違っていたというのは思っておりません。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>そう村長がお答えになるのであれば、現在の設計した方とのですね、村との問題になると思うんですが、どういうふうに解決をしていくのか。もう3月までに完成ができなかった場合ですね。できないというのはもうほとんど</p>

	<p>ど、大体分かっているんですけど。</p> <p>村と設計された方との責任の持ち方ですね、これはどう解決を図っていきますか。</p>
議 長	村長
村 長	先ほど来その件につきましては回答していると思いますので、それをよろしくお願いします。
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>いえ、もう1回ですね、きちんとお答えしていただきたいと思います。</p> <p>村と設計士とですね、弁護士等も入れてですね、どういうふうに解決を図っていくのか、それをもう一度お伺いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	やはり設計コンペのですね、コンセプトを壊さないような、できるだけ尊重したような形での設計の見直し、それを今後図っていきたいと思っております。
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>図っていくというより、現在の設計をされた会社と村がですね、こういうふうになったそもそもの原因ですね、落札ができないという、金額にかい離があるという、この原因ですね。これをやっぱり村としては設計士に追求をしていくべきではないかと。</p> <p>私はそれが原因で落札できなかったと思うんですね。一番根本の原因は、やっぱり7千万で見積もった設計でありますけれど、実際の中身はとてつ7千万ではできない設計をしていたと。一番の根本の原因はそれだと思います。</p> <p>だから、村と設計士の方と、やっぱり設計料を払っていかねばならないし、この計画ができなかったということ、やっぱり村としても損害を被るわけですよ。</p> <p>村長が村費でもやりたいというお気持ちであれば、補助金が失われることになるんですよ、3月に完成しないということ。そこのところの設計士と村との責任の取り方ですね、これをもう一度お伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	そういったことも含めて、先ほど来回答しておりますとおり、弁護士等にも相談をさせていただいているというところでもあります。
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	今後ですね、弁護士を入れて、どういった解決方法になるのか分かりませんが、私はこの結果によって、村はやっぱり損害を被るんじゃないかと思うんですね。結局使えるはずの交付金が使えなくなってしまうと。これが

	<p>一番の村としては損害だと思うんですね。</p> <p>でなければ、交付金を使えて完成されたのであれば、交付金の分だけはやっぱり村が助かるわけですね。期限後にまた建設をするということであれば、村単独の事業費を出さなければならないことになりますので、ここの交付金が失われるということのですね、本当に、どう村長としては考えますか。</p> <p>私はですね、3月までに完成してれば、交付金をちゃんと貰えて村の出費も少なく済んだはずなんです。</p> <p>これがやっぱり設計の金額の、何と言うんですかね、相違が出てきたもので完成が難しくなったということで、やっぱりその村としてもですね、ちゃんと損害が発生するんだという認識を持っていただかないと、私は駄目だと思いますが。</p>
議 長	7 番 長澤貞義議員
7 番	<p>それで、その損害の分をですね、それは請求はできないでしょうけれど、でも、実質に損害が出るわけですよ、交付金が使えないから。</p> <p>そのところをちゃんと設計士にやっぱり話をしてもらって、あなたのおかげでこういうことになって、期限までに完成ができなかったんじゃないかということは、ちゃんと村としても言うべきではないかと思いますが、どうですかね。</p>
議 長	村長
村 長	設計事務所等には、その件はもう伝えております。
議 長	7 番 長澤貞義議員
7 番	<p>それで、まあ向こうがどう答えるのか分かりませんが、村の言う条件ですね、そういう伝えているということであれば、設計士の方がそれにちゃんと村の問いかけに答えられなかった場合はどうしますか。向こうがですね。</p> <p>私は、やっぱりある程度の損害を請求してもいいと思うんですよ、村として、こういうことになったということですね。向こうがそれに応えなかった場合はどうされますか。</p>
議 長	村長
村 長	仮定ですね、議論を今はっきりと申すことはできませんので、またそのときは、そのときでの対応をしていきたいと思います。
議 長	7 番 長澤貞義議員
7 番	<p>ちゃんとした解決をしていただきたいと、私は思います。</p> <p>本当に地域のためになるので、これがですね、ゲストハウスが地域活性のためになるのであればですね、ちゃんとしたものをつくって、村外からのお客さん呼び込む施設として、それは私もつくっていただきたいと思いま</p>

	<p>す。</p> <p>しかし、こういうふうに、何と言うですかね、当時と違ったイメージで、もう下げてつくらなきゃしょうがないという、これがもう一番の、何と言うんですが、せっかく設計した当初との考えとですね、どうでもこうでもその中身を下げてしなきゃいけないという、こうなった、つくった原因ですね。これはやっぱり設計の段階で、設計のあり方ですね、それが一番私は思うんですね。</p> <p>設計士が見積もりを出す段階で、たぶん普通の設計するところであれば、地域のそういう材料を取り扱っているところに見積もりを出して、いくらでできますかという話になるんですよ。</p> <p>今回の場合はとても、7千万で村は設計をしてくださいと頼んだんですけど、実際はとても7千万ではできないという話なんですよ。そこにやっぱり、そういう設計見積もりを出したことに一番の問題があるんですよ。</p> <p>これはやっぱり村としても、やっぱりそこのをですね、ちゃんと追求をしていってください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほどからもうずっとその件については申しておりますので、先ほど回答したとおりでございます。</p> <p>村としてもこの案件につきましては、重要事項として捉えておりますので、それなりのまた対応策は取っていきたいと思っております。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>これはもう村長以下村当局にお任せするしかないんですけど、議会としてもですね、やっぱりこの案件に関してはですね、やっぱりどうしてこういうことになったのかということで、一番関心を注がれている事案でございますので、しっかりそこのをですね、議会も納得いく解決策を出してやっていってください。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>高齢者の福祉の充実について、暖房対策についてでございます。</p> <p>もう本当に冬に入りまして、特にここ4、5日寒い毎日になっております。私の周辺の高齢者の方はですね、ちょっと家にお伺いすると、やっぱり最近の灯油、油製品の値上がり問題等ですね、灯油がかなり前から見ると上がっております。高齢者の方はですね、寒いのを我慢して、やっぱり炬燵だけで過ごしている方がおられるんですね。</p> <p>高齢者が生活するために、風邪を引かないためにも、余裕をもって灯油ストーブを使えるような支援がですね、村からできるかお願いしたいんですが。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員

7 番	<p>だから高齢者の方はですね、我慢してストーブをつけないで生活してるんですね。やっぱり灯油が高いということで。</p> <p>今年の夏があまりにも暑すぎて、九電は高齢者がいる世帯に対しては、電気料金を下げる契約をできますよということで来てました。手紙がですね。私の家も高齢者を抱えておりますので、契約をお願いして、電気料金は暑い間ですかね、これは下げてもらう契約になりました。</p> <p>村としてもですね、うちの村はですね、特に小石原地区は、特にまた寒い地域でございますので、高齢者の福祉に対してですね、村長、どういうお考えをお持ちですか。</p>
議 長	<p>長澤議員、それから村長、この一般質問の最初に書いているように、村から補助ができないのかという質問で、最初に行っていただきたいと思います。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>最近のですね、急冷な冷え込みにつきましては、やはり高齢者の方も含めてですね、たいへんご苦労されているかと思っております。</p> <p>今、議員の質問にありますように、灯油等の支給等はできないのかということでございますけれども、現在のところ村としては、そういった考えは持っていないということでございます。</p>
議 長	7 番 長澤貞義議員
7 番	<p>例を出したらちょっと違いすぎるんですけど、北海道辺りはですね、やっぱりもう寒くて暖房がなければ生きていけないということでございますけれども、ちょっと中途半端と言いますかですね、でも毎日が寒い折になりますと、やっぱり風邪を引いてもらわないためにもですね、暖かく過ごしてもらうためにもですね、今の村長のお答えでは、そういう支給をすることはできないということですが。</p> <p>村長も周辺の高齢者の方のお家を回ってですね、高齢者の意見を聞いていただきたいと思いますが。</p> <p>今後のですね、やっぱり病気にならないためにもですね、風邪を引かないためにも、こういった取り組みを私は少しでもいいから、やっていただきたいと思うんですよね。そういう考えはないですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>福祉の問題というのは、非常にやはり際限がないというところは、もう議員ご承知だと思います。</p> <p>できるだけですね、高齢者の方には寄り添った形での行政運営はやっていきたいと思っておりますけれども、この辺りが逆に言いますと、どのくらいの予算規模等になるのかですね、それから、また村といたしましても、今災害復旧の形で、査定でいただいたお金では足りないというような状況であり</p>

	<p>ます。</p> <p>そういった中で集落支援員がですね、ストーブのタンク回りも、何と言いますか、入れられないというような方もおられたということで、そういったところにつきましては、集落支援員が行って補助しているというようなことも聞いておりますので、そういったことであれば、また集落支援員等もですね、活用していただければと思っております。</p>
議 長	7 番 長澤貞義議員
7 番	<p>現時点では簡単にはできないというお答えと解釈します。</p> <p>これからもですね、寒い冬が続きますので、高齢者の方たちにはですね、健康に気を付けて生活をして、今の話はですね、また別な機会にでも、また出していきたいと思えます。また、他のやり方もあるのかなという気持ちでもおられます。</p> <p>集落支援員さん等も参加していただいて、高齢者の福祉を充実していく取り組みですね、これも一緒にやっていかなければならないかなと思っております。</p> <p>私の質問は、これで終わります。</p>
休 憩	
議 長	<p>10時20分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時09分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時20分)</p>
議 長	<p>6 番 高倉寛視議員の質問を認めます。</p> <p>6 番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>私はですね、産業の振興についてということで。</p> <p>旧小石原小学校の再生が豪雨の関係で一旦中断しておりましたけれども、やっと動き出したようでございます。</p> <p>先日検討委員会が行われたようでございますけれども、行政として、これからどのように進めていくのかをお伺いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>旧小石原小学校の活用につきましては、平成26年度から28年度の3年間、プロジェクト委員会のメンバーで整備内容などを議論していただきました。</p> <p>その中で、最終的に施設の運営をどうするのか、といったところが最終的に残りまして、それで、指定管理委託をするのか、それとも賃貸借契約でやるのかというのが議論をされてた中でございます。</p>

	<p>先ほど議員言われましたように、昨年豪雨災害がありまして、その会議等が中断をしておりましたので、今年度になり再度委員会等を立ち上げてですね、この運営の方法についての議論、それからまた運営の方法の仕方によりましては、現在の計画どおりの平面計画でいいのか、そういったものも含めまして議論をしていただくということになっております。</p> <p>やはりダムの水特法の関係でやることでございますので、来年度までの余裕の期間を貰っております。そういった中で今年度中には、指定管理者の大体目途もつけまして、そして来年度に再度設計の見直しなり、こういった具合に運営をしていくのかというのを決めた段階で、32年度には工事を着工し完了をしたいと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>今、村長が詳しく説明していただきましたので、もう2番のほうに入らせていただきます。</p> <p>検討委員会の資料を見せていただきましたけれども、以前からほとんど変わってないのじゃないかと思っております。</p> <p>これは先ほどの、ちょっと設計も変更あるという村長の意見ではございましたけれども、これは今まで入っていた同じコンサルさんというんですか、企画会社ということで続けていくつもりなのかを、ちょっとお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>現在入っているコンサルの方は、長崎県の波佐見の西の原地区のまちづくり再生などで非常に大きな実績を残しているコンサルでございます。</p> <p>この業者さんが波佐見焼全体も含めてですね、再生をしたということでございますので、今年度につきましてもこのコンサルのほうにお願いをしたいと思っております。</p> <p>また、設計等につきましては、今まで図面等を書いていただいたコンサル等が一番やはり内容的にも周知しているんじゃないかと思っておりますので、これもまた今までのコンサルさんにお願いをしたいと思っております。</p> <p>先ほど申しましたように、今回のメンバーの中で、本当にやはり運営をどうするのかということですね、きっちりと詰めていただいて、しかも、できれば運営の主体も決めさせていただきたいと思っております。</p> <p>その運営をされる方のご意見等をやっぱり入れて、そして賃貸借契約による運営に持っていきたいと考えているところであります。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>ちょっとこの中にはないんですが、今、村長が運営ということ、運営をしてもらおうということでございますけれども、こういう運営をしていただくという人たちは、また公募か何かでするわけですか。それともこちらから指定とか、そういうふうな感じになるわけですか。</p>

議 長	村長
村 長	現在のところ公募をですね、考えております。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>ちょっとコンサルの話が出ましたので、ここからちょっとコンサルとか企画のことについて、お聞きいたしたいと思います。</p> <p>今までですね、東峰村にはですね、コンサル関係の方や企画の方々がたくさん採用されて、村のためにたくさんの企画などを出していただき頑張っていたのかなと思いますが、今の現状を見るとですね、なかなか結果が出ている施設はないと考えております。</p> <p>今の現状を、大体どのようにお考えてになっておるのかをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現状をどのように認識しているのか、ということだと思いますけれども。</p> <p>やはり先ほど長澤議員の質問にありましたゲストハウスについても当然のことですけれども、やはりこの村の組織におきましては、技術屋というのがいません。</p> <p>そういった中で、こういう改修工事とかいろんなものにつきましては、コンサルに頼らざるを得ないというところは分かるんですけども、それをやはり管理と言いますかね、それを指導していくという人材もいません。</p> <p>そういった中で、やはりこちら側からのコンセプトをちゃんとやっとなないと、今質問にありましたように、なかなかつくったけれども、それが予定どおりには活かされてないというような現状があります。</p> <p>そういった中で、やはり施設の、最終的には運営をどうするのかというのが一番大事なこととなるかと思っておりますので、今回につきましては、その運営面につきまして、まずは運営者を公募し、そして選定した段階で、運営者が逆に建物をどのように使いたいか、それも含めてですね、議論をさせていただければと思っております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>今まで私もですね、コンサルはだいぶ批判をしてきたところがございます。私もそんなに深く考えもせず、質問とかもしないでですね、反省しなければいけないかなと考えております。</p> <p>村で採用しているコンサル会社等について、ちょっとお聞きしたいと思います。</p> <p>コンサル会社の採用基準というのは、どのようにして決めておるのか。一度決まったら、もうそのまま半永久的に同じ会社に任せるんですか。そのところはどのようになっておりますか。</p>
議 長	村長

村 長	<p>その発注する業務によってですね、コンサルは変わっております。</p> <p>例えば、土木の工事等のコンサルにつきますと、その専門の業者、それから、当然建築ですと建築専門の業者、それから、こういった施設の改修等につきましては、やはり今までそういった施設を改修し、運営がきっちりとなされているような業者、そういったところをコンサルとして選んでいるところでもあります。</p>
議 長	6 番 高倉寛視議員
6 番	<p>コンサルをですね、今のように決めるときにですね、企画案とかそういった意見を聞いて、その案がいいと思って決められているのだと思いますが、今までいろんな企画とかコンサルとかで、結果がどのように、良いほうに出ているところがあるのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>土木等につきましてはですね、それは結果は、当然良い結果と言いますか、それは出ているかと思えます。</p> <p>ただ、議員もご承知のように、過去の話をししますと、いぶき館とかですね、それから、今回のゲストハウス、そういったところにおいては、やはり問題があるのかなと、私は認識をしております。</p>
議 長	6 番 高倉寛視議員
6 番	<p>では、2番のほうに行きます。</p> <p>本村に観光客を呼び込むために、何か考えているのかということでございます。</p> <p>昨年からですね、災害ボランティアとして私たちの東峰村に福岡の団体が来てくれました。それこそ身銭を切ってですね、いろいろな活動をしてくれました。また、しております。</p> <p>ご存じの方もおられると思いますが、昨年10月から12月までつづみの里の第2駐車場にコンテナを設置して、無料のカフェを開設しました。また、小さなお子様も遊べるほどのキッズコーナーなども開設してくれました。たくさんの村民の方、また、小さなお子様を連れた若いお母さんたちの、本当に癒しの場所になったと考えております。</p> <p>また、昨年11月初旬に開催したつづみの里秋まつりにはですね、民陶祭を上回るようなたくさんのお客様が来ていただきました。この秋まつりにも、この団体がいろんな企画やアイデアを提供してくれました。あれだけの集客があったのも、この団体の協力があってからだと思っております。</p> <p>また、この団体はですね、東峰村のことを本当に真剣に考えております。自分たちの生活のすべてをこの村にかけております。それだけこの東峰村の魅力に引きつけられて、この村の素晴らしさを全国に、世界に発信したいと、いつも熱く、熱心に話しております。村長もそのことはよく分かっておる</p>

	<p>んではないかと思っております。</p> <p>そのような方たちがいるということに対してですね、村長はどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>昨年の豪雨災害以後ですね、多くの方々に復興支援をいただいていることにつきまして、この場をお借りいたしまして、改めて深く御礼を申し上げたいと思っております。</p> <p>議員の言われている団体というのは一陽来復の皆さん方ではないかと思っておりますけれども。一陽来復の皆さん方につきましても、先ほど議員が紹介をしていただいたように、つづみの里第2駐車場のカフェをはじめですね、岩屋神社を含めた宝珠石祭り、それから小石原のほうでは、また大きなイベント等もしていただきました。このことにつきましても、非常に心から感謝を申し上げたいと思っております。</p> <p>また、議員が言われるように、名前を出していいかどうか分かりませんが、三輪さんをはじめですね、スタッフの方々には、この村をなんとかしたいという思いで、一生懸命頑張っておられます。</p> <p>そのことに対しまして、村のほうから十分な支援等ができてないということにつきましても、私、反省をしているところでありますけれども、やはりそういったべントに対しましても、予算組み等をきっちりしておかないと、なかなか支援等もできない。ただ、お金だけの支援でいいのかと言いますと、やっぱりそうじゃないと思っております。</p> <p>そういった中で、今後ともですね、いろんな方が東峰村でイベント、それから来村をしてくれるわけがございますので、この村のやはり暖かさと言いますか、魅力を包んでいけるような村づくりを今後ともやっていかなければならないかなと思っておりますし、また、そのことがイベントをやっている方々に対しての、1つのお礼となるんじゃないかと思っております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>私がこの後言おうかと思っていたんですけど、村長が先に言ってしまいましたけれども。</p> <p>7月にですね、予定するつもりでございました宝珠石祭は大雨のために延期となりました。しかし8月にはですね、岩屋神社で宝珠石祭セレモニーを実施いたしました。岩屋神社総代さんをはじめ多くの関係者にご参加いただき、T-BOLAN森友嵐士さんの国歌奉納、墨書画奉納、また比叡山延暦寺からは5名の御坊様に来ていただき、神職とともに復興祈願をしていただきました。</p> <p>その後、いずみ館で行った行事の中で、岩屋神社をメインとしたビデオを</p>

	<p>流しましたが、あの映像を見て、村長はどのように思ったのか。</p> <p>あのビデオの映像は英語でも説明書きがされております。国内のみならず世界にも発信できる映像だと、私は思っておりました。村として、譲り受けてでも村のホームページ等で紹介はできなかったのかと思っておりますが、そのところはいかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>森友嵐士さんをはじめですね、いろんな方にご協力をいただきました。また、素敵なビデオ等も作っていただいております。</p> <p>なかなかそれが村としても活用されてないということでございますけれども、現段階では、やはりホームページ上の YouTube とか、それから今、伝承館もできておりますので、その伝承館の中の映像の1つとして、利用させていただきたいなと思っております。</p>
議 長	6 番 高倉寛視議員
6 番	<p>なるべくですね、やはりあれほどのビデオですので、東峰村の本当の宣伝になると思いますので、ぜひ、利用をしていただきたいと考えております。</p> <p>そしてですね、先月延期しておりました宝珠石祭イベントも開催いたしました。2日間で1千人ぐらいの方々に来場していただきました。このイベントにもですね、T-BOLANの森友嵐士さん、そして大黒摩季さんにも来ていただき、会場を非常に盛り上げてくれました。このイベントは、7月開催予定だったイベントが延期になったため、非常に予算がなくてですね、テントは窯元さんたちの方々にお願いして借りて、窯元さんたちのテントを借りて設営をいたしました。また、タレントさんの控室が近所がありませんでしたので、村民の方の家を借りて、そこを控室にさせていただきました。</p> <p>このようにですね、村民の方々が協力してくれたのも、この団体の熱い思いがあったからだ、私は考えております。</p> <p>また、後片付けにはですね、職員の皆さんに非常にお手伝いをしていただき、これは本当に感謝するものであります。また、村長にも職員の派遣をしていただき、これも感謝いたしております。</p> <p>このようにですね、東峰村のために、この村の良いところを本当に真剣に考えている人たちは、そんなに村内にもいないのではないかと私も考えております。私もこの方たちに引っ張られながらいろんなお手伝いはしてきましたけれども、一議員がどんなに頑張ったところでたかが知れてるなと思っております。</p> <p>これからですね、やはり行政がこの人たちの企画やアイデアを利用して、新しい発想を取り入れた村として、活性化に繋がるような村づくりをしていただきたいと思いますが、そのところはいかがでしょうか。</p>
議 長	村長

村 長	<p>高倉議員言われましたように、議員もですね、陰日向になり、そして後ろを支えていただいたおかげだと思っております。</p> <p>こういった人たちというのは、非常にこの地域の活性化、ましてや東峰村の活性化につきましても、たいへん有意義だと思っておりますので、今後とも話を進めさせていただきたいと思っておりますし、できれば年間計画みたいな形でですね、事前に計画性のあるような形でご提案等をいただきますと、またそれなりの対応の仕方がちょっとあるんじゃないかと思っておりますので、こういった点につきましても、話をですね、させていただきたいなと思っております。</p>
議 長	6 番 高倉寛視議員
6 番	<p>次の質問に入ります。</p> <p>義援金と書いておりますけど、寄附金も入るかなと思います。自分はちょっと義援金と寄附金のあれがよく分かりませんでしたので。</p> <p>今までですね、本当にたくさんの方々から義援金、寄附金、いろんな形でいただいておりますが、今までどのような使われ方をしてきたのかを、ちょっとお伺いしたいと思っております。</p>
議 長	村長
村 長	<p>義援金、寄附金にいただきましても、この豪雨災害後ですね、全国各地並びに企業の皆さん等から支援をいただきましたことにつきましては、また、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げたいと思っております。</p> <p>義援金と寄附金の関係は違うということですので、義援金について、どのように使われているのかと言いますのは、担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>先ほど村長が言いました寄附金と義援金の関係。</p> <p>寄附金につきましては、一応総務課というか、村の災害復興の支援という形で、村のほうで会計で受け入れて、村の予算として支出をしているものでございます。あくまで直接法人とかですね、応援していただいている方からですね、村長室なりに応援に来ていただいて、そのときに寄附金という形でお受けしております。</p> <p>これについては、29年、30年受けておまして、それは、やはり村の復興にかかる分、また、災害の応急復旧とかですね、いわゆる補助金とかがない部分についてですね、大切にに使わせていただいているものでございます。</p> <p>義援金につきましては、担当が住民税務課のほうになります。これについては、それぞれ口座等をですね、開設をいたしまして、広くホームページ等で義援金のお願いという形で呼びかけをいたしましてですね、そういった形</p>

	<p>でいただいた分で、これについては被災者のほうに直接配布されるということで、この件につきましては、住民税務課長のほうから説明ということになります。寄附金の説明については、私のほうからさせていただきました。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>先ほど総務課長が申し上げましたとおり、義援金につきましては、その趣旨からですね、被災された方へ速やかにお届けするというので、発災直後から東峰村災害義援金配分委員会を設けましてですね、これまで6回の委員会を開催いたしております。</p> <p>現在、第4次配分まで終了しておりますが、議会のほうからもですね、この配分委員会に出席いただいておりますので、たぶんご存じな部分があるかと思いますが、詳細にお伝えしたほうがよろしいですかね。</p> <p>(6番「いいです。」の声あり)</p> <p>よろしいですか、はい。</p> <p>今現在、義援金につきましては、そういう形で配分を随時させていただいております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>もう2番のほうに入ります。</p> <p>昨年の豪雨災害では、大なり小なりほとんどの村民の方が被害を受けたと考えております。直接本当に大きな被害を受けた方もおられますけれども、停電とか水道が出ない、これも被災の内だと私は考えております。</p> <p>村民一人ひとりの心の傷を癒していくべきだというふうに書いております。どのようにすべきか考えはありますかと書いておりますが、これはですね、村民の方から私は意見をいただいたのです。</p> <p>こういう義援金がどういうふうに流れておるのか、ちょっと分かりませんでしたので、義援金であるか寄附金であるか、これでCD作製。</p> <p>何でかと言うと、先月、いつだったですかね、音楽堂で行われた音楽を聴いたときに、「たからのとき」の挿入歌とか「未来号」、ああいうふうなそういうものをCDにして、希望をする村民の方に配布はできないかということでした。</p> <p>ですから、CD作製というのが、どのくらいかかるものか、ちょっと私は分かりませんが、そういった方向には使えないものか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村民の一人ひとりの心の傷を癒していくべきだと思います。ということなんですけれども、まさしくそのとおりでありまして、村民の方一人ひとりに寄り添った形で、村といたしましても支援をしていきたいと思っておりますし、また、心の傷が癒えるような形につきましても、職員それから北筑後保</p>

	<p>険事務所のほうとも連携を取ってやっているような状況であります。</p> <p>今、議員ご提案のCD等につきましても、たぶん東峰村復興応援歌辺りの話じゃないかと思っておりますが、予算を立てればですね、寄附金の中からもできるんじゃないかと思っておりますので、また、議員の皆さん方にご相談を申し上げ、そしてCD等は、作ればまた全戸なり配布をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	6 番 高倉寛視議員
6 番	<p>そういった「たからのとき」の挿入歌は、そういうことで応援歌でございます。</p> <p>それですね、その方が言われるには、本当にその歌を聞くと涙が出ると、いうふうなこともおっしゃられておりました。</p> <p>それで、はっきり言って、CDを、今、村長は全戸配布というようなことで言いましたけれども、それをしてもCDを持たない人、使えない人がおられると思いますので、これは、将来的にどう思うか分かりませんが、あくまで希望者だけでも私はいいと思いますけれども、そういう考えですね、やっぱり前向きに村民の方の癒しになれるようなことをこれからも考えていただきたいと思います。</p> <p>以上で、私の質問は終わります。</p>
議 長	高倉議員、答弁はいいですか。
6 番	はい。
散 会	
議 長	<p>以上で、一般質問を終わります。 これをもちまして、本日の会議を終了いたします。 明日13日は、午前9時30分から開会いたします。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。 (10時50分)</p>

第 1 1 回 東峰村議会定例会会議録

平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

平成30年 第11回東峰村議会定例会議事日程

平成30年12月13日開議

- 日程第 1 議案第43号 東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第44号 東峰村ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第45号 東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第46号 平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)について
- 日程第 5 議案第47号 平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について
- 日程第 6 議案第48号 平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について
- 日程第 7 意見書第1号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出について
- 日程第 8 発議第 4号 JR日田彦山線の早期全面復旧と長期的な運行の確保を求める決議について
- 日程第 9 発議第 5号 地方創生検証特別委員会の設置に関する決議案の提出について
- 日程第10 閉会中の継続調査申出について

追加

日程第 1 発議第 6号 高倉寛視議員に対する議員辞職勧告決議について

日程第 2 発議第 7号 佐々木紀嘉議長に対する問責決議案について

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議案第43号「東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>お伺いいたします。</p> <p>4ページのところなんですけど、2条の(2)のところ、処理場、東峰村が管理運営し、ということになっておりますが、これは運営管理者を置くのか、またこれとはちょっと違うんですけど、よく都会で見ると大きなフェンスとか、そういったものを付けるのかどうかをお伺いしたいと思います。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>1点目の管理運営につきましては、今後運用していく中でですね、県さん、福岡県さんから出てくる土砂とうちから土砂が出てくるんですけども、今のところ当面県さんのボリュームが多いものですから、県さんのほうの対応ですね、そこに常駐いたします。委託常駐するということになってございます。</p> <p>あと2点目のフェンス等につきましては、下流のほうからは入って来れませんので、上流、上流と言いますか、山手のほうにはですね、フェンスを既に設けておりますので、その門扉の開閉によってですね、管理していく形になります。以上でございます。</p>
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	<p>将来的に満杯になるわけですよ。この集まった土砂を、どこかに要望があれば出すという可能性もあるんですか。結局埋め立てに必要な、土砂が必要ということであればですね。そういうことであれば、どういうふうになるのかお伺いします。</p>
議 長	建設水道課長

建設水道課 長	もちろん今回の処理場に持ってくる土砂はですね、土については土砂等と明記しておりますので、それで今ご指摘の、例えば埋め立てに使用したいとかいうことで、それが適した土砂であればですね、それは、そのときによって対応叶うかなと思っております。以上です。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これより討論を行います。 反対討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第43号「東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第44号「東峰村ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これより討論を行います。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし)
議 長	賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第44号「東峰村ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第3	
議長	<p>日程第3 議案第45号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p>
議長	<p>賛成討論ありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第45号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第4	
議長	<p>日程第4 議案第46号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>8番 大蔵久徳議員</p>
8番	<p>35ページですね、3款3項9目、19節の負担金補助金。</p> <p>宝珠の郷の空調のことなんですが、説明では折半するということでした。</p> <p>宝珠の郷においては数年前も空調の更新がございました。そのときは何か全額宝珠の郷が出したと。</p> <p>大体宝珠の郷自体は、村の持ち物であるので、10万を超えるときは村が大体工事をするという話を聞いておりましたけれども、今回折半ということですが、どういった経緯でこういうふうになったのか、お聞きします。</p>

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>経緯としましては、最初にですね、宝珠の郷のほうからですね、空調のほうが悪れたということで報告がありまして、個別のですね、空調というか、一部屋、一部屋の分の個別の空調でということですね、提案があつておりました。</p> <p>そこで協議をしましてですね、今の室内機及び配管を使ってですね、短時間で終わる方法を、工期的にも短時間で行われる方法はないかということで協議をしましてですね、室外機のほうをですね、空冷チラーのほうに変更ということで協議をさせていただいたときにですね、そこで予算関係もですね、協議をいたしまして、今村のほうでもですね、災害復旧のほうで予算を支出していて、財政も不足しているということで、協議をした結果ですね、折半で行おうという協議になりまして、今回の工事としまして、村と宝珠の郷の折半という協議になっております。以上です。</p>
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	<p>数年前の空調をやり直したときも全額宝珠の郷が払ったということで、そのときは村が、金がないという、なんか担当の話があつたという話も聞いております。</p> <p>今後こういったときがあつたときは、金があるときは払うのか。それとも最初のあれに則って10万以上は村がするのか、その辺りはその都度、その都度変わるのか、また最初言ったように10万に則ってするのか、その辺りをお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>宝珠の郷は公設民営の運営でございます。</p> <p>そういった中で、いろんな取り決め等もさせていただいておるわけでございますけれども、この公的部門に係るですね、補修・改修につきましては、村のほうで10万以上というようなことであつたんですけれども。</p> <p>以前ですね、宝珠の郷のほうから寄附金みたいな形で130万貰つておりました。それが税法上ですね、問題があるということで、そうであれば130万の補修費についてはですね、宝珠の郷のほうで持っていただくようにということで、話がついていたわけでございます。</p> <p>今回、保健福祉課長が申しましたように、宝珠の郷の提案ですと4千何百万かかるんですね。それで、私もちょっとその辺りは建築をやつていましたので、既存の配管、それから吹き出し口等を使ったセントラル方式であればですね、もっと安くできるんじゃないかと。しかも内部のほうの費用がですね、ほとんどかからないということで、そういう提案をし、検討した結果、2千万弱になつたということで、それで900万ぐらいのですね、村のほうの負担となると。</p>

	<p>そういった中で、今回に限りましては、村のほうも災害復興工事等で非常に予算的にも厳しいんで、なんとかならないかというお願いを、折半でなんとかならないかというお願いを、協議をさせていただきましたところ、向こうのほうも受けていただきましたので、今回そのような折半という形になっております。</p> <p>ただ、今後の対応としてどうするのかということでございますけれども、本来の数字から言いますと、先ほど言いました公設民営ですので、村のほう負担をしなければならないということはあるんですが、その辺り、私の個人的な考え方としましては、宝珠の郷のほうも余剰金と言いますかね、それも結構お持ちでございますので、できればできるだけ宝珠の郷のほうにも協力をさせていただいてですね、やっていければと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、この件については、以後どうするのかというのは、建物の年数も年々と経過しておりますので、また話し合い等をですね、させていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>他に。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>34ページ、税務総務費の中で、ふるさと納税のことでちょっとお聞きします。</p> <p>これは、今現在、返礼品というんですかね、それは何種類あるのかを教えてくださいたいと思います。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>昨日の一般質問の中で若干説明させていただきましたが、8事業者の方で、11月末時点で28品目の返礼品のご協力をいただいているところです。</p>
議長	<p>他に、質問。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>36ページをお願いいたします。</p> <p>7款1項1目商工振興費の中の、復興支援プレミアム付き地域商品券についてお尋ねいたします。</p> <p>額の説明はあったんですけども、発行時期、あと1人当たりの限度額等をですね、ちょっと詳細な部分をお教えいただけますでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>今回の復興支援プレミアム付き地域商品券でございますが、昨年の運用と全く一緒でございます。</p> <p>1月1日から受け付けを行いまして、2月の11日だったと思います。それぐらいからですね、引き換えを行います。そして6月いっぱいですね、6月いっぱいまで使用することができます。以上です。</p>

議 長	農林観光課長
農林観光課長	失礼しました。 個人当たりですね、購入限度額は昨年同様5万円でございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5番	説明の中で、引き換え期間ということもあったので、去年と同様に申し込みというか行って、もし多い場合は抽選となるか、先着順となるのか。その点と、あと村内者向けだけなのか村外の方も可能なのか、その辺も含めてお願いいたします。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>昨年の例を申し上げますと、実質ですね、抽選という形にはならず、応募すれば皆さん購入できるような状況でございました。</p> <p>また、5月の民陶むら祭以降だったと思いますが、道の駅のほうですね、直接予約なしに販売も行っております。</p> <p>そういった販売方法を取って完売したわけですが、今年もそのような事象強になるのではないかなと、想定はしておるところでございます。</p> <p>昨年が6千万、発行総額が6千万でしたけど、今回が3,600万と、若干金額が減っておりますので、昨年と全く同じ形態を辿るかどうかというのは分かりませんが、村のほうで予想しているところでは、そのようなことを思っております。</p> <p>また、対象者については、県内、県外問わず、村民に限定する、そういったことではございません。どなたでも購入することができます。以上です。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9番	<p>まず、この学校教育の関係について、お尋ねをしたいんですが。</p> <p>まず、29ページですね、学校教育施設整備事業債、これについて、昨日の説明の中では6割の交付税があるというようなことで、説明を受けておるわけなんです、これに関する償還についてですね、どういう形で償還をされるのかと。</p> <p>据え置き並びにですね、償還年数等を教えていただきたいということと、同じようにですね、36ページの10款2項ですね、1目のところの、この施設工事について、一昨日には18教室ということで説明を受けておりましたが、これは、この18教室をすれば全部が終わるのかと。</p> <p>先行して2カ所でしたかね、エアコンを取り付けてあるかと思えます。体育館とか、そういう武道館とか、そういうものに関しては、そういうものはないことは承知しておるんですが、これで全部が網羅できるのかということについて、お尋ねをしたいと思えます。</p>
議 長	総務課長
総務課長	学校教育施設等整備事業債の償還については、通常学校教育等の施設につ

	<p>いては、20年から25年の償還期限を設定するんですが、今回がエアコンですね、空調機ということで、耐用年数が非常に短いという事情がありますので、今のところはですね、確か10年償還だったと。10年程度の償還で、2年の据え置きですね、そういう形での借入れを、一応県のほうに一時要望という形で出しているということで、ご理解いただきたいと思います。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>先ほどの質問ですが、全教室を網羅するののかということでございますが、一応この18教室ですべて教室は付く予定でございます。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>関連ですが、この工事についてですね、どういった計画で進めていくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>概略でございますが、今、内示が来ております。</p> <p>1月中旬過ぎに交付申請をした後に、交付決定がある予定でございます。</p> <p>それと同時にですね、これにつきましては、13節で設計委託を組んでおるとおり、準備を進めてですね、その辺りで設計を始めてですね、3月には着手にかかれるように準備したいと考えております。</p> <p>できればですね、学校が授業等ありまして、長期休業等に重なればですね、工事の進捗が早いと思いますけれども、春休み等でそこまでいっているかというのが、ちょっと今疑問のところがございますけど、その辺りにつきましてもですね、設計を組んだ後にですね、学校側との協議も含めながらですね、夏、要は、エアコンシーズンになるまでにはですね、工事を完了したいと考えております。以上でございます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p>
議 長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第46号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第5号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第47号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>43ページ、歳出のほうですね、ここに4目、7目、8目という形で、漏水等修理ということだけの記載がっておりますが、このものについては、抜本的なものが直っていくのか、また、この後にですね、次年度にまたこういう形のものが発生する可能性があるものも含んでですね、今回の漏水修理なのか、今あっているものについて対応するための、この歳出なのかというところを詳しく教えていただきたいんですが。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>計上している額につきましては、計画的補修に使うものではなくてですね、やはり判明したと言いますか、そういったところの修繕に使うものでございます。</p> <p>計画的補修については、将来、老朽化も目立っておりますのでですね、その点の予算の確保等も含めてですね、考えていかないといけないと思っておりますけども、今の時点では漏水が見つかったところを直す、補修する。それで各家庭に水を供給するということで、今回予算を計上させていただいております。</p> <p>ご指摘の計画的補修については、同じような、老朽している管がまた当面、将来にわたっても出てくることも想定されますけども、今回の補正予算の計上については、その点で計上させていただいております。以上です。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>（反対討論なし）</p>
議 長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>（賛成討論なし）</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第47号「平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」を、お諮りいたします。</p>

	<p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第48号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について」を、議題といたします。 説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし)</p>
議 長	<p>賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第48号「平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 意見書第1号「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出について」を、議題といたします。 補足説明を提出者、黒川隆康議員に求めます。 3番 黒川隆康議員</p>
3 番	<p>52ページをお願いいたします。 意見書第1号、東峰村議長 佐々木紀嘉殿。 「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出について」 上記の意見書案を別紙のとおり提出する。 平成30年12月11日、提出者 黒川隆康、賛成者 伊藤均議員です。 提出の理由、現行憲法の議論を深めることを目的に、国会における憲法論</p>

	<p>議の推進と国民的議論の喚起を求めるために、関係機関への意見書を提出する。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書</p> <p>日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、わが国の発展に重要な役割を果たしてきた。このことは、われわれ国民の誇りとするところでもあり、この三原則こそ現憲法の根幹を成すものであり、今後も堅持されなければならない。</p> <p>一方、現憲法は、今日に至るまでの70年余一度の改正も行われておらず、この間、わが国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じている。こうしたことに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から国家と国民の安全・安心を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められる。</p> <p>このような状況の中、国会でも平成19年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。憲法は国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。</p> <p>よって、国におかれては、日本国憲法について国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。</p> <p>提出先は、大島衆議院議長、伊達参議院議長、安倍内閣総理大臣、石田総務大臣、山下法務大臣、菅内閣官房長官、以上に提出いたします。</p> <p>東峰村議会議長名であります。以上であります。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p>
議 長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>意見書第1号「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p>

	(賛成者挙手)
議長	賛成多数。 よって、本案は、原案どおり可決されました。 この意見書につきましては、後日関係省庁に提出をいたします。
日程第8	
議長	日程第8 発議第4号「JR日田彦山線の早期全面復旧と長期的な運行の確保を求める決議について」を、議題といたします。 説明を、伊藤均議員に求めます。 9番 伊藤均議員
9番	<p>発議第4号、東峰村議会議長 佐々木紀嘉殿。</p> <p>「JR日田彦山線の早期全面復旧と長期的な運行の確保を求める決議について」</p> <p>上記議案を、別紙のとおり東峰村議会会議規則第14条第1項並びに第2項の規定により提出します。</p> <p>平成30年12月11日、提出者 東峰村議会議員 伊藤均、賛成者 東峰村議会議員 大蔵久徳、高倉寛視、泉守、梶原光春、長澤貞義、高橋弘展 黒川隆康、梶原伯夫。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>JR日田彦山線の早期全面復旧と長期的な運行の確保を求める決議</p> <p>平成29年7月の九州豪雨災害から1年余りが経過しているが、JR日田彦山線については、今もなお復旧の時期が見通せない状況である。現在、不通となっている添田駅から夜明駅の区間は代行バスを運行しているものの、これまで鉄道を利用していた地域住民は多くの不便と不安を強いられている。</p> <p>これまで、日田彦山線復旧会議においては、JR九州と沿線自治体とが復旧方法について論議を重ねてきたが、長期的な運行を確保するための方法について、JR九州と沿線自治体との考えに大きな隔たりがあり、有効な対策や具体的な復旧時期は示されないままである。</p> <p>JR九州には旧国鉄時代から線路の整備、鉄道の運営に多額の税金が投入されており、民営化に当たってはそれまでの債務の承継が免除され、経営安定基金が投入されるとともに、固定資産税の減免もなされている。経営安定基金の運用に関しては、平成27年の「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議」の中でJR九州に地方鉄道路線維持に努めるよう記載されていることから、広域的な鉄道ネットワークを維持していく責務があることは明白である。</p> <p>よって、地元住民が安心して利用できるようJR日田彦山線の早期全面復旧とともに、JR九州の責任において長期的な運行の確保を行うよう強く要</p>

	<p>望するものである。</p> <p>以上、決議する。</p> <p>東峰村議会。以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。全員賛成ですので、賛成討論のある方はお願いいたします。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>発議第4号「JR日田彦山線の早期全面復旧と長期的な運行の確保を求める決議について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p> <p>なお、この決議書につきましては、12月26日にJR九州本社に、私と日田市議会議長、添田町議長と合同で提出をいたします。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 発議第5号「地方創生検証特別委員会の設置に関する決議案の提出について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を、提出者伊藤均議員に求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>発議第5号、東峰村議会議長 佐々木紀嘉殿。</p> <p>「地方創生検証特別委員会の設置に関する決議案の提出について」</p> <p>上記議案を別紙のとおり東峰村議会会議規則第14条の規定により提出する。</p> <p>平成30年12月11日提出です。</p> <p>提案者 東峰村議会議員 伊藤均、賛成者 東峰村議会議員 黒川隆康です。</p> <p>提案理由、平成28年1月第1回臨時会において、東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略を議決し、平成28年度予算より総合戦略に関する事業が本格的に開催されました。総合戦略で定められているとおり、毎年度政策の効果検証を行うことが定められており、また、東峰村議会基本条例第8条2</p>

	<p>項では、政策の評価に資する審議と具体的な改善点の指摘につとめるものとする事から、議会独自の総合戦略における施策等の検証を行うため地方創生検証特別委員会を設置するものであります。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>地方創生検証特別委員会の設置について</p> <p>1、名称 地方創生検証特別委員会</p> <p>2、設置の根拠 地方自治法第110条及び東峰村議会委員会条例第6条</p> <p>目的 東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する施策等の検証</p> <p>定員 10名</p> <p>任期 平成34年4月30日</p> <p>地方創生検証特別委員の選任について</p> <p>東峰村議会委員会条例第8条の規定により、地方創生検証特別委員会の委員を次のとおり指名する。</p> <p>平成30年12月11日提出、東峰村議会議長 佐々木紀嘉殿。</p> <p>地方創生検証特別委員会は、以下のとおり10名という形で提出をさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>発議第5号「地方創生検証特別委員会の設置に関する決議案の提出について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p> <p>地方創生検証特別委員会の委員の選任を行います。</p> <p>選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、地方創生検証特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。</p>
休憩	
議長	<p>10時25分まで休憩いたします。</p> <p>(10時07分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p>(10時25分)</p>
議長	<p>地方創生検証特別委員会の委員長及び副委員長の互選については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長が互選されておりますので、その結果を報告します。</p> <p>委員長に伊藤均議員、副委員長に黒川隆康議員、同、梶原光春議員です。</p> <p>以上のとおり互選されましたので、報告します。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方創生検証特別委員会から閉会中の継続調査申し出がなされております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
議長	<p>泉守議員より、発議第6号「高倉寛視議員に対する議員辞職勧告決議について」が提出されております。</p> <p>これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>発議第6号「高倉寛視議員に対する議員辞職勧告決議について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。</p> <p>議案書の配布を。</p>

	(議案書配布)
議 長	本件については、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、高倉寛視議員の退場を求めます。 (高倉寛視議員 退場)
追加日程第1	
議 長	追加日程第1 発議第6号「高倉寛視議員に対する議員辞職勧告決議について」を、議題といたします。 提出者の泉守議員に説明を求めます。 4番 泉 守議員
4 番	高倉寛視議員に対する議員辞職勧告決議案 12月3日、高倉議員より提出があった議会の申し出書については、自分自身の都合のよい解釈であり議会への批判は、良識ある議員の行動とは到底判断できるものではない。 近年、高倉議員は議場内における発言で数回の陳謝があった。又、議会外においても言動に不適切な発言がある。本議会の名誉と権威を著しくおとしめるもので、その言動は議員としての資質を疑うものである。 その中で、今回提出された申し出書は自分自身の取り扱いの異議と、議長への不信等の申し立てであると窺うが、議員自身が書いた文章で「もし、今回も無視なさるのであれば、東峰村議会の恥を世間に公表することになることをご承知おきください。」とある。 高倉議員が議会を脅しととれる文面であり、民主主義の議会において、理不尽なこの文面については到底、看過できない前代未聞の文章であり、議員としての品質、議会の権威を著しくおとしめるものであります。 よって、ここに高倉議員の議員辞職勧告を決議するものであります。 平成30年12月13日、泉守でございます。
議 長	以上で、説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 (「休憩動議。」の声あり) 5番 高橋弘展議員
5 番	休憩動議を提出いたします。
議 長	はい。
7 番	5番の動議に賛成いたします。
休 憩	
議 長	10時40分まで休憩をいたします。

	(10時32分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (10時40分)
議長	5番 高橋弘展議員
5番	休憩動議を提出いたします。
議長	7番 長澤貞義議員
7番	今の動議に賛成いたします。
議長	動議者が1名おりますので、動議は設立をいたしました。
休憩	
議長	10時45分まで休憩いたします。 (10時41分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (10時45分)
議長	説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。 質疑のある方、どうぞ。 5番 高橋弘展議員
5番	数点、聞かせていただきたいと思います。 この辞職勧告決議案自体を、今見たばかりなので、時間が全然足りていない状況であることは、ぜひともご承知おきしていただきたいと思います。 その上で質問させていただきますが、決議文の4行目からになります。 近年、高倉議員は議場内における発言で数回の陳謝があった。 まず、この近年というのは、いつぐらいのことから指すのか、どういったことを指すのか、そして、議場外においても言動に不適切な発言がある。 この不適切な発言というのは、どういったことがあったのか、お尋ねいたします。
議長	4番 泉 守議員
4番	ただ今、質問がありましたけど、場外の発言につきましてはですね、どうしても聞きたいということであれば申し上げますけども。 この人事案の問題については、できるだけそういうふうなのは避けたいというふうに考えておまして、辞職勧告決議案の内容につきましては、高倉議員自身の書いた文書による決議案で十分であるというふうに私は思っておりますので、皆様のご理解をそのようにいただきたいと思います。
議長	5番 高橋弘展議員

5 番	<p>少し回答としては、よく理解できないというか、もう少し詳細が分かればと思うところがあるんですけども。</p> <p>あと、もう1点、「もし、今回も無視なさるのであれば」という文章に対して、最後から4行目ですね、高倉議員が議会の脅しともとれる文面でありということで、この文面に対して、何か高倉議員自信にお尋ねになったことはあられるんでしょうか。</p>
議長	<p>高橋議員、声が聞こえなかったそうです。</p> <p>高橋議員、もう一度。</p>
5 番	<p>この高倉議員が書かれたという「もし、今回無視されるのであれば」という文面に対して、この決議文の中では、「高倉議員が議会の脅しともとれる文面であり」というふうに書かれておりますが、提案者の方としては、高倉議員に、この文面はどういった文面なのかという部分は、お尋ねになったのでしょうか。</p>
議長	4 番 泉 守議員
4 番	<p>別に高倉議員と話したわけではないけれども、この文章はですね、議会に出されておまして、議員、各、十分な議論をいたしております。</p> <p>こういう中で、それぞれこの審議をいたした結果ですね、これは皆さん方も理解しておるように、十分な、私はそれでもうこれは辞職勧告決議案に対する例があるということで、協議会の中でも、全協の中でもお話したとおりでございますので、そのように理解をしていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>高橋議員、3回になります。</p> <p>5 番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>最後の質問とさせていただきますと思います。</p> <p>昨日、一昨日と全協が行われております。</p> <p>この文章に関しましては、議運の中、全協の中でもこの文章の取り扱いについては議長から諮られたものであり、協議と言いますか、取り扱いについて、議運の委員のメンバーあるいは全員協議会において、高倉議員を除く全議員で協議がなされております。</p> <p>その中で、全協の結論として、私が感じている部分としては、各議員、この文面に関しては少し問題があるというか、個々に問題の異議は違うにしろ問題があるという部分に関しては一致していたかと思いますが、議長としては、そこに対しては各個人の判断ということで、議会を代表する長としては、この案件については扱わないと言いますか、何らかの措置をするということはない判断になっているかと思えます。</p> <p>そこで、敢えてこの決議案を出されたという部分に関してお聞きしたいと思います。</p>
議長	4 番 泉 守議員

4 番	<p>今、ご質問の内容でございますが、この処分を出さないとかというような結果のお話はなかったと思います。</p> <p>それはね、これはいろいろそれぞれ考え方も違うしね、各々の考え方があると思います。私はこのような決断をするということで、決議案を提出させていただいておりますので、どうかご理解のほどを賜りたいと思っております。</p>
議長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	<p>全協が行われました。そして、その中で高倉議員から提出された文章の中で、最後の2行ぐらいですか、ここに載っております。「今回無視されるのであれば、世間に公表することになる」というふうな内容。これは、ここに書いてあるように、脅しともとれる。はっきり脅しじゃないわけですね、脅しともとれる。そういった文の中で、敢えて、これは議会に、私はあのときは、議会全体をおとしめるとは、私は捉えませんでした。これは、敢えて議会がおとしめられると言われる根拠をお願いします。</p>
議長	4 番 泉 守議員
4 番	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>今、申し上げましたようにですね、それぞれ考え方が違うんです。</p> <p>私はこの文章を見て、高倉議員の出した文章を読んでね、自分で判断する限り、このような文章に、脅しともとれる文書ではないかというふうに、私は理解しております。</p>
議長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	<p>だから、脅しともとれる文章なら、本人に聞いて、この辺りはどうですかと確認を取って、それでもこれは、私は、そういった脅しのつもりだとか言えばですね、こういった辞職勧告の案件に上がってくるかもしれません。</p> <p>しかし、何も無いまま、これ出すと。だから、今言ったように、これ自体が脅しともとれる内容です。だから、その強い脅しともとれるように思った、その根拠、そこがあれば伝えてください。</p>
議長	4 番 泉 守議員
4 番	<p>それは今、先ほど何度も申し上げたように、それぞれのこの文章、高倉議員が出した文章を見てね、思わない人もあるわけ。思う人は、それはね、考えることによってね、高倉議員に文書をですね、出した文書をね、本人に「あなたどうですか」という確認をする必要はないと、私はそのように思っております。</p>
議長	8 番 大蔵議員、3回になります。
8 番	<p>この文章も含めて、議員勧告の決議が出ると。</p> <p>その前に、そもそも以前から陳謝があったりとか、外でも不適切な発言が</p>

	<p>ある。</p> <p>これ、そもそも列挙して、そして、その時点ですべて出してですね、これはまだ未解決済みとか、そういったなら分かりますよ。これ、ただ書いてるだけでですね。外で何が合ったかもはっきり分からない。</p> <p>そういった中で、ここの決議に持ってくるということがですね、果たしていいものかと私は考えます。</p> <p>そういった中で、敢えて近年、これは、議員辞職に勧告するようなことがあったならば、それを教えてください。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>この議会の中でも陳謝を、近年中に何回かされております。</p> <p>これは、私が言うよりもね、質問者の大蔵議員は議長でもあった。自ら自分が知ることじゃないですか。このことについて、何月何日こういうことで陳謝しとりますよとかね、個人的なね、ことについて、私は個人的に議場外での問題についてはね、先ほどから言っているね、重大な問題もあるわけです。</p> <p>しかし、この場でね、皆さんに言うことについては人権の問題もあるし、言うべきでないか、言うべきか。どうしても皆さん方が言ってほしいといえ、そのことについて申し上げたい。</p> <p>だから、私個人としてはね、今先ほど言った最初からの答弁と間違いございません。</p>
議長	7番 長澤貞義議員
7番	<p>私も以前、辞職勧告の決議の発議をしたことがございます。</p> <p>そのときはですね、消防委員の方たちから村に、議員の方が飲酒運転をしていたという申し立てが出たわけですね。そして、消防委員の方たちと一緒に、その議員の方が飲酒をされてたその直後に。</p>
議長	長澤議員、発言にちょっと注意してください。終わったことでいろいろ言うと、人権のほうに今度は引っかかります。
7番	<p>はい。</p> <p>消防委員の方から、村を代表する消防委員の方からそういう申し立てを村に出されましたもので、私がたまたま会派の議員でございまして、私が会派の長という届け出を県にしていた関係上、私自身が、これはもう辞職勧告をするしかないと思い、そういう決意あのときは出しました。</p> <p>今回のこれはですね、議員の間で、十分にもうちょっと話をしてですね、辞職勧告まで至らない問題じゃないかと、私は、これは思うんですけど、ここまで至ったということは非常に残念でございます。</p> <p>4番、泉議員が今日、もう出しておりますのでですね、もうちょっとみんな議論ができなかったのかということを知りたいです。</p>

議 長	4 番 泉 守議員
4 番	<p>私はですね、長澤議員から前回のことも申し上げましたけど、私は、今回初めて4月以降議員になったわけでございます。以前のことは、議事録等を見て、調べたとおりでございます。</p> <p>そして、今もっと審議できなかつたのかと。これは、全協におきましてもね、相当審議をですね、それぞれの意見を述べて審議をしたところですよ。</p> <p>だから、最終的にはね、それぞれ私は信念をもって、私はこう思いますということで、全協の中でも説明している。</p> <p>それ、いや、皆さんがね、待ってくれと。もっと話をしようじゃないかというような話はなかつた。だから、各々の考え方が違うんですよ。</p> <p>皆さん、この文章を見られたと思うけど、このようなですね、議員としてね、やるべきもの、ちょっと考えられません、私は。</p> <p>そういうことで、私は決議案を提出しておりますのでね、その辺りについては、各々違うということ、ご理解を賜りたいと思っております。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>まず、反対討論はありませんか。</p> <p>8 番 大蔵久徳議員</p>
8 番	<p>質問の中でも言いましたけれども、この「脅しともとれる」、とり方によっては違う場合もあるわけです。</p> <p>ここ辺をとりあえず高倉議員に、これはちょっとおかしいことを書いてますねと。そして、それに対して、私は、これは知らんと、本当の脅しのつもりだというつもりで、謝りもしないでですね、そうだったならいいかもしれませんが、そういった機会も与えないまま、こういった辞職勧告を出すことには反対です。</p>
議 長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>1 番 梶原伯夫議員</p>
1 番	私は、泉さんが出したこの説明文で十分だと思いますので、賛成します。
議 長	<p>反対討論はありませんか。</p> <p>5 番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>反対討論の立場で討論させていただきます。</p> <p>まずもって、今、昨年起きた災害にあたって復旧復興が行われる、本当にこれからというときに、議会内、議場内、そういった部分の中で、こういった決議案が唐突に出てくること自体、やはり住民目線から考えると、議会何やってるんだと。そういったことは、議会内、議場内でやはり解決していくべき問題で、この議場で何か行われることではないじゃないかと、本当に問</p>

	<p>われるべき内容ではないかなと感じております。</p> <p>ここに出てきた時点で受け止めなければならないので、それについては反対の討論をさせていただきますが、先ほど同僚議員が討論した内容とも同じくしますが、やはり高倉議員が議会を「脅しととれる」というところで、本人にも確認をすることもなく、一方的な受け止め方によってこういった決議案が出ていることに対し、とても残念に思うとともに、全員協議会の中でも、議長がこの案件に対して、議長の判断で何か行われるということがなかったのにもかかわらず、相当なその後の議論がない中で出てきたことに対して残念に思い、この決議には反対をさせていただきます。</p>
議長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>3番 黒川隆康議員</p>
3番	<p>私は、議員として1期4年を過ぎ、そして2期目に入っております。この間、高倉議員とは同僚議員として議員活動を行ってまいりました。</p> <p>この間の高倉議員の言動を顧みまして、総合的に考慮し、是々非々で判断をした結果ですね、私は、泉議員の発議に賛成をいたします。</p>
議長	<p>反対討論はありませんか。</p> <p>7番 長澤貞義議員</p>
7番	<p>私は、反対の立場で申し上げます。</p> <p>この問題ですね、本当に辞職勧告まで至らなくてもいい問題だと、私は思います。</p> <p>したがって、反対の立場を表明いたします。</p>
議長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>再度、反対討論はありませんか。</p> <p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>発議第6号「高倉寛視議員に対する議員辞職勧告決議について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数。</p> <p>よって、本案は、採択することに決定をいたしました。</p> <p>ここで、高倉議員の入場を求めます。</p> <p>(高倉議員、入場)</p>
議長	<p>ただ今の議決に基づき、高倉議員に辞職勧告を行います。</p> <p>貴殿に対する議員辞職勧告決議が議決されました。</p> <p>ここに、貴殿に対し議員辞職を勧告いたします。</p> <p>以上をもちまして、本定例</p>

	(「ちょっと待った。議長、休憩動議です。」の声あり)
議長	5番 高橋弘展議員
5番	休憩動議を提出します。
議長	7番 長澤貞義議員
7番	5番の動議に賛成します。
休憩	
議長	11時10分まで休憩します。 10分まで休憩して、もしあればまた再開です。 (11時 7分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (11時10分)
議長	6番 高倉寛祝議員
6番	11時40分までの休憩動議を提出いたします。
議長	7番 長澤貞義議員
7番	6番議員の動議に賛成いたします。
休憩	
議長	暫時休憩をします。 (11時11分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (11時45分)
休憩	
議長	ただ今、議長宛に問責決議案が出ておりますので、12時まで休憩をいたします。 (11時45分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (12時00分)
議長	大蔵議員より、発議第7号「議長に対する問責決議案」が提出されております。 これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。 ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 発議第7号「佐々木紀嘉議長に対する問責決議案について」を、日程に追

	<p>加し、追加日程2として議題とすることに決定をいたしました。</p> <p>本件については、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、私は退室をいたします。</p> <p>日程表の配布を行います。</p> <p>(佐々木議長、退場)</p> <p>(日程表の配布)</p> <p>(議長 伊藤均副議長に交代)</p>
追加日程第2	
議長	<p>会議を再開します。</p> <p>追加日程第2 発議第7号「議長に対する問責決議案」を、議題といたします。</p> <p>提出者、8番 大蔵久徳議員の説明を求めます。</p> <p>8番 大蔵久徳議員</p>
8番	<p>発議7号、東峰村議会議長 1 佐々木紀嘉殿。</p> <p>「佐々木紀嘉議長の問責決議案について」</p> <p>上記の議案を、別紙のとおり東峰村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。</p> <p>平成30年12月13日提出、提案者、東峰村議会議員 大蔵久徳、賛成者、東峰村議会議員 長澤貞義。</p> <p>提案理由、東峰村議会基本条例第12条第1項及び第3項に対し、佐々木紀嘉議長は、公平かつ公正な議会運営及び中立公正であるべき職務遂行をされないことに対し提出するものです。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>佐々木紀嘉議長の問責決議</p> <p>本議会は、公平かつ公正な議会運営及び中立公正な職務遂行をされない責任を佐々木紀嘉議長に問う。</p> <p>以上、決議します。</p> <p>東峰村議会でございます。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p>

議 長	賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結します。 採決します。 発議第7号「佐々木紀嘉議長に対する問責決議案について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	採決の結果、賛成、反対が同数です。 したがって、地方自治法第106条第1項の規定により、議長が本案について、採決をいたします。 佐々木紀嘉議長に対する問責決議案は、議長は、否決と採決いたします。 よって、本案の採決は、否決といたします。 議長の入場を求めます。 (佐々木議長 入場)
議 長	ただ今の議決に基づき、議長の間責決議案の報告を行います。 貴殿に対する問責決議案は、否決されました。
休 憩	
議 長	暫時休憩します。 (議長交代) (12時10分)
再 開	
議 長	会議を再開いたします。 (12時11分)
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長より、あいさつの申し出がっております。これを許可します。 村長
村 長	閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 12月11日より本日まで、平成30年第11回東峰村議会定例会を開催し、慎重なるご審議を賜り、提案をいたしました案件すべてをご決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。 また、一般質問でいただきました村政への各分野につきまして、多数のご質問をいただきましたが、いずれも厳正に受け止め、現状並びに課題の所在を十分に認識し、村政発展のため努めてまいります所存でございます。

	<p>さて、年が明けますと、1月4日、金曜日、午前10時からいずみ館におきまして、新成人32名を対象に成人式を開催いたします。将来の東峰村を担う新成人の門出となる場所でございますので、議員の皆様のご臨席を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>また、1月6日、日曜日、午前10時から、東峰村消防団出初式を宝珠山グラウンドで開催いたします。本式典におきましても、消防団に対する激励に議員の皆様のご臨席を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>最後に、これから年末年始に向かうおり、寒さも一層増してまいります。議員の皆様におかれましては健康に十分留意され、ますますのご活躍をいただきますとともに、良い年を迎えていただきますようお願いをいたします。</p> <p>以上をもちまして、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。</p>
議 長	<p>これをもちまして、平成30年第11回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(12時14分)</p>
	<p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>